

原油資源支配構造の変動と International Majors の新動向

山田 恒彦 廿日出芳郎
松井 豊 古関 信

〔要旨〕

中東・北アフリカ地域では、産油国政府の事業参加ないし国有化が最近急速な進展を見せており、かつての包括的コンセッション形態による Majors の資源支配は大きな変動を余儀なくされている。こうした原油資源支配構造の急激な変動が Majors の原油調達力にどのようなインパクトを与える、またその経営戦略やビヘイビアにどのような変化をもたらすのか、さらにそれを通じてわが国の石油供給はどのような影響を蒙るのかという問題意識の下に、本報告は米系 5 社の最近の動向をできるだけ実態的に総括し、分析しようとしたものである。

73年の OAPEC による全般的生産削減と OPEC による公示価格の一方的な大巾引上げに見られるように、産油国は生産量および公示価格決定権をほぼ完全に掌握した。

しかし、さらに進んで自国石油資源および石油産業に対する国家支配体制の確立は、各産油国の政治的・経済的・社会的条件によりきわめて多様な形態と過程を辿りつつある。

サウジ・アラビアないしイラン型の資源主権の確立は、Majors にとって原油取得コストの大巾上昇という経済的侧面および原油所有権の一部または全面移動という法的側面を別にすれば、これら諸国の増産方針とも相まって Majors の原油調達力自体の衰退を必らずしも意味するものではない。この点で、従来のコンセッション関係を完全に否定したイラクの国有化の場合、ないし減産政策をとるクウェイトの事業参加の場合とは、Majors の原油調達に対する影響は明らかに異なる。

Majors はイラク型国有化の波及阻止およびオイル・ドラー還流装置の確立によって、稳健派産油国の資源主権と結合した新らしい原油調達方式の安定化を図りつつ、アメリカを中心とする既存供給源の生産能力の拡充によって当面の原油調達力の保持を意図しており、さらに長期的には非アラブ圏への供給源の分散化をめざして探鉱・試掘活動を強化しつつある。

しかし、資源所有権の産油国への移動は、他方で、up stream 部門への収益の集中という国際石油産業の収益体系を規定していた米国政府の租税優遇措置一減耗控除制や海外課税控除制の全面的適用を困難にし、それを通じて国際石油産業の収益体系を変動させる可能性がある。この点で down stream 部門の操業と収益が Majors の総合一貫経営の中で新たな重要性を帯びてくるであろう。

事実、Majors 各社は国際的に down stream 操業の合理化・再編成（操業・販売地域の再編、ヨーロッパ・アジアにおける精製・輸出センターの確立、アメリカ・ヨーロッパにおける販売部門の合理化・多角化）を 70 年代に入って活発に展開してきた。

これらはいづれも down stream 部門への掌握の強化とその収益性の改善をめざす動きである。

さらに、Majors は米国を中心として、関係企業の買収・合併ないしは提携によるエネルギー多角化への動きを顕著に示しつつある。米国市場では、石炭・ウランに対するその埋蔵量集中度はすでにかなりの程度に達し、今後の展開いかんでは、エネルギー競合自体の支配によるエネルギー価格の高位安定へと進む可能性がある。

これらの動きを通じて、Majors は全体として産油国主権の及ばない消費国市場部門の支配強化を指向しつつあるといえよう。

この点で **down stream** 収益を最終的に規定する製品価格の引上げ、さらにエネルギー競合の支配によるエネルギー価格の高位安定などを通じて、Majors がアメリカ・ヨーロッパ・日本などの消費国市場で今後収益を増大させ得るか否かは、多国籍企業としての Majors に対するこれら諸国における規制の動向と相まって今後注目されるところである。

まえがき

1. テヘラン協定以後の産油国の動向
 - 1.1 1970年代に至るまでの国際石油産業の動き
 - 1.2 1970年代における産油国の動向
 1. 公示価格決定権の移行
 2. 石油資源支配の確立
 3. 資源支配から国家建設へ
 2. International Majors の新たな動向
 - 2.1 International Majors の up stream 戦略
 1. 73年の原油調達量と Aramco の 100% takeover
 2. Int'l Majors の探鉱開発活動
 3. 総合一貫経営の強化
 - 2.2 Down stream 部門の動向
 1. Down stream 部門の拡充
 2. Down stream 部門の再編・合理化の動

まえがき

本報告は経済研究所昭和 49 年研究課題「国際石油資本の動向とわが国石油供給」の中間報告であり、前回報告「アメリカのエネルギー危機と石油戦略」（山田、松井；経研内部資料 No. 93, 昭 49. 2. 15）の続篇をなすものである。周知のように中東・北アフリカ地域では、産油国の事業参加ないし国有化が 70 年代に入って急速な進展を見せており、かつての包括的コンセッション形態による Majors の資源支配は大きな変動を余儀なくされている。

こうした原油資源支配構造の急激な変動過程が International Majors の原油調達力にどのようなインパクトを与え、またその経営戦略やビヘイビアにどのような変化をもたらすの

き

3. Down stream 収益重視の背景
 - 2.3 エネルギー多角化の動向
 1. 多角化の概況
 2. エネルギー多角化の意味
 - 付. 地下資源取得のための資金調達
 - 2.4 消費国との関係における Majors
 1. ベルギーのケース
 2. 西ドイツのケース
 3. 両ケースの意味
 3. 財務面からみた International Majors の動向
 - 3.1 Int'l Majors の業績動向
 - 3.2 Int'l Majors の投資動向
 - 3.3 むすび

おわりに

か、さらにそれを通じてわが国の石油供給はどういう影響を蒙るのかが、この作業を行なうに当ってのわれわれの共通の問題意識であった。

しかし、Majors の実態に関する公表資料は現状ではきわめて限られており、その実態に関する透明性 (transparency) の不足は米国をはじめヨーロッパ各消費国でもようやく問題化はじめている。

われわれは、現状で入手し得る唯一の資料として 1969~75 年の各社 Annual Report (および一部 Securities & Exchanges Commission-Form 10-K Report) を利用し、これに基づいて米系 5 社 (Exxon, Mobil, Socony, Texaco, Gulf) の最近の動向をできる限り実態的・総合的に把握することに努めた。しかし Annual

Report の性格上、その記述自体がきわめて限定されたものであり、また、Majors の経営戦略の新たな展開もまだその全容を現わしておらず、その意味では、本報告は今後の分析の出発点を固めたものに過ぎないと思う。

Majors の実態について、現在、もっとも精力的に究明を進めている米国上院外交委員会多国籍企業小委員会の公聴会資料などの入手を俟ってわが国の石油供給への影響を含め、今後研究を深めたいと考えている。

本報告は山田、廿日出、松井、古閑の4名の共同作業によるものであり、全員の共同討議にもとづいて、第1章古閑、第2章山田・松井、第3、4章廿日出が74年9月時点で執筆したものであり、今回の掲載に当たり、その後の情勢の展開を可能な限り加筆した。

なお、Majors と米政府との協力関係をはじめ前回報告で取扱った諸問題、および各社のより詳細な動向を論じた各論は紙数の制限からそれぞれ割愛した。電研経研内部資料 No. 93 および No. 7406 を御参考願えれば、さいわいである。(1975年1月10日)

1. テヘラン協定以後の産油国の動向

1970年代に入ってからの産油国の動向は、従来7大 majorsを中心とし、欧米石油資本が確固たる地位を築き上げてきた国際石油産業の構造に多大の衝撃を与えその変動の原動力になっている。

さらに1973年10月に起きたいわゆる第4次中東戦争に際してとったOAPEC(アラブ石油輸出国機構)の原油生産削減措置ならびに一部消費国への禁輸措置、それらと並行して行な

われた各産油国の方針的な原油公示価格、課税参照価格等の大幅な引上げは、自由主義諸国の国内経済にとっても石油産出国が重大な影響力を保持していることを認識せしめたと同時に、国際石油産業構造の中で、彼らが確固たる地位を占めるに至ったことを如実に示した出来事であった。

1970年代に至って顕在化したいわゆる産油国の攻勢は現在もなお続いている、国際石油産業の操業構造は、次の定期に至るまで今後も激しく変動していくことが予想される。ここでは国際石油産業における産油国と国際石油資本の相対的関係がこれまでに、特に1970年以降どのように変質してきたかについて、産油国側の動向に焦点を絞って概括してみることにする。

1.1 1970年代に至るまでの国際石油産業の動き

今日、米国、ソ連を除く世界の産油地域の大半を占める中東、北アフリカ、南米等における石油産業の操業は1900年以降1950年代に至るまで、欧米を中心とする国際石油資本、とりわけ8大 majors に付与された包括的コンセッション契約に基くものが主流を占めていた。産油国が独立国として未成熟な段階で付与されたこれら包括的コンセッション契約の期間は通常60年から70年以上にも及ぶ長期に亘るもので、コンセッションを付与された石油会社は、広大な地域において排他独占的な石油事業の操業権利を保有し、少額の利権料支払い義務¹⁾は負ったものの、産油国政府の意志が操業に介入する余地を全く与えずに事業活動を営ん

1) 電研内部資料 No. 93 「アメリカのエネルギー危機と石油戦略」II-2 §1. 注3. 参照。

でいた²⁾。

石油会社の対産油国政府支払いについて、現在とられているような制度、つまり所得税制を本格的に導入したのは、産油国の中でも先進的な地位にあったベネズエラが最初であった。ベネズエラは 1943 年から石油産業に対する所得税制を施行し、1948 年には新たに付加税を制定して、石油操業利益の 50% が政府収入となることを保証する、いわゆる利益折半方式を実現させた。所得税制の導入は、石油会社つまりコンセッションネアの対政府支払いをそれまでのコンセッション契約に基づく従量税的ロイヤルティから産油国国内法に基づく所得税納入に変えるものであった。この際課税所得は、実現価格ベースで計算されることになっていたが、現在の米国以外の地域における原油公示価格の萌芽はこの価格に求めることができる。つまり、石油会社は、この課税所得額算定の基準となる原油の単位あたり輸出価格を公示する心事が生じ、ここに原油公示価格制度が導入されるに至ったのである。

この利益折半方式は 1950 年にサウジアラビア、続いてクウェート、イラク、カタール、バーレン等においても採用されることになった。しかしそれまでに支払っていた利権料はすべてこの所得税の中に含まれることとされ、事実上、利権料が、これ以降、その経費化が行われる 1964 年まで形骸化されていたと見ることができる。

利益折半方式の一般化と時期を同じくして、1951 年にムハマド・モサデクの政権下にあったイランが Anglo-Iranian Oil の国有化を断行した。1944 年に政権についたモサデクは、外国人に対しては石油利権を一切付与しない方針をとり、これが法案として議会で可決された

原油資源支配構造の変動と International Majors の新動向
後、石油国有化法案を提出し、一挙に石油資源および石油産業の国有化を成し遂げた。こうした動きの背景には前述したベネズエラの所得税法の導入、利益折半方式の採用、その一般化の動きが影響していたことは充分に察知できる。1952 年には国連で「天然の富と資源を自由に開発する権利」を確認した決議 626 が採択されたが、この国連第 7 総会で、イラン代表は「Anglo-Iranian Oil は最大限利潤を引出すことを目的とし、イランの経済的要求にはいかなる考慮も払わず、全ての社会改革に反対した。……イランが石油産業を国有化したのはイランの存在そのものが力の体制に脅かされているからである」と述べ、国益のためにその主権行使したことを行確に主張している。しかし、初めて行われたこのイランの石油産業国有化は、国連決議 626 が「すべての加盟国に対して、天然資源に対する一国の主権の行使を妨げるような行為は、直接にせよ、間接にせよ、これを慎しむことを勧告」しているにも拘らず、実質的には、国際石油資本とその本国による直接的・間接的な妨害にあって、結果的には失敗に終った。モサデク失脚後 1954 年、イランは Anglo-Iranian Oil に代わって、米国の資本が 4 割も比重を占める Iranian Consortium と作業請負契約 (Service Contract) を締結した。これは石油産業国有化と同時に設立された国営石油会社 National Iranian Oil Company に鉱業権

2) Khalil, Muhammad Khalil (リビア政府, INOC および Sonatrach の法律顧問) は論文「国有化と国家の主権と国際法」の中で利権協定（コンセッション契約）について以下のように述べている。

「利権制度が適用されることになったすべての国で、『利権協定』はそれを“与えた”国家の自由意志によって“与えられた”ものではなかった。それどころか、これらの協定は、例外なく、明らかに力の強い西側諸国が民間にせよ、公共にせよ自らの企業の利益のために、これらの国に課したものである。」

(東燃世界石油ニュース No. 144)

は留保されるものの、実質的には探鉱・開発を請負った Consortium に全面的に運営が委せられ、従来のコンセッション契約に基づく操業と実態的には変わりのないものであった。

1950 年代は、1940 年代から続いたいわゆる Majors の “Golden Ten Years” の後、新たに国際石油産業の構造に 2 つの新しい要素が出現した時代である。一つは中東産油国における原油生産量が着実に増加したことであり、今一つはいわゆる Independent—独立石油会社が世界の、特に中東地域における産油業に新規参入してきたことである。この 2 要素は限界的なオープン・マーケットにおける原油価格に対して下降圧力となって働き、それに伴なった原油価格の一般的低下傾向を生じさせる結果になった。

それまでに、石油会社によって産油国に支払われる所得税の算定基準になった原油価格は、石油会社により公示された “公示価格” であったが、1959 年、1960 年に石油会社は、原油価格の一般的低下傾向を反映させて、相次いで公示価格を一方的に引下げた。公示価格を引下げるにより Majors は、それに基づいて算定される産油国への税支払いを削減すると同時に、一時的に市場条件を悪化させることによって 1950 年代に強まった独立石油会社の産油部門への参入の流れに障壁を設け、東半球における市場拡大をはかったと見ることができる³⁾。

一方、この相次ぐ原油の公示価格引下げは、産油国をして石油収入の減少に対する危機感を抱かしめ、これに対する防衛的手段の必要性が強く認識されるようになった。

1960 年 9 月 10 日から 14 日までイラク、イラン、クウェート、サウジアラビア、およびベネズエラの 5 カ国はイラクの首都バクダッドで

石油輸出国会議を開催し、参加国 の定期的協議を目的とした恒久的機関、石油輸出国機構 (Organization of Petroleum Exporting Countries) の設立を決議した。決議 I・2 第 4 条は、機構の主要目的を「加盟国の石油政策の統一化ならびに個々および集団としての加盟国の利益を擁護するための最善の方法を決定すること」と規定している。しかし、設立時点での具体的な目的は決議 I・1 第 2 条に示されるごとく「諸石油会社が石油価格を安定させ如何なる不必要的変動もないよう維持することを加盟国が要求」し、「自らの判断によるあらゆる方法により、現行価格を値下げ以前に一般的であった水準に回復し確定する」ことであった。また、同条において「もし何らかの新しい情勢が起り、このため諸石油会社からみて価格改訂が必要である場合には、諸石油会社はその情況を十分に説明するため関係加盟国と協議を行なうべきである」ことを確認したが、これは産油国が原油公示価格の決定について関与する意図を明示したものであり、これ以降公示価格の決定は石油会社と産油国との協議事項となつたのである。

OPEC の目的を以上の点に限定すれば、1960 年代は、1962 年の決議 33 に基づく 1964 年における利権料 (Royalty) の経費化の実現も含めて一応の成果をおさめた時代であった。原油の慢性的供給過剰状態で実勢価格は下降の一途を辿ったにも拘らず、この 10 年間に原油の公示価格は一度も変更を見ることがなかったからである。

財務事項以外の点で特筆すべき産油国の動き

3) E. T. Penrose, The International Petroleum Industry 1968. George Allen and Unwin Ltd. CHAPTER III The Development of the International Petroleum Industry 参照。

は、1961 年におけるイラクの法律 80 号の公布である。この法律により、イラクはかつて大英帝国統治下の 1925 年に付与された利権区域の未開発地域（全体の約 99.5% といわれる）を IPC (Iraq Petroleum Co.) に強制的に返還させた。それ以降イラク政府と IPC の関係は決定的に悪化し、イラクが大きな埋蔵量を有するにも拘らず他の産油国に比べて相対的に石油開発が遅滞する原因をつくることになった。

1970 年以前の産油国の動きは、以上のように従来のコンセッション契約の枠の中で石油会社との相対的関係に徐々に変化を与えてきたものであった。しかしながら、それはあくまでも石油会社の利権区域内におけるほぼ全面的な操業の自由を前提にしたものであって、1962 年の国連の「天然の富と資源に対する恒久主権」決議にみられるような自国の天然資源に対する産油国の確固たる主権の行使とは性格を異にするものであった。むしろ、こうした変化をもたらす要因は、世界経済あるいは国際石油産業に起った状況の変化と、それへの国際石油資本およびその本国の対応の仕方に求めることができる。1960 年代は、世界の原油供給の東半球への依存が急激に上昇すると同時に、ヨーロッパにおける石油精製能力が米国のそれを上まわり、石油製品の供給も東半球が主要な地位を占めるに至った。また、1960 年代後半に入って先進工業国の中では急速に拡大しあり、1950 年代から続いた原油の供給過剰状態を相殺せしめつつあった。さらにこうした状況の中で、米国のドル流出が顕著になり、世界経済における米国経済の相対的地位が低下しつつあったことは、1970 年以降の世界の石油情勢の変化を考える際の重要なファクターになる。

こうした状況の変化は、産油国の相対的地位

の強化につながり、1970 年以降の産油国の抬頭の背景を形成することになった。産油国自身がそうした状況を認識し、石油会社との相対的関係について、はじめて利権方式の枠を超えて根本的な再検討方針を確認したのは 1968 年 6 月の第 16 回 OPEC 総会である。この総会において OPEC は将来における加盟国の統一石油政策の支柱となる 10 原則をうたった決議 90 を採択した。この中ではまず第一に加盟国領土内における炭化水素資源の探鉱・開発は、加盟国が独自で行なうことを奨励し、それが不可能な場合には、その請負事業化をうたっている。また第二には利権保有会社の保有する Working Interest の取得、つまり事業参加の原則を確認している。この二つの原則は OPEC がはじめてその総意として加盟国の自国資源に対する直接的な支配権の奪回の意志を明確に打ち出したものであって、主として石油収入に対する関心から石油会社と対峙してきた段階からの OPEC の志向の発展を意味するものであった。さらに公示価格に関する原則は、課税およびその他財政的義務の算定基準化を確認し、公示価格決定権の確立をうたっている。

こうした、より積極的な石油政策の原則採択は 1960 年代における状況の変化への対応と前年に起った第 3 次中東動乱時の産油国側の対応を契機とするものである。1967 年の中東動乱が勃発した直後、サウジアラビアをはじめとしてアラブ産油国は米国、欧州などイスラエル支持国に対する禁輸措置をとった。戦争の期間が短く、またサウジアラビア等稳健派産油国は戦闘終了後間もなく禁輸措置を解除したが、利権協定に背馳するこのような行為を少くとも特定の産油国が一致して実行し得たこと、そしてそれに対して利権保有者である石油会社が実質的

に反対行為を取り得なかつた事実は包括的コンセッションの実質的な崩壊の兆がそこに現れたと見るべきであり、産油国の利権に対する介入、利権協定の実質的改定への意図を促進させた出来事であった。

1.2 1970 年代における産油国の動向

1968 年の第 16 回総会以来 OPEC は、その総意として自国の石油資源から得られる石油収入の増額とならんで、石油資源そのものに対する所有権および国内の石油産業の直接的支配権の確立の方針を明確に打ち出した。

1966 年ないし 67 年以降の世界経済は総じて順調な成長期に入り、1970 年にかけて石油需要が堅調な伸びを示していたこと、さらに、米国の石油・天然ガスの生産が停滞の兆を見せ始めて、同国が一大石油輸入国として、とくに、東半球への輸入依存度を高めざるを得ない事情をかかえていたことは、産油国が石油資源および石油産業に対して国家主権行使する好条件をつくり出していた。

§ 1. 公示価格決定権の移行—テヘラン協定の成立

1. リビアの公示価格引上げ

はじめて石油が武器として使用された第 3 次中東戦争の翌年（1968 年）、アラブの稳健派産油国は OPEC に比してより経済的な目的達成を目指したアラブ石油輸出国機構（OAPEC）を結成していたが、その設立国の一いつであつたリビアに 1969 年 9 月革命が起り、カダフィを革命評議会議長とする軍事政権が樹立された。リビアは、1967 年の中東戦争で Suez 運河が閉鎖されてから、その原油の性状優位性と相まって、欧米向けに対しては、ペルシヤ湾岸産油国よりも地理的にはるかに有利な位置にあり、

その産油国としての重要性を増大させていた。イドリス旧政権を打倒したカダフィ政権は、国際石油資本の資源収奪的操業行為に着目し、1970 年 5 月、米 Occidental 社に対して減産指示を下した。減産理由は同社が非科学的に増産を行ない、油田の枯渇を早めたためとされたが、このリビアの埋蔵資源の保護（Conservation）についての政策は OPEC 決議 110 によっても支持されているところである。この後もリビアは国内で操業する外国石油会社に対して相次いで減産指示を出している。通常時におけるこの減産指示命令と石油会社のそれに対する服従は、生産量の決定に対して産油国政府が決定的な主導権を握り得るようになったという意味で極めて重要な意義を持っている。しかしながら、リビア政府の主たる狙いは、前面にかかげた石油資源の保護より、むしろ、公示価格の引上げにあったと言え得る。リビア政府は革命前の王政政権時より石油会社に対して公示価格引上げ要求を出していたが、カダフィ政権になってからはリビア原油の他国原油に対する優位性を理由により強硬な引上げ要求を提起していた。この公示価格の引上げ要求に関しては同じ地中海出荷原油を保持するイラク、アルジェリアが共同歩調をとり、1970 年 7 月にはアルジェリアがフランス系石油会社に対して一方的な課税基準価格の引上げを宣言し、イラクは国内操業会社に対し接収の警告を行なっている。リビアでは国内の石油販売施設の完全国有化を実施し、国営石油会社にその操業を移管している。こうした中で国有化を示唆されつつ、公示価格の引上げを要求されていた Occidental 社は 9 月に至って原油公示価格引上げと所得税率改訂に関する新協定を締結しリビア政府の要求を大目に認めざるを得なかった。新協定は、

1970 年 9 月から所得税率を従来の 50% から 58% に改訂し、公示価格をバーレル 30 セント引上げ、さらに 1971 年以後もバーレル 2 セントづつの引上げを毎年行なうという内容を含んでいた。Occidental 社はリビア国内操業会社の中でも特にリビアへの依存度が高く、リビア政府がまず最初にこの会社に対して強硬な措置をとり、その要求を認めさせたことは極めて戦術的な意図を有してのことであった。新協定締結後 Occidental 社は、減産を解かれ、再び増産を開始している。これに続いて 10 月までに各社とも原油公示価格の引上げを認め、イラク、サウジアラビアの地中海渡し原油公示価格の引上げも含めて地中海原油公示価格のペルシヤ湾原油に対する優位性が確立された。しかし、この原油公示価格の引上げと税率改訂の実現は、単に地中海原油のみに止まらず、第 21 回 OPEC カラカス会議の決議を経て、中東産原油公示価格の一斉引上げ、税率改訂、さらにその他産油国の原油価格および税率引上げなど、一連の産油国の財政的要求の実現への導火線となった。

2. テヘラン協定の成立

地中海原油の公示価格引上げ直後の 1970 年 11 月、ペルシヤ湾岸のイラン、クウェート、サウジアラビアにおいても、主として重質原油の公示価格引上げ協定が産油国政府と外国石油会社の間で締結された。

地中海原油公示価格の引上げは、その性状・地理的優位性を確立するものであり、後者のペルシヤ湾岸原油公示価格の引上げは、軽質原油価格に対する重質原油価格の相対的な低廉性を修正するという点で、いずれも他種原油価格との調整的意味合いを有するものであった。

しかしながら、世界的に見て原油の売手市場

原油資源支配構造の変動と International Majors の新動向化が顕在化しつつある中で、産油国が包括的コンセッションの保有者である外国石油会社との交渉の結果、大幅な原油公示価格引上げを勝ちとる実績をつくったこと、またこの交渉過程で石油会社がきわめて大幅な譲歩を余儀なくされ、結果的に産油国の要求が大幅に実現されたことは、OPEC の設立時に産油国と石油会社の協議事項とすることがうたわれた原油公示価格の決定をめぐる相対的力関係が 10 年にしてようやく実質的にも産油国側に傾きはじめたことを意味するものであった。

また、時期を同じくして、ベネズエラが新所得税法を議会で可決したことは、この傾向をより明確に表わしたものであった。12 月 17 日発効したベネズエラの新所得税法は石油会社の所得税率を 52% から 60% へ引上げることを規定するとともに、従来石油会社との協議によって決定されていた課税基準価格を政府権限により一方的に決定し得ることを定めている。

こうした、相次ぐ公示価格、所得税率引上げの動きを背景にして、OPEC の第 21 回総会がベネズエラの首都カラカスで 12 月 9 日から開催され、次のような目標をかかげた決議 120 を採択した。

—加盟国における操業石油会社の純収入に対する租税率を最低 55% として確立する。

—OPEC 加盟国において適用される最高の公示価格をベースとして比重、地理的位置、および将来における適切なエスカレーションを考慮して加盟国の原油公示価格、あるいは課税基準価格の現存する不均衡をなくす。

—国際石油市場条件の一般的改善を反映させるため、加盟国すべての公示価格あるいは課税基準価格の統一的・全般的引上げを行なう。

また、ペルシヤ湾岸産油国は地理的条件の類似

性から、石油会社との交渉グループを結成し、イラン、イラク、サウジアラビアの代表からなる委員会がグループを代表して交渉にあたること、さらに石油会社との交渉を1ヶ月以内に開始すること等も併せて決議された。

また同時に採択された決議 122 は「加盟国の石油収入の購買力に悪影響を及ぼすような主要工業諸国の平価変動発生の場合には、公示価格あるいは課税基準価格はこの変動を反映するよう調整されるべきこと」をうたっている。

以上のようなカラカス決議を受けてペルシア湾岸産油国はテヘランにおいて、ペルシア湾岸産油国で操業する石油会社 23 社の代表と集団交渉を開始し、1971 年 2 月初めの OPEC テヘラン総会の後、2 月 14 日包括的ないわゆるテヘラン協定を石油会社との間で締結した。協定は以下のとおり事項について規定している。

一関係国の所得税率を最低 55% まで引上げる。
一原油公示価格を一律バーレル当たり 33 セント引上げる。

一運賃上の不均衡を正のために公示価格をさらにバーレル当たり 2 セント引上げる。

一特定の原油公示価格につき若干の調整値上げを行なう。

一1971 年 6 月 1 日および 1973 年、1974 年、1975 年の各 1 月 1 日にその前日の公示価格を 2.5% 引上げ、さらに同時にバーレル 5 セントの引上げを行なう。

一これまで税額算定の際に、費用として控除されていた各項目を利権料、生産コストを除き全廃する。

一関係国以外の産油国が今後、これ以上の好条件を採用しても、また関係国政府のいずれかが一方的な協定違反を行なっても、協定を変更しない (leapfrogging の禁止)。

一協定条項を上回る要求あるいはカラカス決議を上回る要求を今後他の OPEC 諸国が打出しても、関係産油国は禁輸を行なわない。これら合意事項は概ね、カラカス決議を具体化したものであるが、協定の有効期間を 5 年間とし、1975 年末までの自動的公示価格引上げ条項を織込んだことで、産油国側は将来に亘ってその石油収入の安定的増大の保証を手にした。

一方石油会社は、公示価格の引上げ幅については大幅に譲歩せざるを得なかったものの、協定期間中の財務的再要求の禁止、および禁輸の禁止の保証を得たことで一応の成果を得た。特に後者に関してはこの時点で、すでに包括的コンセッション保有者である石油各社は財務的負担の増大に対する危惧よりも、石油資源そのものの処分権を如何に将来に亘って留保し続けるかに関心を移していることを示すもので、逆に言えば、産油国の埋蔵資源に対する国家主権の介入を否定し難くなっていたことを物語っていると言えよう。

このテヘラン協定による原油公示価格の引上げは、翌 3 月のトリポリ協定を経て、地中海・アフリカ原油へ波及し、さらにインドネシア原油価格の引上げに至って、世界の原油価格の全般的上昇傾向をもたらした。これ以降、産油国の石油収入は大幅に増大していくことになった。

テヘラン協定で原油公示価格は一定の上昇傾向を示しつつ一応の安定状態を取り戻したかに見えたが、1971 年 8 月のニクソン大統領声明によるドルの金交換停止、それに続く各国の自國通貨の対ドル為替レートの変動制の採用は、産油国に新たな公示価格引上げ要求を開始させることになった。1971 年 9 月に行なわれた第 22 回 OPEC 総会は決議 140 を採択し、「公示

価格の基礎となっている通貨、すなわち米ドルが主要工業国の通貨に対し、事実上切下げられていることに注目し、加盟国は 1971 年 8 月 15 日以降の国際通貨情勢から起った加盟国のバーレル当り実質収入に及ぼす不利な影響を埋合わせる手段を講ずるため、必要な行動をとり、また石油会社と交渉を開始すること」を確認した。

国際通貨情勢は 1971 年末のスミソニアン合意により一応の新レートが形成されたが、テヘラン協定の当事国である産油国は翌 1972 年 1 月 ジュネーブにおいて石油会社と交渉を行ないドル価値の減価による石油収入の実質的低下（購買力の低下）を補償するための公示価格引上げを定めた、いわゆるジュネーブ協定を石油会社と締結した。この協定は 1972 年 1 月 20 日から原油公示価格を 8.49% 引上げると同時に、将来において主要 9 カ国（ベルギー、フランス、西独、イタリア、オランダ、スウェーデン、英国、スイス、日本）通貨の対ドル・レートの変動が有意な幅で起こった場合には、自動的に原油公示価格が調整されるような方式を確立し、協定自体はテヘラン協定の中にその一部として組み込まれるという形をとった。このジュネーブ協定の公示価格自動調整方式は 1973 年 4 月にはじめて適用されたが、産油国側は、その適用の対象となった 1973 年 2 月の国際通貨変動の幅がきわめて大きく、ドル減価による実質収入の低下を補なうには、このジュネーブ協定では十分ではないと主張し、1973 年 6 月、これをさらに修正した“ジュネーブ補足協定”を石油会社との間に締結し、通貨変動に対しより敏感にかつ迅速に公示価格の調整がなされ得るような方式を設定した。このため、ジュネーブ補足協定が発効してからはフローティング下

原油資源支配構造の変動と International Majors の新動向
の各国為替レートを反映して公示価格は毎月のように調整されていくことになった。

3. “10月革命”一公示価格決定権の完全奪回

原油公示価格は、産油国政府と石油会社の間で締結されたテヘラン、ジュネーブ協定の下で着実な上昇傾向をたどっていたが、1973 年に入ってからは原油価格体系に重大な影響を及ぼす二つの要素が登場していた。一つは、世界的なインフレーションの昂進であり、もう一つは、1973 年から実現した産油国の事業参加に端を発した原油実勢価格の高騰である。ペルシア湾岸産油国は、ジュネーブ補足協定が締結された 6 月以降新たな公示価格引上げの意図を表明していた。その理由は第一に、先進工業国のインフレーションが年率 8% から 9% という範囲で昂進する情勢ではテヘラン協定で定めた年次引上げ率では石油収入の購買力低下を補償できないこと。第二に石油会社の原油販売利益が増大しすぎていることを挙げていた。この年初めから、サウジアラビア、アブダビ、カタールで実施された事業参加は、買い戻し原油の登場により、これまで利権料率と所得税率からほぼ正確に推定されてきた石油会社の原油入手コストをきわめて不明瞭なものにした。また産油国が直接販売する DD 原油がそれまで石油会社の販売してきた原油価格よりもはるかに高い価格で販売されたために、石油会社は、従来のコスト増分転嫁形態の価格引上げから、市況を反映させるいわゆる“根拠のない”販売価格の大幅引上げを実施していた。

9 月の OPEC 総会後、ペルシア湾岸産油国は 10 月 8 日から石油会社との間で交渉を開始し、原油公示価格の大幅引上げを要求した。しかし、バーレル当り 2 ドルを越すといわれた産

油国の要求に対し、石油会社側は交渉の引延しを図った。10月6日に起った第4次中東戦争を背景に行なわれたこの公示価格の大幅引上げ要求はアラブ産油国の強硬な態度にリードされ、10月16日の産油国側の一方的な公示価格の大幅な引上げ宣言を生む結果になった。

この一方的な公示価格引上げ宣言の内容¹⁾は、ペルシヤ湾岸の代表的な原油アラビアン・ライト原油につき産油国側が判断したるべき市場価格バーレル \$3.65 を基準にしてテヘラン協定時の市場価格と公示価格の相対的関係を維持すべく公示価格をバーレル \$5.119 に設定するというものであった。この公示価格の引上げは、平均して 70% というこれまでにない大幅なものであったが、この宣言のもつ何よりも重要な意味は、今後原油公示価格の決定は石油会社と産油国の協議の対象とならず、産油国側が一方的に決定することをうたった点にある。石油会社側は、この決定の直後産油国側の一方的な決定に対して遺憾の意を表明しつつも、実質的には何らの対抗の手段を行し得なかった²⁾。ここに、公示価格決定権の産油国側による完全な奪回が成り、これ以降、公示価格を“公示”する主体は石油会社から産油国へ移行することになった。この公示価格決定権の奪回を足場に、同年12月末に産油国は、10月に一方的に引上げた公示価格を翌年1月1日よりさらに2倍以上に引上げる決定を行なった。この決定は基準原油のアラビア軽質原油につき、その単位当たり政府収入をバーレル \$7.00 とし、これをベースに公示価格を、1973年12月の \$5.036 から一挙に \$11.651 に引上げるものであった。これにより原油の価格水準は急騰し、DD 原油においては 10 ドルをはるかに上廻まわる価格が出現した。一方、それまではあまり目立たなか

った石油会社の equity 原油と買い戻し原油との入手コスト差が顕著になり、石油会社の過剰利益が再び指摘されるようになった。

4. 価格の一本化

1974 年 1 月の公示価格の大幅引上げは、当然のことながら実勢価格水準の急騰をもたらし

1) 1973 年 10 月 16 日に発表された湾岸 6 カ国閣僚会議後の共同声明は以下のとおり。(MEES. 1973 年 10 月 19 日号)

湾岸 6 カ国閣僚会議は 10 月 16 日クウェートで開かれ、次のことを決定した。

(1) OPEC 決議 90 および他の OPEC 加盟国—ベネズエラ、インドネシア、およびアルジェリアの慣行に従い、湾岸国における原油公示価格を(湾岸国が)設定し、これを公示する。

(2) 新公示価格は湾岸国およびその他地域の実勢市場価格 (Actual Market Prices) に基き、比重差および地理的条件を調整してこれを決める。

(3) 本日以降、実勢市場価格は、テヘラン協定以前に存在した実勢価格と公示価格の関係を維持すべく、当該油種の公示価格水準を決定する。公示価格の上方または下方修正は原油の実勢市場価格が新たに公表される価格を 1 % 上下した場合に行なわれる。

(4) アラビア軽質原油の新公示価格の基準になる市場価格はここに \$3.65/bbl と設定され公表される。他の原油価格はこれにしたがって設定される。この価格は最近の同原油の実勢価格をわずか 17% 上まわるに過ぎない。したがって、全ての原油の公示価格も同様の結果を生むよう引上げられるであろう。

(5) 各原油のサルファー・プレミアムは各加盟国により、実際の市場の傾向を参考に個々に決定される。

(6) ジュネーブ協定は効力を持ち続ける。

(7) この新しい取決めは、10 月 16 日をもって発効する。

(8) 石油会社がこれら取決めの下で原油の引取りを拒否した場合には、産油国は、各原油をアラビアン・ライト、ラス・タスラ FOB 価格 \$3.65/bbl に基き計算された価格で、いかなる買手にも提供する。

この共同声明に基き、アラビア軽質原油の公示価格は約 70% 引上げられ、\$5.119/bbl に設定され公示された。しかし、共同声明 (3), (4), (5) 項の規定は、原油価格体系が 1973 年 1 月以降かなり複雑化している中で、実勢市場価格なるものをいかに決定していくか、あるいは Majors の販売価格を実勢価格の基準にした場合、公示価格とのスペイタル現象をいかに処理していくか等の点で技術的に困難さを抱有しており、結果的にはこの規定がその後有効に作動することはなかった。

2) 10 月 16 日の産油国側の一方的決定について石油会社側が翌日発表した声明は公示価格の決定方式自体については以下のように論評するにとどまっている。

—最後に、産油国政府が一方的に公示価格を発表するこの方式が将来の石油価格に関して非常に不安定な状態をつくりだすものであることに注目しなければならない。会社側は交渉におけるその努力がこうした事態を避け得なかつたことを残念に思う。

(MEES 1973 年 10 月 19 日号)

(ドル/バレル)

第1-1表 主要湾岸原油公示価格推移

輸出国	油種	API	1971			1972			1973			1974			1975			
			2.15(前)	2.15	6.1	1.20	1.1	4.1	6.1	7.1	8.1	10.1	10.16	11.1	12.1	1.1	1.1	
サウジアラビア	アラビアン・ライト	34°	1.800	2.180	2.285	2.479	2.591	2.741	2.898	2.955	3.066	3.011	5.119	5.176	5.036	11.651	11.251	
	アラビアン・ミディーム	31°	1.680	2.085	2.187	2.373	2.482	2.626	2.776	2.830	2.936	2.884	4.903	4.957	4.822	11.561	11.161	
	アラビアン・ヘビー	27°	1.560	1.960	2.064	2.239	2.345	2.481	2.623	2.674	2.775	2.725	4.633	4.684	4.557	11.441	11.041	
	アラビアン・ベリー	39°	—	2.255	2.360	2.554	2.666	2.817	2.973	3.030	3.141	3.086	5.682	5.741	5.596	12.351	11.951	
イラン	イラン・ライト	34°	1.790	2.170	2.274	2.467	2.579	2.729	2.884	2.640	3.050	2.995	5.341	5.401	5.254	11.875	11.475	
	イラン・ヘビー	31°	1.720	2.125	2.228	2.417	2.527	2.674	2.826	2.881	2.989	2.936	4.991	5.046	5.006	11.635	11.235	
クウェート	クエット	31°	1.680	2.085	2.187	2.373	2.482	2.626	2.776	2.830	2.936	2.884	4.903	4.937	4.822	11.545	11.145	
アラビア	マーバン	39°	1.880	2.235	2.341	2.540	2.654	2.808	2.968	5.026	3.140	3.084	6.045	6.113	5.944	12.636	12.236	
	アラビア・ヤイフ	37°	1.860	2.225	2.331	2.529	2.641	2.796	2.955	3.013	3.126	3.070	5.537	5.599	5.446	12.086	11.686	
イラン	イラン・スラ	35°	1.720	2.155	2.259	2.451	2.562	2.711	2.865	2.921	3.051	2.977	5.061	5.117	4.978	11.672	11.272	
	カタール	デュハーン	40°	1.930	2.280	2.387	2.590	2.705	2.862	3.025	3.084	3.200	3.143	5.834	5.899	5.737	12.414	12.014
中立地帯	カフフ	36°	1.830	2.200	2.305	2.501	2.614	2.766	2.923	2.980	3.092	3.037	5.503	5.563	5.412	12.013	11.613	
	ドバイ	アーティ	32°	1.680	2.130	2.233	2.423	2.534	2.681	2.834	2.889	2.998	2.944	—	—	—	—	
オマーン	オマーン	34°	1.840	2.220	2.325	2.521	2.634	2.786	2.944	3.011	3.113	3.058	5.738	5.802	5.643	12.298	11.898	
価格変更事由		70.9.1リニア原価上昇でOPEC政勢開始			同左第一期価値上昇でOPEC成立			ジュネーブ協定(ドル減額補償)成立			新ジュネーブ協定適用(ドル減額補償)成立			新ジュネーブ協定適用調整(ドル減額補償)成立			同左 湾岸6カ国大中止の上昇決定	

注1) MEES, PIW誌による。石油連盟作成。

注2) サウジアラビア、アラビア、カタールは、1975.1付の公示価格を1974年11月1日から実施している。

たが、一方では上述したように石油会社の取得する原油のコスト差の拡大を伴なった。買戻し原油価格を公示価格の 93% と想定すると、それと equity 原油のコスト、つまり、Tax Paid Cost との差額は 1973 年末の約 \$1.60 から約 \$3.85 へと拡大した。DD 原油を買戻し価格以上の値で販売することを意図していた産油国は、この石油会社の原油入手コスト差に着目し、石油会社の過剰利益の源泉としてこれを縮小しない廃止する意図を打出してきた。これに対し、石油会社側は実際の原油販売価格は買戻し価格を大幅に下まわっており、原油入手コスト差を利益の源泉と見ることの非現実性を説いた。事実、石油会社側にとって問題となるのは、本国政府の税制適用の問題を別にすれば、買戻し原油価格と equity 原油についての Tax Paid Cost との加重平均であり、概ねこれをベースにして石油会社の実際の原油販売価格は推移していた。したがって、ペルシア湾産油国を中心とした事業参加の 60% への進展は、石油会社の平均原油入手コストを大幅に引上げ、公示価格の引上げによって上昇した実勢価格をさらに上昇させることになった。1974 年に入つて、この原油価格の急騰を主因として世界経済は激しいコスト・インフレーションと景気停滞をきたし、石油の需要を急速に減退させた。第 4 次中東戦争後のいわゆる石油危機時には公示価格をはるかにうわまわった DD 原油は、産油国の望む価格水準で成約することが困難になった。

こうした状況の中で、OPEC は 1974 年 1 月 1 日以来公示価格を凍結し、新たに価格一本化政策の推進に着手した。1974 年 6 月にエクアドルのキトで開かれた OPEC 総会は、公示価格を凍結する代わりに、利権料率をそれまで一

般的に採用されていた 12.5% から 14.5% に引上げた。さらに 9 月に開かれたウィーン総会では、利権料率を 16.67% へ、税率を 55% から 65.75% へ引上げると同時に、買戻し価格をその時点で適用されていたと見られる公示価格の 94.85% から 93% へ引下げて価格差の縮少を図った。また、これは単位当り政府取得の 3.5%，アラビア軽質原油でバーレル 33 セントの引上げを伴なうものであった。一方このいずれの総会においても、その決定に公式には加わらなかったサウジアラビアは 11 月のアブダビにおけるペルシア湾産油国会議で、カタールおよびアブダビ（アラブ首長国連邦）とともに、利権料率を 20% に、税率を 85% にそれぞれ引上げ、逆に公示価格を約 40 セント引下げる決定し、11 月 1 日から実施した。公示価格の引下げは、1960 年に石油会社側が一方的に引下げて以来のことであるが、利権料率と税率の変更が政府取得引上げの手段として利用されるようになった時点での事實上、公示価格の課税算定基準としての機能は形骸化していたと見ることができる。サウジアラビアの公示価格の引下げ意図はそれを通じて量的には僅少の DD 原油（現時点で全生産量の 5% 程度）の価格を引下げるによって同国が主張していた価格引下げの印象を強めることにあったと思われる¹⁾。この決定によって石油会社の equity 原

1) サウジアラビアのアブダビ会議決定の主たる狙いは二つあったと思われる。第一は懸案の Aramco の 100% takeover の交渉の促進とそれを有利に進めるために、そして願わくば、12 月の OPEC 総会前に 100% takeover の決着をつけて総会に臨むために、敢えてイラン、クウェイト等の反対を押し切って石油会社に不利な条件を作り出すこと、第二には、例え Aramco との交渉が不調に終わったとしても、総会において主導権をとるために産油国に有利な既成事実を自らが作り出していくことであった。総会前にイランが主張し、経済委員会の勧告にもあったインデクセーションの導入はアブダビ決定が政府収入の引上げを内包していたために見送られ、総会ではほぼサウジアラビア他 2 カ国がアブダビで決定した方針に同調する決定がなされた。

油に関するコストはバーレル \$1.56 の増額になり、平均入手コストも約 40 セントの上昇となつた。しかし、原油需給が緩和し、むしろ供給過剰という状況にあって、基本的には 60% の原油取得権を有する産油国が定めた DD 原油価格は、これまでとは異り、石油会社の原油販売価格水準を規定する力をもち始めており、石油会社側の価格決定は新たな段階に入りつつある。

12 月に開かれた OPEC ウィーン総会は概ね、このアブダビ会議の決定を踏襲したが、決定は販売価格そのものを決定するのではなく、石油会社からの平均政府取得をバーレル \$10.12 とし、これを 1975 年 9 月まで凍結するというものであった。この決定は、サウジアラビアと Aramco との間で交渉中の 100% takeover を前にして暫定的を意味を有するものであり、石油会社に equity 原油を保有させたままで完全な価格一本化を達成することの困難さを示すものでもあった。逆に言えば、100% takeover が産油国間に普及することによって価格の完全な一本化がはじめて達成されるであろう。

価格の一本化の達成は、大量の DD 原油販売の潜在能力を持つ産油国が、実勢価格をもコントロールしうる体制をつくり出すと同時に、一定の実勢価格の下における産油国政府収入の極大化をもたらすものである。産油国自身も言うように、これによって産油国の DD 原油の販売力は価格の点にしばれば強化されることは疑いないと思われる。しかしながら、実際に産油国がこうした体制を足場に、大量の DD 原油販売を行なうか否かは、全く別の局面で議論される必要があろう²⁾。石油会社へ売戻す原油価格が DD 原油価格と同一化されることは、逆に産油国に対して、石油会社側へ売り戻すイ

原油資源支配構造の変動と International Majors の新動向
ンセンティブを与えることにもなるという点に留意する必要があると思われる³⁾。

いずれにしても、産油国はこの価格一本化により公示価格決定権の奪回からさらに前進し、原油の実勢価格をもコントロールし up-stream

2) DD 原油の販売は、1973 年 1 月からのペルシャ湾岸産油国の事業参加に伴ない出現した。DD 原油の最初の成約はアブダビとジャパンラインが 1973 年 2 月に結んだもので、この時の価格は公示価格の 81% から 85% というものであったが、同年 5 月に実施されたサウジアラビアの DD 原油販売で公示価格の 93% という価格がつけられ、その後の DD 原油価格はこの 93% をうわまわる水準になった。需給逼迫の中で設定されたこの DD 原油の価格は当時の実勢価格を大幅にうわまわり、結果的に全体の原油価格水準を引上げることになった。産油国にとって DD 原油販売の意義はそれ自体からうる政府収入の増大よりも、むしろこうした効果に求められたと思われる。したがって、原油の価格水準がほぼ産油国の望むところまで引上げられた現在ではそのもつ意義が変質しつつあり、また原油の供給過剰状態下においては全体の価格引上げ効果を DD 原油は失いつつある。1974 年の DD 原油契約の不調はこうしたことを見ている。Majors の販売価格との相对的に不利な条件を克服した DD 原油は今後は価格引上げのためではなく、産油国の経済開発により密接に結びついた形で販売されることになるものと思われる。産油国がその石油事業の一貫化を志向する場合には downstream 進出の布石として DD 原油の販売そのものに意義を求めるし、サウジアラビアにみられるように自国工業化に対する援助の見返りとして DD 原油が利用され、その場合にはその販売対象が Aramco 親会社を軸とする Majors が中心となるために independent へのいわゆる DD 原油販売が縮少傾向をもつ場合もある。個々の産油国にとって DD 原油の販売（=生産された原油の処分）政策は今後の重要な課題となるであろう。

3) 原油価格の一本化は通常 2 通りに解釈されている。一つは産油国が原油 1 バーレルにつき得る収入が売り先の如何にかかわらず、同一化するというものであり、もう一つの解釈は、Majors 等石油会社が販売する原油価格と産油国が直接販売する原油価格が同一化されるというものである。産油国の目標は、両者を同時に達成することであるが、前者は産油国の直接販売価格次第で達成されうるが、後者については Majors の販売価格を如何にして規制するかという問題があり、必ずしも産油国独自で達成しうるものではない。現在ではインドネシアが石油会社との契約の中で価格委員会を設けることによって両者の原油販売価格を同一化している例がある。これまでには産油国が直接販売する際の価格は、コンセッションアに対する平均引渡し価格 (T. P. C. と Buy-back 価格の加重平均) よりも高かったために、経済的には DD 原油を増やした方が有利であった。しかし産油国収入が单一化されることによってこの点に関する DD 原油の産油国にとっての merit は消滅すると同時にコンセッションア（あるいは旧コンセッションア）への売り戻しに対する経済的障壁が消滅するため、産油国の取得原油の処分に関してより選択の自由度が高まったと言いうるであろう。注 2) 参照。

における支配権をほぼ確立しつつあると見てよいであろう。

§ 2. 石油資源支配の確立

石油収入の増加とともに、産油国のもう一つの重要な目標になっている自国石油資源および石油産業に対する支配の確立への動きは、前者に比較してはるかに多様性を帯びている。それは前者がきわめて一元的であり、石油会社から徴収する財政的負担額の決定権を奪回するという点で、ほぼ共通の手段が各産油国に適用され得るのに対して、石油資源および石油産業の国家支配体制の確立は、多様な意味で政治的要素が強く働くと同時に、各産油国の経済的・社会的諸条件の差異が、普遍的な手段の各国一率的採用を困難にしているからである。

しかしながら、各国が採用する多種の政策は大別して二種類に分類し得るであろう。一つは、旧来のコンセッション、つまりコンセッションを与えた産油国政府とそれを保有する石油会社—コンセッショネアとの関係を維持しつつ、そのコンセッションに基づく権利を実質的に限定あるいは改定していくか、もしくは産油国政府自らがコンセッショネアの一部となって共同事業を行ないつつ、徐々に資源および操業の支配権を拡大していくとするものである。そしてもう一つはより直接的・短期的に資源および操業権を奪回しようとする国有化であり、この場合には旧来のコンセッション契約を完全に破棄してしまうものである。

1. 包括的コンセッションの崩壊—アラビアド協定の締結—

1968 年の決議 90¹⁾ で事業参加の原則をうたった OPEC 産油国は、その後も国有化と対比させながら事業参加実施の意図を表明していた。しかし、上述したごとく、事業参加を主張

する産油国が全てではなく、最も強く国有化との相異を示しながら事業参加を提倡したのは、サウジアラビアのヤマニ石油相であった。彼のいう事業参加は国際石油資本と産油国との共同事業化であり、国際石油資本のこれまでの蓄積を十分評価し、既存のコンセッション形態を温存しつつ産油国も国際石油産業の構造の中に一事業主体として参加して行こうとするものであった。ここでもペルシア湾岸産油国は石油会社との交渉グループを結成し、1972 年 1 月から具体的な交渉を開始した。交渉は約 1 年にもおよび、1972 年 12 月 20 日、サウジアラビアの首都リヤドでサウジアラビア、アブダビ両政府と、両国で操業する外国石油会社との間で、いわゆるリヤド協定が調印された。イランはすでに 1951 年に国有化法を公布しているが、途中でコンソーシアムとの独自の交渉の意志を明らかにし、事業参加交渉グループから脱落した。またクウェート、カタール両国は 1973 年 1 月に入り協定を締結したが、クウェートは議会で協定の批准を得ることが出来ず、事業参加は実施されなかった。1973 年 1 月 1 日から発効したリヤド協定の内容は以下のようなものである。一産油国政府は、コンセッショネアの保有する原油生産、出荷に関する権利 working interest の 25% を取得する。

1) 1968 年 6 月ウィーンで開かれた OPEC 第 16 回総会は加盟国の石油政策の基礎となる 10 原則の勧告を決議した。その第 2 原則事業参加は以下のように述べている。

—現在の石油協定では利権保有会社の所有に対する政府の参加を規定したものはないが、政府は状況の変化という原則を理由に妥当な参加権を獲得してもよい。もしかかる規定が現実に結ばれたにもかかわらず、操業者により忌避された場合は、同規定の割合をもって獲得する参加権の最小限度とすべきである。

その他に勧告された原則は以下の事項である。
—開発方式、鉱区の返還、公示価格または課税標準価格、操業者の財務上の安定の限定的保証、再交渉条項、経理および情報、資源保護、紛争解決、その他。

—1978 年以降 産油国政府は working interest の取得比率を 1 年に 5 % づつ拡大でき、1982 年には 6 % の拡大を行ない全体の 51 % を取得できる。

—生産された原油について 産油国は working interest の取得比率分だけ 基本的権利として 取得でき、原則的には自由に処分できるが、 このうち一定割合（1973 年 75%， 1974 年 50%， 1975 年 25%）をコンセッショネアに 売り戻すと同時に コンセッショネアは 買い戻すことを 義務づけられる (Bridging crude)。 またさらに一定割合（1973 年 15%， 1974 年 30%， 1975 年 50%）を 産油国が コンセッショネアに 買い取ることを要求し、これを コンセッショネアは 買い戻す (Phase-in crude)。 一 産油国は コンセッショネアに対して working interest の 取得の 対価 (consideration) を 帳簿価格を一定の基準で 時価に 引きなおしたもの (updated net book value) を 基準にして 支払う。

— 産油国は コンセッション区域における 操業の維持・拡大のための 支出を 参加比率に応じて 負担する。

— 既存の当事者の 協定は 存続し、本協定は コンセッション協定が 存続する限り 有効とする。 以上のように リアド協定により 実施された事業参加は、 産油国が 一定の 対価を 支払って、 コンセッションを 供与した コンセッショネアから working interest の一部を 買い戻したものであり、 コンセッショネアの 操業自体は なおかつ 存続することが 保証された。しかし、 原油の 生産と 処分について、 産油国との 協議においてのみ 決定され 得ることになったこと、 基本的権利として 石油会社が 保有する working interest が 将来 減滅することが 定められたことなど、 旧

原油資源支配構造の変動と International Majors の新動向
來の包括的コンセッションが この協定により 形式的にも 実態的にも 崩壊しつつあることは 否めない 事実となつた。

その後、この リアド協定を 批准しなかつた クウェートにおいては 議会において 事業参加か 全国有化かをめぐって 議論が 続き、 政府は 1974 年 1 月に 新たに KOC (Kuwait Oil Company Ltd.) の 親会社である BP, Gulf と 一挙に 60% の 事業参加を行なう 協定を 結んだ。この 協定も 批准に 時間がかかる が、 5 月に ようやく 議会の 批准を得て 74 年 1 月 1 日に 遅って 60% の 事業参加が 実施されることになった。

この クウェートの 60% 参加協定は 一応 1979 年まで 有効となっているが、 政府側は それ以前でも、 この 協定の 改定を 要求できることになつて おり、 国有化を行なうか 否かについて 政府が 完全に オプションを 有している。しかしこの 協定を 締結した クウェートの アティキ財政・石油相は 会議への 説明の中で、 (イ) クウェートは すでに 価格および 生産水準を コントロールすることにより、 その 炭化水素資源開発に対する 主権を 行使している、 (ロ) クウェート経済は 海外投資などを 通じて ますます 外国との 関係を 強化して おり、 外資の 国有化には 慎重でなければ ならない、 (ハ) 石油産業を 運営していくためには まだ 外国の 技術・経営力・ノウハウを 必要として おり、 現時点では 100% 国有化することは 利益にならないと 述べている。つまり 通常時においては 1972 年 4 月より、 また 緊急時においては 1973 年 10 月より 実施した KOC に対する 生産制限および 1973 年 10 月の 公示価格決定の 奪回によって、 クウェートは 自国内の 石油産業に 対し 実質的には 主権を 行使しているということであり、 形式的に 国有化を行なうか 否かは 国家の 主権を 行使するか 否かという 問題よりも、 む

しろ国民経済的を見て外国資本をどれだけ温存すべきかといったむしろ通常の外資政策的色彩を強くしていると言えるであろう。

この 60% の事業参加は、アラブ協定にもとづき 25% の事業参加を実施していたカタールが直ちに追随し¹⁾、6月にはサウジアラビアが暫定協定²⁾として Aramco と 60% の事業参加協定を締結し、1月に遡って適用されることになった。このサウジアラビアとカタールの 60% 事業参加はアラブ協定の当初の枠組を完全に消滅させることになった³⁾。しかし、石油会社側はほとんどこのアラブ協定に固執することなく政府側の要求に応じていく姿勢を探り、そうすることによって産油国の資源主権を前提にしながら、なお、その資源調達機能を確保するというアラブ協定の本質的意味を新協定の中にも温存することに努めたものと考えられる。

この姿勢は現在進行中のサウジアラビアと Aramco の同社の 100% takeover 交渉の中にも貫かれており、これまでにはほぼ枠組が決定されたものとして伝えられている新協定では、サウジアラビア政府が全ての操業の支配権を握りつつも、操業自体は新規開発も含めて Aramco が引き継ぎ担当し、その見返りとして、その必要な原油の購入権を確保することになっている。

2. 国有化の進行

国際石油産業における資源支配構造の変化の中で、最も明確な資源支配形態の転換は国有化である。しかし、国有化を断行したとはいえ、その後の石油産業体制の再編成は各国によりその形態を異にしている。

1961 年、法 80 号の公布により Iraq Petroleum Co. の未開発鉱区を強制返還させたイラクはその後も IPC との紛争が絶えなかったが、

ソヴィエトの援助による返還鉱区における北ルマイラ油田の開発はいっそう IPC を刺激し、1972 年に至って両者の関係は悪化の一途をたどった。イラク政府の増産命令を無視した IPC に対してイラク政府は 6 月 1 日ついに国有化宣言を行ない、IPC はイラクにおける最大の原油生産地帯であるキルクーク油田を失なうことになった。イラク政府は国有化法で直ちに IPC の操業を継承するための国営石油会社 Iraq Company for Oil Operation (ICOO) を設立した。産油国の中でもソヴィエト、フランス等の援助により技術的水準の高いイラクはこの ICOO が IPC の操業をほぼ自立的に継承し、現在では IPC 操業当時の最大産油量を上まわる原油生産を行なっている。一方、原油の処分については当初 IPC の出資者である CFP に対してのみ、フランスの親アラブ、あるいは親イラク的態度を評価するとの理由から従来と変わらぬコストで優先的供給を認め、残りは東欧圏を中心にして Barter 取引あるいはスポットとして販売していた。しかし、1975 年 3 月に残りの IPC 構成会社とも和解が成立し、国有化

1) カタール政府は 1974 年 2 月 20 日に Qatar Petroleum Company および Shell Qatar と 60% 参加協定を締結し、直ちに発効（1 月 1 日に遡及）したため、クウェート（5 月批准、発効）に事実上先立って 60% の事業参加がカタールにおいて実現した。

2) サウジアラビアと Aramco の間では産油国と石油会社の新たな関係を樹立するための交渉が行なわれている (MEES, 1974 年 6 月 7 日号)。この交渉では Aramco の国有化を前提とした話合いが行なわれていると伝えられている。

3) アラブ協定（一般協定およびそれに付随する実施協定）自体は、産油国側取得原油の買戻し価格規定が 1973 年中に（公表されていないために時期は明瞭でない）、その効力を失ったために部分的に形骸化していた。当初の規定では、買戻し原油の範疇（1973 年においてはブリッジング原油とフェーズ・イン原油）によって価格差が設けられ、また公示価格を基準にその水準も設定されていたが、この価格差が廃止されまた価格は公示価格の 93%（当初のブリッジング原油価格はアラビア輕質原油で約 79%）に設定されたと伝えられている (PIW 紙 1974 年 2 月 4 日号)。

の補償として原油 1,500 万トンを政府が会社側に無償で供給することが決まった。また、この他にも IPC 構成会社に対して優先的供給条件がついていると伝えられている¹⁾。このイラク政府の IPC 国有化とその後の操業形態は、これまでのコンセッション供与者とコンセッションネアの関係を完全に消滅させ、その後の操業も旧コンセッションネアとは全く関係なく独自の操業を成し得たという点で実質的には初めての完全国有化と言い得るであろう。

1969 年の革命政権樹立以来、常に急進的な政策をとり続けてきたリビアは 1971 年 12 月、BP の国有化を断行した。これはイランのペルシア湾アブムサ島の軍事占領に対して英国政府が黙認の態度をとったことに対する抗議の意図で実行されたものである。BP は米国の Bunker Hunt 社と共同でコンセッションを保有しており、コンセッションネアの working interest のうち BP 持分 50% を国有化したものでその後の操業は国営石油会社 Arabian Gulf Exploration Co. が継承した。Bunker Hunt 社はその後も操業を行なっていたが、1973 年 6 月に財政的トラブルから同様に国有化され、コンセッションネアが完全に追放される形となった。リビアは同年 8 月、9 月にも外国石油会社の 51% 国有化を断行し、さらに 1974 年 2 月にはワシントンで開かれた消費国會議の開催に抗議して AMOSEAS (Texaco, Socal) と Atlantic Richfield を、3 月には Shell を 100 % 国有化した。しかし、石油会社が国有化を認めた後で、締結する協定は 51% の場合は政府の事業参加 (Participation interest の取得) を規定し、原油は大半が石油会社側が買戻す形をとっている。また 100% の場合でも、石油会社が原油の購入について優先権を与えられていることが注

原油資源支配構造の変動と International Majors の新動向
目される²⁾。

1951 年に石油産業の国有化を行なった伊朗はその後 Consortium との間に作業請負契約を締結し、資源の国有化は明確にしたもの実質的には Consortium に対して包括的コンセッションと同様の操業権を与えていた。1972 年のペルシア湾岸産油国の事業参加交渉に当事国として一時名を連ねたイランは、途中で Consortium との契約期間の 15 年延長を表明し、事業参加交渉から離脱した。しかしながら事業参加協定の内容が明らかになるにつれてイランは次第に態度を硬化し既存契約の延長は行なわず、操業は NIOC が行なうという方針をとった。1 年以上に亘る契約改訂交渉の結果 1973 年 5 月に成立した新協定は、20 年間にわたる Consortium と NIOC の長期原油売買協定で、操業権は完全に NIOC が掌握するもの、生産された原油のうち NIOC が販売する一定量以

1) Platt's Oilgram News Service. 1973 年 3 月 12 日号および同 19 日号は未確認情報として IPC が 1,500 万トンの補償分に加えて 10 年間で 1 億 8 千万トンの北ルマイラのキルクーク原油を税込みコスト ('tax-cost' prices) で購入することが協定の非公開部分に規定されていると伝えている。MEES. 1973 年 3 月 30 日号、PIW 同 3 月 26 日号によれば Shell が 1974 年 400 万トン、1975 年に 1,200 万トンのキルクーク原油を市場価格より若干安い特別価格で購入する契約を INOC と締結している。

2) たとえば、1973 年 8 月 11 日に結ばれたリビア政府と Oasis Group 3 社 (Continental, Marathon, Amerada) の間の "Participation Agreement" は (1) 政府が当該 Concession 区域で会社が保有するすべての不可分権益の 51% を取得する、(2) 政府は会社に対して net book value に基づく補償を支払う、(3) Concession 区域での操業は「経営委員会 (Management Committee)」の管理下に両当事者の合弁事業として行なわれるが、実際の操業は、少くとも 1974 年末までは会社が担当する、(4) 発効日 (1973 年 8 月 11 日) から 1974 年 4 月 1 日までの期間は政府の取得原油は全量会社が買戻す。1974 年 4 月 1 日以降は、6 カ月づつ 5 期間について会社が政府原油を購入する優先権を持つ、ことなどが規定されている。—MEES. Supplement 21 Sept. 1973 また、100% 国有化された Shell と政府との協定 (1974 年 6 月 12 日) では、Shell が補償として 1975 年末まで無償の原油供給を受けることになっている。

—MEES. 14 June, 1974—

外のものは全て Consortium に対して供給されるというものである。NIOC が販売する原油量および国内消費量の合計は 1984 年までは最大時でも 30% であり、事業参加におけるコンセッションの原油処分権と Consortium のそれとは大差のないものとも言える¹⁾。しかも NIOC が Consortium のメンバーへ販売する原油の価格は他のペルシア湾岸国で採用された事業参加がイランにおいても採用された場合に得られる政府収入と同一になるように決定されることが規定されており、イランのこの国有化に基づく新協定は、国有化による操業権（原油生産量の決定、その他の運営）の把握と、事業参加による経済的利益の両方を同時に満足させたものと言える。

この結果、イランは石油産業の 100% 支配という名をとり、石油会社側は生産された石油の相当量の処分権を留保することによって実をとったことになり、この形態は今後の産油国、特に稳健派あるいは技術的に未成熟な産油国にとって資源支配体制への一つの指標となる可能性がある。

§ 3. 資源支配から国家建設へ

1970 年以降の相次いだ産油国の石油会社に対する財政主権の確立および石油産業操業構造変革の要求とその実現は、産油国における従来の資源支配構造を完全に覆し、資源に対する産油国の国家主権をほぼ完全に確立させたと言い得るであろう。そこにおいては、かつて、包括的コンセッション契約の下に広大な地域において独占的に石油資源の所有と処分を認められていた Majors は産油国政府との共同事業者としてそれまでの権利の一部を留保するか、あるいは産油国の請負事業者として原油の生産に携わるという地位を余儀なくされてしまった（第

1—2 表参照）。

1971 年 2 月のテヘラン協定においてコンセッション契約を前提としつつも実質的には財政主権を確立した産油国は事業参加および国有化を通して旧来の包括的コンセッション契約に基づく資源支配形態の終焉をもたらし、主要産油国においてはコンセッション契約に基づく Majors の操業における絶対的優位性はすべて消滅したと言い得る。

言い換えば産油国は OPEC としての目的を 1970 年以降今日までの間にほぼ完全に達成するか、あるいは少くとも産油国内で操業する石油会社との関係においてはその条件を完全に整えたと言い得るのである。したがって産油国にとっての現在および今後の課題はこうした条

1) 新協定による NIOC の原油輸出量および NIOC 役員 Fallah が明らかにした計画原油生産量とその配分 (MEES, 1973 年 6 月 29 日号) は次のとおりである。

年	コンソシオ ムへの販売 (%)	単位千バーレル/日		
		国内消費 (%)	NIOC の輸 出 (%)	生産量
1973	4,333(90.9)	284(5.3)	200(3.8)	5,317
74	5,074(89.4)	304(5.4)	300(5.3)	5,678
75	5,515(87.3)	352(5.6)	450(7.1)	6,317
76	5,959(85.8)	388(5.6)	400(8.6)	6,647
77	6,422(84.5)	428(5.6)	750(9.9)	2,600
78	6,237(82.1)	463(6.1)	900(11.8)	7,600
79	5,994(78.2)	506(6.7)	1,100(14.5)	7,600
80	5,764(75.8)	550(7.2)	1,300(17.1)	7,614
81	5,498(72.3)	602(7.9)	1,500(19.7)	7,600
*82	5,445(71.6)	655(8.6)	1,500(19.7)	7,600
83	5,390(70.9)	710(9.3)	1,500(19.7)	7,600
84	5,342(70.2)	771(10.1)	1,500(19.7)	7,613
85	4,060(63.3)	851(13.3)	1,500(23.4)	6,411
86	2,970(55.0)	929(17.2)	1,500(27.8)	5,399
87	2,027(44.7)	1,010(22.3)	1,500(33.1)	6,537
88	1,364(36.7)	1,090(29.4)	1,259(33.9)	3,713
89	1,058(30.4)	1,171(33.6)	1,251(35.9)	3,480
90	704(26.5)	1,251(47.0)	704(26.5)	2,659
91	441(19.9)	1,329(60.1)	441(19.9)	2,211
92	211(11.5)	1,410(77.0)	210(11.5)	1,331
93	8(0.5)	1,490(98.9)	8(0.5)	1,506

()内は生産量に対する比率

* 協定では 1982 年以降の NIOC 原油輸出量は 1981 年における輸出用原油総量に占める NIOC 原油輸出量の比率を各年の輸出用原油総量に乗じた量とされている。

第1-2表 ベルシア湾岸産油国主要石油会社の操業形態（1974年8月現在）

国名	操業会社及び構成	從来の契約方式	契約年月日	契約年限	現在の操業形態	実施日	原油配分	備考
イラン	Iranian Oil Exploration and Producing Co. (Iranian Consortium) BP 50% RD Shell 14% Standard N. J. (Exxon), Gulf Texaco, Socony Mobil 各 7% CFP 6% Ircion Agency 5%	請負契約	1954. 10. 29	25年 (5年×3) (延長可)	1973年の新協定に基づく5年間の請負契約	1973. 3. 21	内需および一定量の NIOC 輸出分以外は 20 年の長期売買協定によりコソソーシャム・メンバーズに優先供給	(本文 § 2, 注 8 参照)
イラク	Iraq Petroleum Co. (IPC) BP, CFP, RD Shell, Exxon/Mobil 各 23.75% Partex 5% Basrah Petroleum Co. IPC に同じ	利権供与	1925. 3. 14	75年	ICOO (国営石油会社) が操業	1972. 6. 1	全量政府販売 CFP 他日 IPC シナリオに一定量優先供給	43% は米蘭資本分
サウジアラビア	Arabian American Oil Co. (Aramco) Socony, Texaco, Exxon 各 30% Mobil 10%	利権供与	1933. 5. 29	66年	政府の 60% 参加 (暫定)	1974. 1. 1	不明	新協定で交渉中 →100% の可能性
クウェート	Kuwait Oil Co. (KOC) BP 50%, Gulf 50%	利権供与	1934. 12. 23	75年	政府の 60% 参加	1974. 1. 1	政府60%→相当量を BP, Gulf が負担	→100% の可能性
アブダビ	Abu Dhabi Petroleum Co. (ADPC) IPC に同じ Abu Dhabi Marine Areas (ADMA) BP 66.7%, CFP 33.3%	利権供与	1939. 1. 11	75年	政府の 60% 参加	1974. 1. 1	不明	新協定で交渉中 100% の可能性
カタール	Qatar Petroleum Co. (QPC) IPC に同じ Shell Co. of Qatar Shell 100%	利権供与	1935. 5.	75年	政府の 60% 参加	1974. 1. 1	政府60%×40% = 24% 会社24%×60%×60% = 76% さるに会社側に売戻す可能性	(リニアド協定による1974年の予定)

件を如何にして、国家の最大利益と結びつけ、特に炭化水素資源を枯渇資源として把えた場合に将来の国家建設に如何に効率的に寄与させていくかということになると考えられる。

この領域においては産油国は個々の経済的・社会的あるいは政治的条件を反映してその志向に多様性を増してこざるを得ない。そしてこれは新たな資源支配構造の上に立って新しい資源調達様式と産油国の余剰収入の活用方式を模索する International Majors および消費国政府、あるいは Minor Majors やその他中小石油会社の動きと複雑に絡み合ってくるわけである。具体的には産油国が事業参加あるいは国有化によって取得した政府所有原油をどのように処分するか、また膨張した財政収入を如何に活用していくかということになるであろう。

KOC に 60% 事業参加を実施したクウェートは、その取得原油のほぼ全量を一度は競争入札にかけたが、期待した応札値がなかったために、その過半を KOC の親会社の BP, Gulf に \$10.75/bbl という高値で売戻す契約を締結し、さらに残りの量についても親会社を含む International Majors に売却する動きを示している。クウェート政府は今後政府原油の売却にあたって公開入札制をとらず、また売買契約は長期のものにする意向を述べている。1973 年以降、原油需給の逼迫状況の中で公開入札制を通して全体の原油価格水準を大巾に引上げる役割を演じてきたいわゆる DD (Direct Deal) 原油販売が、今後その性格を変えていくとすれば、このクウェートの動きはそれを示唆するものとして注目に値するであろう。

政府原油の処分方式で注目されるのは産油国政府と消費国政府が直接売買契約を締結する二国間取引あるいは G・G (Government to

Government) 取引と称せられるものである。これは産油国が原油を単に金銭との引換えに売却するのではなく、相手方消費国から産油国の国家建設のために有益な何らかの経済的技術的援助を得ようとする意図と、消費国の原油調達の必要性および発展途上国援助構想が結びついたもので、協定には直接・間接に消費国の非資金援助が付随している（第 1-3 表参照）。

この二国間協定がより包括的な形態に発展しているのがサウジアラビアと米国が 1974 年 6 月に締結した経済および軍事協定である¹⁾。この協定は両国が経済協力に関する合同委員会を設置し、具体的協力の方法を検討すると同時に、米国はサウジアラビアの軍備近代化に協力するというものである。この協定自体はサウジアラビアの炭化水素資源の処分について具体的な規定を含むことはないであろうが、検討され

1) サウジアラビア米国経済・軍事協力協定の調印に伴う共同声明の主要点は以下のとおりである。

—Fahd 第 2 副首相と Kissinger 国務長官は次の点で合意した。

A) 経済協力に関する合同委員会の創設

本委員会の目的は、工業化、貿易、職業訓練、農業および科学・技術分野における二国間の協力計画を促進することである。

委員会は 10 月に開かれる最初の会合で、以下の 4 つの作業グループによって用意される勧告および計画を検討する。

1) 工業化に関する合同作業グループ
2) 職業教育に関する合同作業グループ
3) 技術研究および開発に関する合同作業グループ
4) 農業開発に関する合同作業グループ

両国政府は両区間の技術協力協定を検討する。また両国間の協力協定の目的を広げるための作業を共同で行なうために両国の民間部門の専門家により構成される経済審議会を後援することを検討する。さらに政府および民間の代表からなる米国－サウジ工業開発審議会の創設も検討する。

米国財務省とサウジアラビア金融・国家経済省は金融分野における協力を検討する。

B) 王国の防衛のために必要なサウジアラビア軍隊のすでに実施されている近代化計画を検討するための合同委員会の創設

両国は、相互の利益にかなうすべての事項について両国が眞摯に話しを続けることを合意した。

第1-3表 二国間交渉の概要(1974年7月現在)

	相手国名	締結日	協定の内容			支 払・援 助
			石 油	・ 天 然 ガ ス		
イギリス	イ ラ ン	'74. 1. 25	'74年に500万トンの追加供給(原油)			石油製品、鋼材等総額11億1,000万ポンド
フランス	イ ラ ク	'73. 12.	長期原油供給協定 CFP, EWF, RAPとペトロミンとの間で3ヶ年で1億9,500万バレルの原油供給 ('74: 4,000万, '75: 6,500万, '76: 9,000万バレル)			石化コンビナート、ダム、発電所、運河の共同建設 現金払い、公示價格の93%
アラビアラビア	イ ラ ピ	'74. 1.				設備、商品(武器?)
アラビアラビア	イ ラ ン	'74. 2. 9	20年間8億トンの原油供給			原子力発電所5基(計500万kW) 石化工場、液化ガス、LNGタンカーの建設 エネルギー開発、住宅建設総額50億ドル
リビア	ア ラ イ	'74. 2. 19	石油の量、価格とも不明 今後交渉			エネルギー開発、住宅建設 原子力発電所、製油所建設、農業開発、庄宅建設 武器供与について不明、総額50億ドル程度?
イタリア	イ ラ ク	'74. 3. 12				石油産業の種々の部門、鉱物資源の採取、農業のショイント等合計5億ドル
西独	イ ラ ン	'74. 1. '74. 5.	25年間で天然ガス100億m ³ /年供給(欧洲全体では120~130億m ³ /年)			石化プラント建設(10億ドル)の融資、ハイライン建設
西オランダ	サウジアラビア		天然ガスの量、価格についてはNIOCとRuhrgasの間で交渉継続 (未確認)			ノルウェー由ハイラインの建設
西スイス	イ ラ ン	'74. 5.	NIOCと西独5社(Yeba-chemie, Gelsenberg, UK-Wesseling, Deutsch BP, Deutsche Shell)による合弁事業 ペルシャ湾岸Bushinに50万b/dの製油所建設 製品のシェアは50:50ただし、イランの不要分は西獨が優先的に引取る			
イタリア	イ ラ ン	未確認				
西ラテンアメリカ	サウジアラビア	交渉中	エスアル社、營業の大製油所建設に参加			
西スイス	イ ラ ン	'74. 1.	1億2,500万ドルの化学工場建設			
イタリア	イ ラ ン	未確認	1,700万トンの原油供給			6億5,000万ドル相当の投資と商品
西ラテンアメリカ	イ ラ ン	交渉中	エスアル社、營業の大製油所建設に参加			30億ドル相当額の一部は工業プラント、機械の供給
サウジアラビア	イ ラ ン	10年間450万トン/年の原油供給				現金払い、公示價格の93%
サウジアラビア	イ ラ ン	交渉中	3ヶ年で2,000~3,000万トンの原油供給			製油所、トック組立工場の建設等
リビア	イ ラ ン	15年間5億トンの原油供給				工業製品
アルジェリア	イ ラ ン	交渉中	'74年に700万トンの原油供給			
アルジェリア	ア ル ジ ェ リ ア	'74. 3. 6	SONATRACHとENIで石油と石化プロジェクトの合弁会社(Aleip)設立(シェアSONATRACH 51 ENI 49)			
オーストリア	イ ラ ン	'74. 5. 10	10年間原油供給			イラクの開発に経済援助
スペイン	アルジェリア	'74. 5.	工業、農業の合弁事業(石化プラント、製鐵を含む)			
リビア	リ ビ ア	'74. 4. 27	20年間に450万cubic meters/年のLNG供給			
			石油、経済、技術、科学援助			

る経済協力の中で Aramco およびその親会社である International Majors の地位が再検討されるものと思われる。これと並行して行なわれるサウジアラビア政府と Aramco の協定改定交渉はこの枠組の中でその内容が具体化され、Int'l Majors の新たな原油調達構造が構築されていくことが考えられる。また、これに伴なって予想されるサウジアラビア国内への米国企業の大規模工業投資は、一方で産油国の工業化を促進すると同時に、石油収入の効率的活用を通じて産油国を世界的金融構造の枠内に組み入れることを可能にするであろう。

こうした大規模な二国間協定は巨大な経済力、軍事力に加えて産油国にこれまで圧倒的な影響力を保持してきた石油資本をかかえた一部消費国のみが産油国にとってその対象となり得るであろう。

いずれにしても今後産油国は自国資源に対する国家主権の確立と財政収入の増大を基礎に新たな国家建設の方途を個々に模索していくことになるであろう。そこでは産油国は資源所有という前提の上に立って、イラクのようにほぼ完全に操業を産油国が行なう形態、イランのように操業権は完全に国が握りながら、なお旧来コンセッションであった石油会社が実際の操業を援助または請負う形態あるいは産油国のインシシアティブの下に産油国と石油会社が時としては産油国内または国外における下流部門操業も含めた形で共同事業を行なう形態が、新たな資源配分構造一消費国および石油会社にとっては新たな資源調達構造を包含しながら定着していくものと思われる。

最近の産油国の動きは、外国資本に対して極めて劣弱であった旧来の関係を改善するために、主として民族主義的発想を基盤にした“外

資との闘争”の時代に終わりを告げ国家の近代化のためにより現実的な政策への転回を意図していることを時として示唆しているように考えられる。

2. International Majors の新たな動向

国際石油産業における International Majors の支配的地位は、なによりも世界各地の原油資源に対する強力な支配一とくに豊富・低廉な中東原油支配に由来するといわれてきた。

しかし、中東・北アフリカ地域では、前章で述べたように、産油国政府の事業参加ないし国有化がここ一、二年来、著しい進展を見せており、かつての包括的コンセッション形態による Majors の資源支配は大きな変動を余儀なくされつつある。ここから Majors の資源支配体制の崩壊を指摘する論調も少なくない。

本章では、こうした原油資源支配構造の急激な変動が International Majors の今後の原油調達力にどのような影響を及ぼし、またその経営戦略や behaviour にどのような変化をもたらすのか、さらに、Majors の戦略の変化を通じて、わが国の石油供給はいかなる影響を蒙るのかという問題意識をもって、最近の Int'l Majors の動向を総括的に考察しようとするものである。

われわれの入手し得た資料の関係から、ここでの分析の対象は、主として米系 5 社 (Exxon, Mobil, Texaco, SoCal, Gulf) に限られており、BP, R. D. Shell および Minor Majors については必要な範囲で言及するにとどめている。

2.1 International Majors の up stream

戦略

§ 1. 73 年の原油調達量の検討と Aramco の 100% takeover

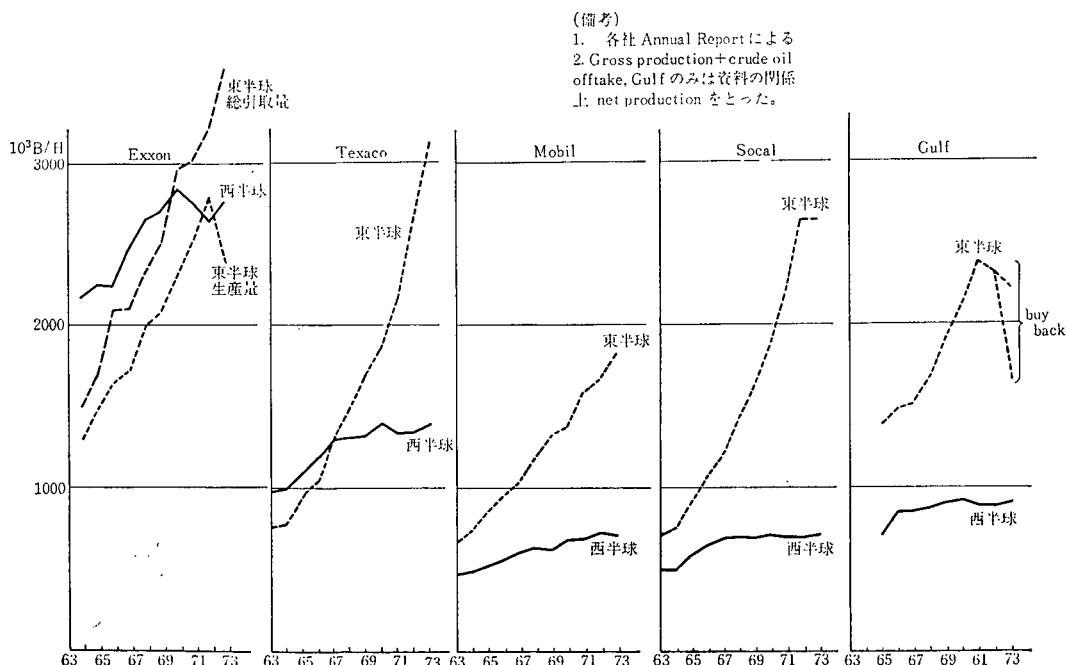
周知のように、1973年は国際石油産業における資源支配構造の激動の年であった。サウジアラビア、アブ・ダビ、ナイジェリアなどにおける 25~35% 事業参加の実現、イランにおける国有化と新コンソシアム協定の成立、リビアにおける Bunker Hunt の全面国有化と Majors 6 社の 51% 国有化、さらに 10 月の第 4 次中東戦争を契機とする OAPEC 諸国の生産削減と禁輸措置の実施、そして OPEC による原油公示価格の一方的な大巾引上げなどである。これらは、産油国による Majors からの資源主権奪回の動きとして華々しく報じられたが、International Majors の今後の原油調達力を評

原油資源支配構造の変動と International Majors の新動向
価する手がかりとして、この年の各社原油調達量の変化を検討してみよう。

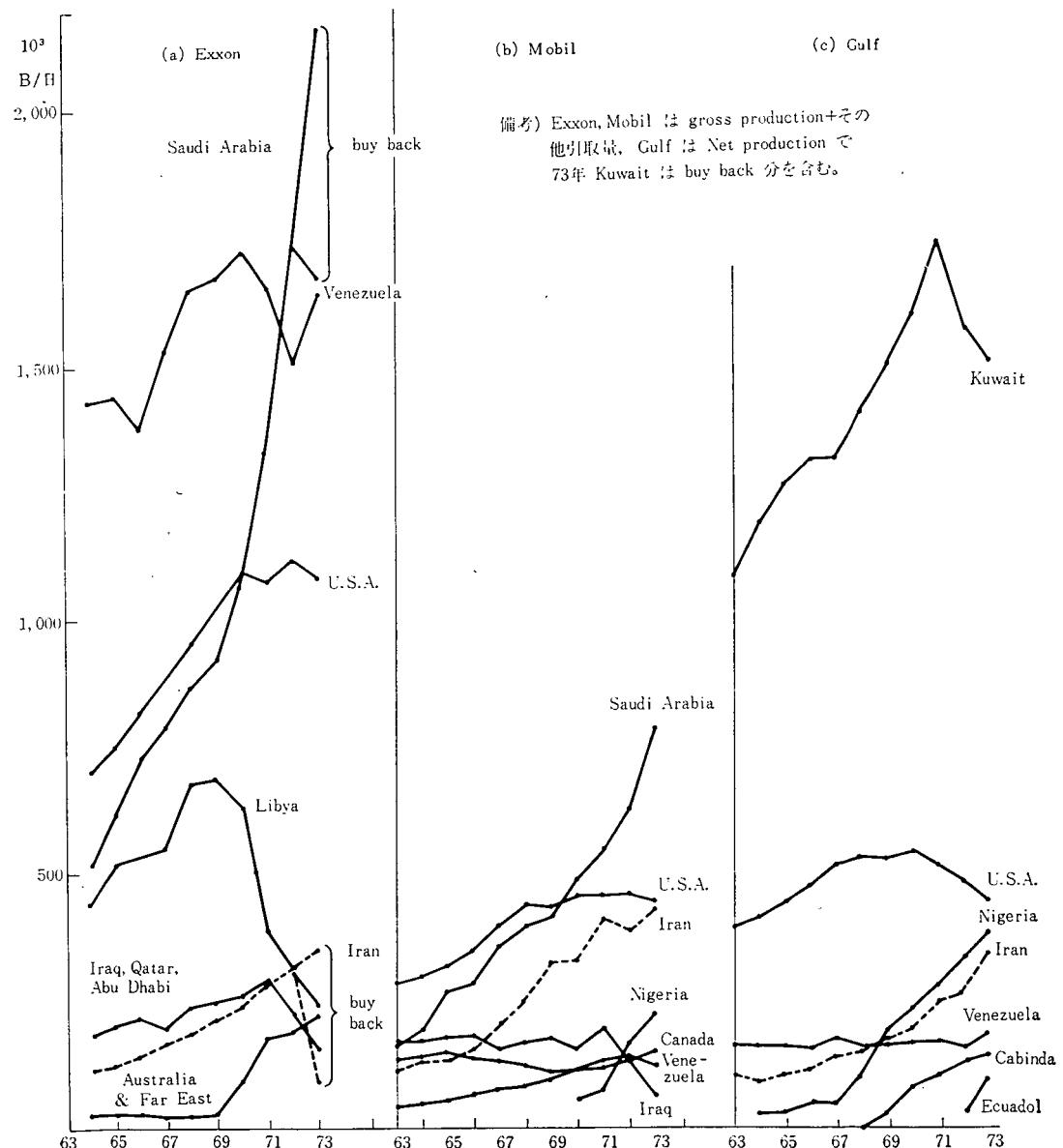
第 2-1 図にみられるように、International Majors 各社はいずれも 60 年代を通じて一貫してその原油調達量（生産量+引取量）を増大させており、とくに東半球における急速な増大が顕著である。しかし、73 年に至って、各社の調達量には明瞭に相異する傾向が現われてきた。すなわち、Exxon, Mobil, Texaco の引きつづく増大、Socal の頭打ち、Gulf の 72 年からの低下である。

各社の原油調達量をさらに主要供給源別にみれば、サウジ・アラビア、イラン、ナイジェリアからの引取量はいずれも増大し、合衆国は頭打ちないし減少、リビア、クウェイト、イラクはいずれも急減しており、これら主要供給源への各社のさまざまな依存度とその組合せが前述の相異を生んでいる。

第 2-1 図 各社の原油引取量の推移



第 2-2 図 Int'l Majors の主要地域別原油引取量



たとえば、Exxonについてみれば、サウジ、イランにおける持分生産量は政府の事業参加ないし国有化により73年から急減しているが、政府所有原油の大部分はbuy backされて、これら両国からの総引取量は10月からの生産制限・禁輸措置にもかかわらず通年ではむしろ急速な増大を示している。とくに、サウジ・アラビアの急増がリビア、イラクなどにおける低下を十二分に補なって、Exxonの73年の原油調達量は全体として順調な増大を見せている。Mobilの場合も、事情は同様である（第2—2図参照）。

International Majorsの原油調達量への影響という視点から見る限り、サウジ、イランなどの事業参加／「国有化」は、これら諸国の増産方針とbuy back協定によってMajorsの原油調達力には当面打撃となっておらず、この点でMajorsとの従来のコンセッション関係を完全に否定したイラクの国有化（ないしリビアの初期国有化）とは明らかに性格を異にしている。つまり、サウジ・イラン型の資源主権の確立はInt'l Majorsにとって、原油取得コストの大巾上昇という経済的側面および資源所有権の一部または全面移動という法的側面を別にすれば、その原油調達力自体の衰退を必ずしも意味するものではない。むしろ、資源所有権の移動は今後国際石油産業の収益方式に構造的変動をもたらすことになろうが、この点については2.2.3で後述することにし、ここでは触れない。

しかし、同じ稳健派産油国の事業参加／国有化でも、増産政策をとるサウジ・アラビア、イランと生産制限政策をとるクウェイトでは、Majorsの原油調達量への影響には大きな相異が生れることになる。Gulfは、その原油供給の50%をクウェイト一国に依存しているが、

原油資源支配構造の変動とInternational Majorsの新動向

クウェイトが一方で資源保存のための生産制限をつづけながら、他方で60%事業参加を行なったことが、一定量のbuy backにもかかわらず、Gulfの原油調達力を著しく制約することになっている。

したがって、巨大な埋蔵量と増産余力をもつサウジ・アラビアに利権を保有するAramco4社—Exxon、Texaco、Socal Mobilと資源余力の少ないクウェイト一国に大きく依存するGulf¹⁾の間には、その原油調達力に今後無視しえない差異が生まれる可能性がある。

Aramco4社のなかでは、Socalのみが73年より原油調達量の頭打ちを示しているが、これは主としてSocalの内部事情とそれに基づくAramco4社の協定によるものと思われる。Socalは、4社の中でもdown stream部門がもっとも弱く、操業バランスにおいて圧倒的にup stream部門に傾斜している（第2—1表参照）。SocalがAramcoに30%のequityを持ちながら、実際の原油引取需要が低いことが、従来からAramcoの増産を妨げるボトル・ネックとなっていた事情がある。

この共同所有に伴なう内部矛盾を解決するた

1) Gulfは72年からの事業参加交渉と併行して、クウェイトの金融投資機関Kuwait Investment Co.(KIC)に自社株900万株の購入を申請された(Business Week Oct. 13, 1973)。この提案はKICをMellon家に次ぐGulf第2の株主として共通の利害関係をもたらすことによってクウェイト原油の安定的確保を図ろうとしたものであるが、もっぱら安全な不動産投資への選好をもつKICの容れるところとはならなかった。Gulfは今後もクウェイトに対するこの種のアプローチを続けるであろうが、他方で最近サウジ・アラビアの精油所、石油化学コンビナート建設に対する協力の提案を行なっている。これは将来の供給力確保のためサウジの一角に進出しようとするGulfの志向を物語るものであろう。

また同様の動きとしては、U.S.Shellのイランの輸出用精油所計画への協力があり、Shellはこの提携を基礎に自社のアメリカ東部配給網へのイランの参加を交渉中である。この種の産油国との提携ないし株式提供の申入れなどがup stream部門に不安をもつMajorsの原油調達のための一つの方向を示唆するものと考えられる。

第 2-1 表 Int'l Majors の操業バランス
(72 年)

	実数 (10^3 B/d)			操業バランス(%)		
	原油 引取量	精製量	販売量	原油	精製	販売
Exxon	5,379	5,146	5,701	100	95.7	106.0
Gulf	3,214	1,945	1,677	100	60.5	52.2
Mobil	1,911	2,194	2,409	100	114.8	126.1
Socal	3,159	2,109	2,169	100	66.8	68.7
Texaco	3,777	2,952	3,381	100	78.2	89.5
BP	4,659	2,400	2,300	100	51.5	49.4
R. D. Shell	4,043	5,154	6,444	100	127.5	159.4

備考) 原油量は正味生産量+特別引取量

め、Aramco 4 社は、1959 年、equity 分以上の超過引取りを可能にするよう引取協定を変更して Aramco の増産を促進し¹⁾、また Socal 自身も 60 年代を通じて東半球の非関連会社向け原油販売にとくに力を入れ、販売量を急速に増大させてきた。この結果、Socal の equity 原油量と精製・販売量とのギャップは 60 年代を通じて、いっそう拡大することになった。Socal は 71 年より down stream 部門の拡充投資を一段と強化して操業バランスの改善に努めつつあり、とくにアメリカの精製能力の大増強と一部ヨーロッパ諸国における販売網の確立の動きが特徴的である。つまり、Socal は原油過剰の解決を第三者向け原油販売の拡大に求めた 60 年代の方針から、自らの下流部門操業の急速な拡大に求める方向へ転換しつつあると見られよう。Socal の 73 年における原油調達量の頭打ちは、それまでの過渡期間 Aramco からの引取量を抑制し、原油需要の高い他のパートナーに廻わす暫定的取決めが 4 社間で行なわれたことを示唆するものであろう。

Int'l Majors の中東・北アフリカ地域での今後の原油調達力は各産油国の buy back の価格や比率など多くの流動的な要素を内包しているが、Int'l Majors がこの地域で原油調達力を確保するためには、第一にリビア・イラク型の

国有化の波及を食いとめ、Majors と協調的なサウジ・イラン型の事業参加ないし「国有化」体制の安定を図ること、第二に蓄積するオイル・ダラーの還流システムをアメリカの政府や金融・産業資本とも協力して確立し、産油国の減産へのインセンティブの内部的発生を防止することが不可欠の課題となる。

このような戦略の展開に当って、とりわけサウジ・アラビアは資源的にも今後の国際的な原油需給・価格動向を左右し得る立場にあり、その動向は米系 4 社の今後の原油調達力の維持と国際石油産業における支配的地位の維持に決定

1) Aramco 4 社間の引取協定の概要は、1974 年 4 月の米上院外交委員会多国籍企業小委員会の公聴会で初めて明らかにされた。Petroleum Intelligence Weekly April 8, 1974 によると、引取協定は 1959 年、1964 年および 1969 年に改定されている。1959 年以前においては Aramco の配当は 4 社の出資比率に応じてのみ支払われ、しかも出資比率以上の原油を引取る（超過引取り）場合は公示価格で買取り、それによる Aramco の利益は、他の親会社に配分されることになっていた。このため、各社とも超過引取りに消極的になり、これが Aramco の増産を阻害する要因になっていた。1959 年に行なわれた改定はこの阻害要因を除去し、Aramco の増産を促す役割を果した。すなわち、この改定によって、超過引取りおよび配当の基準にこれまでの出資比率に代わり “matched barrel” という概念が用いられるようになった。この “matched barrel” というのは、30% の比率を保有する 3 社の各引取り予定量の最低のものを指し、10% 保有の Mobil については、この 3 分の 1 が、 “matched barrel” として適用されることになった。また、この “matched barrel” を上まわる超過引取り原油の価格は公示価格に代わって “half-way” price (コストと公示価格の中間値) が適用され、超過引取り原油に関する利益 (公示価格とコストの差額) の半分は、その引取り手が享受することになった。さらに残りの半分は他の親会社ではなく、引取り手も含めた 4 社に出資比率に応じて配分されることになった。また matched oil に関する基礎配当は、以前のように出資比率に応じて配当された。1964 年に行なわれた改定では超過引取り原油に対する支払いが、“quarter-way” price (コストに公示価格とコストの差額の 4 分の 1 を加えた額) に変わり、さらに 1969 年の改定では、12.4\$/bbl という定額になった。超過引取り会社に有利なこれらの改定によって downstream が相対的に弱い Socal を除く他の 3 社、特に出資比率の少い Mobil の超過引取りが促進され、全体として Aramco の増産が助長される結果になった。なお Aramco 4 社の操業バランスの相違から生ずる利害対立は今回の 100% takeover 交渉の過程で鋭く表面化し、交渉の進展を遅らせる主要な原因になったといわれる。

的重要性をもつ。

サウジ・アラビアでは、74年に入って事業参加比率の60%への引上げ（6月）を経て、12月には政府と4社間で Aramco 操業の100% take over に関する基本的合意が行なわれた。

この交渉には、いくつかの未解決な問題点も残されているが、基本的合意点は次のようなものと伝えられる¹⁾。

- (1) サウジ政府は Aramco の操業を 100% 接收し、純簿価ベースで対価を支払う。
- (2) Aramco の前所有者は、独立系第三者向の場合と同一の実勢市場価格で原油の一定量の入手を保証される。
- (3) Aramco の前所有者はサウジ政府の必要とするいかなる経営および操業・技術上のサービスをも引きつづき供与し、その見返りに手数料 (fee) を受取る。
- (4) サウジ政府と前所有者は Aramco 地域における探鉱継続のため探鉱に関する協定を別個に作成する（前所有者は自らの資金で探鉱を継続し、サウジ政府はそのリスク資本に適切な報酬を考慮する）。

これによって、サウジ政府は原油支配権をほぼ完全に掌握することになるが、同時に Aramco 4社の権益もまた形を変えて基本的に維持されることになると思われる。

とくに注目すべきは Aramco の役割が石油の生産・輸出など石油部門に限られたものから、サウジ・アラビアの infrastructure 建設や工業化のための推進母体へと拡大される点である。

Majors を中核とするアメリカの金融・企業集団はサウジの infrastructure 建設と工業化の推進に全面的に協力し²⁾、これによって原油

原油資源支配構造の変動と International Majors の新動向の確保とオイル・ドラーの吸収を図るという、新しい原油調達の総合的な枠組が今後形成されることになろう³⁾。

このような広汎な経営・技術サービスに対して支払われる手数料の水準・評価方法はまだ決定されていないが、この手数料を受ける Majors は独立系第三者のサウジ原油入手の場合と比べて、表面上の同一価格にもかかわらず、事实上 bbl 当り 30~50¢ 程度の有利な価格差を享受することになろうし、また、探鉱協定によって Majors はこの分野でも排他的な特権的な地位を保持することになろう。

そして、このような米金融・企業集団のサウジ工業化推進を政府レベルで保証するものとして、アメリカとサウジの政府間には 74 年 6 月 8 日包括的な二国間協定がすでに締結されている。

この協定はサウジの工業化・貿易・職業教育・農業・科学技術・軍備近代化の各分野に関するアメリカの協力を規定し、さらに余剰オイル・ドラーによる米財務省特別証券の購入を含む金融協力も今後の検討課題とされている。

この協力を円滑に行なうため、両政府間に經

1) MEES. 6 Dec. 1974

2) サウジ・アラビアでは 75 年半ばまでに少なくとも 700 億ドルに上る財、サービス、技術の購入を含む経済開発 5 ヶ年計画が策定されることになっている。この潜在市場の獲得＝オイル・ドラーの還流をめざす各国企業の競争は一段と激しさを増しているが、この競争でアメリカの金融・企業集団は抜きんでた地位を占めている。

アメリカ企業のサウジ進出の状況については、山田恒彦「アメリカの国際石油戦略の新たな展開」（「日本のエネルギー問題」所収、時事通信社刊）または「アメリカのエネルギー危機と石油戦略」（電研経研内部資料、No. 93）参照。

3) p.38 注 1 で述べたサウジの精油所・石油化学コンビナート建設には、Gulf の他に Mobil, Shell, Dow Chemical, Union Carbide, 三菱なども協力を申入れており (Business Week, Nov. 23, 74), この推移いかんでは、従来の Aramco 4 社に加えて、新たに Gulf, Shell などが一部参加したサウジ原油の調達・確保体制が確立される可能性がある。

済協力と軍備近代化に関する二つの合同委員会を設け、さらに民間部門の専門家を含む経済審議会と工業開発審議会の設置も検討されることになっている。サウジ・アラビアの経済計画や工業化計画は实际上これらの機関で立案推進されことになろう。

「Aramco の 100% take over」とこの二国間協定は、アメリカ政府と Majors によるサウジ・アラビア確保——その巨大な原油資源とオイル・ドラー、そして急速に拡大する潜在市場の確保——の包括的な体制が基本的に確立されたことを意味し、産油国の資源主権の確立という歴史的段階におけるアメリカ政府と Majors による資源確保の今後の典型ともなるであろう。そして、今後「100% take over」が他の穏健派産油国にも次第に波及するにつれ、産油国の資源主権の完全な承認およびその工業化・オイル・ドラー活用への協力と結合した Int'l Majors の原油調達という新たな方式が次第に普及することになろう。

§ 2. Int'l Majors の探鉱・開発活動

Int'l Majors 各社は、73 年ないし 74 年より投資額を飛躍的に増大させている。70 年代初頭には、down stream 部門投資の急増が共通して見られたが、73 年より投資重点は再び up stream 部門に向けられ、地域的には米国に圧倒的に集中している（第 3-4 図参照）。

投資動向から見る限り、Int'l Majors は急速に増大する東半球での収益を米国への投資に向けており、米国での原油生産能力の拡充に当面最重点を置いていると見てよい。このような Majors の投資動向は、国内資源の大規模な再開発によるエネルギー自給体制の再建という、エネルギー教書の戦略と見事な対応をなしている。教書は Int'l Majors のこのような投資方

針を追認したのみならず、高価格政策への転換や環境規制の緩和などの面で、そのための基盤整備を一挙に行なったものといえよう。

現在、入手し得る最新時点(73 年)での Int'l Majors の開発活動から見れば（第 2-2 表参照）、資源支配構造の激動した 73 年において、Int'l Majors はなお依然としてサウジ・アラビア、イラン、アブ・ダビなどの中東穏健派諸国での開発に最重点を置いているのが注目される。

Int'l Majors は、当面の原油供給力の確保としては、これら中東穏健派諸国および米国の生産能力の増強をいずれも共通して指向している。これらの地域に加えて、Exxon はベネズエラ、北海、インドネシア、Mobil はインドネシアとナイジェリア、Taxaco はインドネシアと南米（エクアドル、トリニダード、コロンビア）、Socal はインドネシア、Gulf はベネズエラ、エクアドル、ナイジェリアなど、比較的新らしい既存供給源の開発=生産能力増強にそれぞれ力を入れている。

Int'l Majors は、サウジ・アラビア、イラン、米国などに加えて、これら新規油田の開発強化によって、当面の供給力を確保しつつ、より長期的には非アラブ圏の探鉱・試掘活動を積極化して、これら地域への供給源の分散化を図っている（第 2-3, 4 表参照）。このような非アラブ圏としては各社によってかなりのバラツキがあるが、北海、ヨーロッパ、インドネシアの新地域、オーストラリア、カナダ、アメリカの新地域（アラスカとメキシコ湾岸大陸棚）、南米、アフリカであり、Majors 全体としての探鉱・試掘活動はほぼ世界のあらゆる地域と国に及んでいるといってよい。ただし、中東地域においてもサウジ・アラビアとイランは探鉱・

第2-2表 Int'l Majors の地域別掘削開発井数(1973年、アメリカ、カナダを除く)

		Exxon	Mobil	Texaco	Gulf	Socal	R. D. Shell	BP
南 米	ペネズエラ	255		7	72		91	
	コロンビア			18				
	エクアドル			44	44			
	トリニダード			76			28	
	(小計)	(255)	(2)	(145)	(116)		(119)	
ヨーロッパ	フランス	1			1			5
	オランダ	46	2				46	6
	オーストリア		17				17	
	トルコ		1				5	
	西ドイツ							
	イギリス						1	
アフリカ	イタリー						(69)	
	(小計)	(47)	(20)		(1)			(11)
	リビア			3	1	1	40	
	ナイジエリア			30	4	4	101	101
	アンゴラ			6	27			
中東	カビングダ				12			
	ガボン				3		8	
	ザイール				4			
	カメルーン						2	
	(小計)		(33)	(11)	(46)	(5)	(151)	(101)
	アブダビ	53	53					71
東	イラン	60	60	60		60	53	60
	サウジアラビア	344	344	344		344	60	
	バーレン			1		1		
	イラク						1	1
	オーマン						33	
	カタール						8	
アジア・オセニア	(小計)	(457)	(457)	(405)	(60)	(405)	(155)	(132)
	インドネシア	37	42	134		134	13	
	オーストラリア	11					3	3
	ブルネイ						43	
	日本							
(小計)	マレーシア						20	
	(小計)	(48)	(42)	(134)		(134)	(79)	(3)
	合計	(807)	(554)	(695)	(223)	(544)	(573)	(247)

備考) 1. Petro Consultants 「Annual Overseas Exploration Report」1974年版より作成。

2. 共同掘削分を含む。たとえば Aramco の掘削した344本は持分比率で分割せずに各親会社にそのまま計上されている。

試掘の面でも活潑な活動が行なわれており、これら両国は当面の供給源としてのみならず、長期的にもきわめて重視されているのが注目される。

Int'l Majors の将来構想としては、米国市場に対しては米国内の再開発とカナダおよび南

米、ヨーロッパ市場に対しては北海と一連のヨーロッパ諸国、日本市場に対してはインドネシア、オーストラリア、マレーシアなどという形で、大市場により近接し、かつ政治的に安定した地域での供給源の確保であろう。

このような「アラブ圏以外での供給源の開発

・確保」および「サウジ・イランなどからの新らたな形態での原油調達」が Majors の upstream 戦略の二本の柱であり、両者は相互に密接に関連し合って推進されている。もちろん

ん、これら代替供給源開発の成否は今後に俟たねばならないが、これら代替源の取得により、中東地域への現状以上の過度依存を抑制して中東諸国に対し一定の bargaining power を保持

第2-3表 地域別試掘井数（1973年、アメリカ、カナダを除く）

備考) 1. 第2-2表と同じ。 2. 表中〔 〕は油徵またはガス徵のあったもの。

第2-4表 地域別探鉱数（1972年、アメリカ・カナダを除く、単位 party month）

備考) 1. 「Annual Overseas Exploration Report」1973年版より作成。

2. その他は第 2-2 表と同じ。

第 2—5 表 Int'l Majors 間の原油利権の共同保有状況 (72 年)

	保有利権数	うち単独利権	提携企業別共同保有件数						
			Exxon	Mobil	Texaco	Gulf	Socal	R. D. Shell	BP
Exxon	76	17	—	10	7	9	3	26	8
Mobil	42	13	10	—	4	2	4	9	9
Texaco	71	13	7	4	—	4	37	16	2
Gulf	53	13	9	2	4	—	4	8	6
Socal	64	10	3	4	37	4	—	11	5
R. D. Shell	114	25	26	9	16	8	11	—	13
BP	53	10	8	9	2	6	5	13	—

- 備考) 1. アメリカ、カナダを除く。
 2. 前掲「Annual Overseas Exploration Report」73 年版より作成。
 3. 2 社以上の共同保有の場合は、相手別にそれぞれ 1 件と記載している。Int'l Majors 間の共同保有の外に Minor Majors やその他石油会社との共同保有があるが、それらは省略している。

し、またこれによって中東原油の buy back の安定性をいっそう増大させることを意図しているといえよう。

これら代替供給源の開発と関連して、中東原油の価格水準の問題がある。Int'l Majors にとって、公示価格の 93% という産油国的要求する buyback 価格の水準は高過ぎるとしても、これが代替供給源の開発にインセンティブを与えない水準まで低下することは好ましくない。Int'l Majors は、当面米国での石油・天然ガス開発に十分なインセンティブを与え得る水準¹⁾にサウジ原油の市場価格を安定させ、これをペルシャ湾岸全体に波及させることを意図していると考えられる。

Int'l Majors は、これら新供給源の探鉱・開発の多くを Majors 相互の共同で進めている。Int'l Majors は原油探鉱・開発利権を世界各地に保有しているが、単独保有のケースはきわめて少なく、全体の 7~8 割は共同保有である(第 2—5 表参照)。この共同保有は、当該国の国営会社や民間会社を組み入れた上で、Int'l Majors が相互に提携し合っている件数が圧倒的に多い。この提携関係は Majors 各社の間で網の目のように結ばれている。

利権を獲得した Majors はリスクの分散から他の Majors を引き入れ、また、相手方も試掘成功の場合、資源支配のバランスの変化を防止するため、進んで共同関係に入る。Int'l Majors は down stream 段階では競争—それも非価格競争に限られるが—しながら、up stream 段階では共同化の傾向をいっそう強めている²⁾。

そして、原油の探鉱・開発活動が国際的に活潑化するにつれ、Int'l Majors、Minor Majors、

1) 最近のアメリカの新規油井価格は 11\$/bbl であることからすれば、アメリカにおいて、二次、三次回収はもとより、新規開発に十分なインセンティブを与え得る水準はおそらくこれをさらに上廻ることにだろう。

輸入手料数料の賦課を含めて、アメリカでこれを下廻わらぬ水準にサウジ原油の FOB 価格を維持すること、そしてサウジ原油の価格をペルシャ湾岸の実勢価格上昇の歯止めにすることが、Int'l Majors の「アメリカにおける原油生産能力の拡大」と「ペルシャ湾からの原油の安定的確保」という二つの要請を充たす上で重要な要素。

2) FTC リポートは連邦政府による沖合リースの競争入札について次のように述べている。「石油企業は、これらのリースに共同で入札するのが通常の慣行となっている。その結果、それぞれのリースへの入札者は少数となる。共同入札、そして一般に Joint venture は特定の状況の下では競争を促進しうが、石油産業の既存の集中度を前提とすれば、大石油会社によるこのような行動は明確に反競争的である。Walter Mead はアラスカの石油・ガス・リースに関して、一つの鉱区の共同入札でパートナーだった企業は別の鉱区の入札でも以前のパートナーと競争しない傾向があると指摘している」(93d Congress 1st Session, Committee Print, Investigation of the petroleum Industry, July 12, 1974, G. P. O.)

各国の国営石油会社、民間石油会社の間に多様な提携関係が形成され、その頂点に Int'l Majors 相互の共同が位置し、全体をコントロールする体制が発展することになろう。そしてこのような Int'l Majors 主導型の各国石油資本の「共同開発」が IEA (International Energy Agency) を通づる消費国間協力の実質的内容の一つとして政府レベルで保証され推進されることになる¹⁾。

Int'l Majors の将来構想のなかで、米国市場に対する西半球圏での自給は全体として比較的早く実現する可能性が高い。

ヨーロッパ市場に関しては北海油田の開発によって、中東・北アフリカ依存度はかなり低下するものと思われる。また、アジアにおいては、インドネシア、オーストラリア、南支那海の探鉱・試掘の積極化にもかかわらず、他市場に比べてもっとも未知数であり、日本市場の中東依存度はもっとも大巾に、かつ長期にわたって継続することになろう。

この点で、わが国の石油供給は中東産油国の動向もさることながら、これに対する Majors の対応によって、今後も深く影響されることになろう。

§ 3. 総合一貫経営の強化

前節で述べたように、巨大な埋蔵量をもつサウジ・アラビアに権益を保有する Aramco 4 社、Exxon, Mobil, Texaco, Socal に関しては、新 Aramco 協定と米／サウジ協定に見られる新らしい供給体制、さらに世界各地における活潑な探鉱・開発活動などが相まって、その原油調達力は、各社によって多少の原油過不足の状態を伴ないつつも、サウジ・アラビアにおける体制的激動や中東地域の政治的・軍事的紛争再燃の場合を除いて基本的に維持されるもの

と考えられる。

これに対して、従来原油過剰のポジションにあった Gulf は、クウェイトへの大きな依存とその生産制限政策によって原油調達余力を弱め、原油過剰の程度は次第に減少してゆくであろう。Gulf はむしろこの際、従来の up stream 主導型の方針を転換して、down stream 部門の拡充によって総合一貫経営を着実に発展させつつ、石油収益をもってエネルギー・コングロマリット化をもっとも積極的に推進しつつある。Gulf の up stream 投資は中東地域への新規投資を極力抑えて、米国を中心とした西半球とアフリカに重点的に投下されつつあり、また、down stream 部門でも限界的・非収益的操業を切り捨て、西半球を中心を置きつつ着実な拡大の道を歩みつつある。また、やはり原油過剰のポジションにある BP が、米国内に強力な販売力をもちながら原油自給力の弱かった Standard Ohio (Sohio) の株式を一部取得したのも、総合一貫経営への志向を示すものであろう。

従来、up stream 重点型であった Gulf, BP, Socal の方針転換とともに、Int'l Majors は各部門間操業のバランスのとれた総合一貫経営への志向を全体としていっそう強めるものと思われる。強力な総合一貫経営は、消費国の down stream 部門に対してはその原油調達力をもって過度の政府介入を牽制し、また、産油国に対してはその世界各地に展開する強力な down stream 能力をもって、政府原油の buy back を安定させる効果をもつ。事実、down stream

1) Kissinger 国務長官は消費国のエネルギー協力の一つとして「石油の新しい供給源と代替エネルギー源の開発の協力的推進」(74.11.14, シカゴ大学演説)を挙げており、さらに「沖合大陸棚の世界的探査促進のための政府間協定やアメリカの保有する技術の提供」(74.2.11, ワシントン消費国会議開会演説)を提案している。

部門に強い Exxon, Mobil はもとより, Texaco, Gulf, Socal の各社も 60 年代末から 70 年代初頭にかけて、この部門への投資額を急増させ、その拡充に一斉にのり出している。Int'l Majors は、かつて 60 年代の国際石油市場を特徴づけた原油の大量生産・大量販売による市場拡大政策から、十分な収益と価格での製品販売量の安定的成長の方向へ転換しつつあるといえよう。この場合、Kissinger 米国務長官が強力に推進する「主要消費国の石油節約と輸入削減」は、中東原油需要の伸びを抑制することによって新らしい供給体制を安定させる狙いとともに、Majors のこうした方針転換による主要消費国におけるシェア低下を防ぎ、その支配的地位を維持する上で恰好の条件を整えることになる。

このような志向の強まりとともに、今後、Gulf, BP, Socal などの原油過剰会社の非関連会社への原油の直接販売は次第に減少してゆくことが考えられる。Int'l Majors は、その原油供給に当って、当然、子会社・関連会社向けを優先させ、産油国政府の直接販売分の増減による原油取得量の変動は第三者向け原油販売量の調整で対応することになろう。このような実例は、すでに 73 年末から 74 年にかけて、米国における Independent refiner への供給削減として起っており、この点で、Majors の資本系列下にないわが国独立系会社の原油調達が影響を蒙る可能性がある。

2.2 Down stream 部門の動向

§ 1. Down stream 部門の拡充

前節で各社の総合一貫操業強化への志向を述べたが、Int'l Majors は原油の生産・引取量の増大と併行して一貫して down stream 部門を

拡充し精製・販売量を増大させて来た。

この過程で特徴的なことは、Gulf を除く各社がいずれも東半球で down stream の操業をきわめて急速に伸ばしてきたことである。この結果、Exxon, Mobil に関しては東半球操業が西半球を追い越し、Socal, Texaco に関しては、まだ西半球が優位にあるものの両半球の操業規模は急速に接近しつつある。この中で、Gulf のみは依然として西半球の伸びが大きいだけでなく、東半球操業は 71 年より低下している。この部門でも Gulf の経営戦略と performance は他の 4 社のそれと明白な相違を示している。Exxon はその巨大な操業規模、良好な操業バランス、均衡のとれた両半球への展開の面できわめて卓越した地位にあるのが注目されるし、Mobil, Texaco, Socal は原油部門のみならず、精製・販売部門でも両半球に基盤を置く、文字通り World Enterprise に発展している。これに対し Gulf は 60 年代における東半球 down stream 部門の性急な拡充方針を転換し、down stream 部門操業に関する限り、西半球への傾斜を強めつつあるといえよう。

東半球での下流部門操業の増大は Int'l Majors が中東・北アフリカ原油の増産に対応して、その市場としてヨーロッパ、アジアの開拓に 60 年代を通じて最重点を置く戦略をとったことの反映である。

事実、Exxon, Mobil, Texaco は、この間ヨーロッパとアジアでの精製能力を飛躍的に拡充し、これらの地域の精製・販売市場で確固たる地歩を築いた。これと対照的に、これら 3 社の米国における精製能力の拡充は、東半球に比べればきわめて手控え気味で、環境対策やオクタン価向上など、もっぱら精製設備の近代化に主力が注がれている。この間米国で精製能力の一定

の拡充を行なった Socal と Gulf を除いて、このような 3 社の behaviour が 70 年代初頭の米国における精製能力の慢性的不足と石油製品不足につながったことは疑いない。

§ 2. Down stream 部門の再編・合理化 の動き

Int'l Majors は 70 年代に入るとともに down stream 部門の再編・合理化の動きを顕著に示してきた。その全容は明らかではないが、現在までのところ第一に操業・販売地域の再編の動き、第二に主要地域に精製・輸出センターを設定する動き、第三に米国およびヨーロッパの販売部門における合理化・多角化の動きが挙げられる。

第一の販売地域の再編はまず米国市場できわめて顕著である。米国市場では、1972 年、多くの Majors が販売シェアの低い地域からの撤退を実施し、販売シェアの高い地域を中心に操業の再編成を行なった。

Gulf は 1960 年代に進めてきた全国販売体制の確立の方針を改めて、North Central, North West, West Coast の 20 州での操業の縮少を行なったし、Exxon は Indiana, Illinois, Wisconsin, Michigan から撤退し、逆に、Mobil は 69 年 Ohio, North Carolina, 70 年 Georgia, South Carolina, 72 年 Florida で既存 S/S 網の買収を行ない、また Socal は 71 年 North Carolina, South Carolina へ進出する一方、西部地域における非能率操業の切捨てを行なった。

これらの動きが、Majors 間の販売地域の再分割と各地域市場における集中度の上昇へと帰結するかどうかはまだ予断を許さないが、注目すべき動きである。

国際的には、ヨーロッパ地域で、Texaco が

原油資源支配構造の変動と International Majors の新動向
71 年イギリス、ベルギー、イタリー、オーストリアで既存市場網を買収して、これらの諸国での販売体制を強化したのに対し、Gulf は西独、フランス、イタリーでの精製・販売設備をすべて処分して、そのヨーロッパ操業をイギリス、スペイン、イス、スカンジナビア諸国に集中する体制をとっている。Gulf はその他、南米ではベネズエラ、ガテマラ、コスタリカ、アジアではフィリッピンの下流部門操業からの撤退を明らかにした。Exxon もアジアでインドおよびフィリッピンの販売・精製資産を国営石油会社に売却しており、Socal はヨーロッパではデンマークとベルギー諸国の販売組織の強化に重点を置いている。

第二に、主要地域に拠点精油所を建設し、これを当該地域における精製・輸出センターとして運用する体制を固めつつある。

Exxon はヨーロッパでは Rotterdam 精油所 (15 万→32.5 万 B/日)、アジアでは Singapore 精油所 (70 年新設、8.1 万 B/日→23 万 B/日) を大増強し、併せて付帯パイプ・ライン網や港湾設備の整備を行なっている。Mobil はヨーロッパで Wilhelmshaven 精油所 (16 万 B/日) と 25 万 t 級タンカー用の港湾設備の建設を行ない、アジアでは Singapore の Jurong 精油所 (2.76 万→17.5 万 B/日) の大増強を行なった。また、Gulf は東半球の下流部門操業を縮少しつつあるなかで、沖縄に最大の CTS 基地を建設し、ついで沖縄石油精製と合弁精油所 (10 万 B/日、Gulf 45%) を所有するに至ったし、Socal は Bahama 精油所 (25 万 B/日→50 万 B/日) を米国東海岸向けに大増強している。

第三は米国およびヨーロッパ市場における Service Station 網の大規模な scrap & build の実施、および販売方式の多角化を含む積極的

な販売活動の展開である。

米国のガソリン市場では、従来、Majors 系は包括的なサービスを提供する代りに高価格のガソリンを販売する方式を取っていたが、これに対して独立系販売業者は、余分なサービスを削減してもっぱら低価格でガソリンを提供する Self-Service 方式で対抗し、販売シェアを漸増させてきた。Majors の販売シェアは Texaco を除いて 60 年代末から漸減傾向を辿っていた。70 年代に入ってから、Majors は前述の販売地域の再編成と併行して、限界的・非収益的 S/S を scrap down し、取扱量が大きく収益性の高い S/S を拡充・強化する動きを一斉に開始するとともに、独立系を真似た self-service 方式の導入、一部地域における独立系との価格競争、独立系の品不足への追い込みなど、きわめて攻撃的な販売活動を行なって、一部地域で FTC の告発を受けたのは周知の通りである。非収益的な S/S の scrap & build の動きはヨーロッパ諸国でも見られる。

以上三つの動きを貫く志向は Int'l Majors が 70 年代に入ってから、その down stream 操業において低収益ないし限界的な地域や設備を切り捨て、収益の良好な地域や設備に集中することを通じて、down stream 操業の収益性を改善・向上させ、さらに、これによって down stream 部門に対する掌握・支配を全体として強化しようとする動きと見ることができよう。

§ 3. Down stream 収益重視の背景

down stream 部門の収益性重視の動きは原油資源支配構造の変動という新たな段階における Int'l Majors の対応の一環であろう。Int'l Majors は周知のように原油生産・輸送・精製・販売にわたる一貫操業形態 (integrated operation) をとっている。この場合、それぞれ独

立した 100% 子会社の形をとる事業部門のどこにおける利益を極大化させることが、一貫操業資本全体としてみて最も有利かが問題となる。これは、云い換えれば一貫操業のどの部門に利益をシフトさせるかという問題であって、この点で、税法上の優遇措置が大きなファクターとなってくる。アメリカの一貫操業会社は、連邦所得税法上、最も大巾な所得控除の認められる原油部門に利益をシフトさせる事業慣行を確立し、それが国際的にも一般化するに至った。このような事業慣行の基礎となった税制度が「減耗控除」(Depletion Allowance) という名でよばれていることはよく知られているところである¹⁾。

さらにこのような事業慣行形態をもつ Majors が多国籍的に活動する場合、アメリカにおける本社部門が全部門の利益を統轄するのに、減耗控除よりもさらに大きい所得税法上の優遇措置がある。「海外課税控除」(Foreign Tax Credit) という名で知られるアメリカ国内での税額控除制度がこれである²⁾。

Int'l Majors は強固な原油資源支配を基礎に、アメリカ政府によるこれらの租税優遇措置

1) 減耗控除と利益のシフトとの関係については以下の論文を参照されたい。

J. David Black, *The Antitrust-Federal-Tax Conflict in the Petroleum Conservation System*, 21 Stanford Law Review 316 (1969) (この論文の紹介としては、「石油文化」昭 49. 9 月号 p. 47, 松井豊,『アメリカ石油産業における資源税制と垂直的統合』), なお、減耗控除制度については以下の文献を参照されたい。

93rd Congress 1st Session, Committee Print, Investigation of the Petroleum Industry, Permanent Committee on Investigations. 1974 July 12. および松井豊『合衆国における石油減耗控除法制の成立と展開』, 「税法学」246~7 号, 日本税法学会 (なお上記 Congress 文献の邦語全訳は「石油文化」, 昭和 49 年 5 ~ 8 月号に連載されている)。

2) 「海外課税控除」については、山田恒彦・松井豊『アメリカのエネルギー危機と石油戦略』, 電研内部資料 No. 93 (昭和 49 年 2 月 15 日), 12 ページ以下参照。

を利用して原油部門に収益を集中し, downstream 部門操業はもっぱらこの原油部門収益を実現するための原油の捌け口としての機能に過ぎなかった。Majors の全操業部門に対する投資収益率に比して, 小売販売段階の収益率が極端に低いのも, またアメリカ石油産業の直接投資収益率(72年)が発展途上地域35.1%(中東地域134.0%)に対し, 下流部門操業の集中する先進地域5.8%(ヨーロッパ2.8%, 日本7.0%)に過ぎないのも, 國際石油産業のこのような収益構造を示すものであろう。

しかしながら, up stream 部門への利益シフトの契機となったこれら2税制には基本的な制約がある。まず, 減耗控除の適用は, 納税者たる Majors が国内海外を問わず, 自己が直接「支配」している資源に関する収益に限られる。また, 海外課税控除は, 海外の事業地国(たとえばサウジアラビア)において課せられた所得税相当額に限られる¹⁾。従来は, Aramco を例にとれば, サウジアラビアとの関係は「包括的コンセッション」によって, サウジアラビアの原油資源は100% Aramco の「支配」下にあったし, また, サウジ・アラビア政府に対して Aramco は所得税(ロイヤルティを含めて)を支払う関係だったので, これら2税制は全面的に適用される状況であった。

しかし, テヘラン・リヤド体制の成立(1971~73年)以後の急速な資源支配構造の変動は, この2税制の全面的適用可能性をはばむ方向へと動いている²⁾。すなわち, 事業参加比率が高まるにつれて, Majors の自社「支配」原油資源(これを通常エクイティ分という)の割合は減少し, かつ, 減少した分だけは産油国政府から買いもどすことになれば, 産油国政府に対するこの支払いは所得税ではなく, 売買代金にな

原油資源支配構造の変動と International Majors の新動向
ってしまうからである。サウジ・アラビアの100% takeoverあるいはイランの100%国有化による買い戻しの場合も事情は同様である。
Nixon 前米大統領は74年教書の中で連邦所得税法の改正による「減耗控除の海外適用の廃止」および「海外課税控除の縮少」を提案したが, その背景にはこのような資源支配構造の変動があると考えられる。

この提案が立法上どの程度実現するかは今後に俟たねばならないが, いずれにせよ, 資源支配構造の変動が従来 up stream の部門への利益シフトを規定していたこの2税制の適用を基本的に困難にさせつつある点は注目されよう。もちろん, 実際の事業活動における Majors の行動は, それが所得税という形にしろ, あるいは原油購入代金という形にしろ産油国に支払う金額=原油入手コストが増加した場合には, それを自己の販売する原油価格に転嫁することを慣行としているために, 原価売買における利益自体は少くとも現在までのところ減少を見せていないし, Majors は今後もこの慣行ができる限り守りしようとするであろう。しかしながら上述のような形で, 資源部門で得た利益に対して, 著しい恩典を与えていた2大税制の適用が打切られる場合, 失なわれる莫大な社内留保利益を一貫操業形態のどの段階で取戻すかが Majors の新たな課題となるであろう。とりわけ

1) 1949年に, Aramco とサウジ政府との間の利益配分を50:50とし, サウジアラビアに所得税制度を創設するに当って, アメリカ本国の「海外課税控除制度」を適用できるように, アメリカ国務省が動いたことは今年の2月のアメリカ上院多国籍企業小委員会での当時の中東担当国務次官 George McGhee の証言に明らかである(Platts' Oilgram News Service, 2~26, 1974.)。

2) 「資源支配構造」の変動およびリヤド体制については下記文献を参照されたい。

山田・松井「電研内部資料」前掲55ページ以下, および『資源開発の法的諸問題』, アジア経済研究所, 経済協力調査室, 「所内資料」No. 48~4(昭和49年2月), 109ページ以下。

け産油国による資源の完全支配という新たな構造が、 Majors の現地操業会社をノン・プロフィット化するという新たな操業体系を生む場合には、 Majors は、最終製品価格と原油入手コストの差額、つまり粗利益を全額下流部門で生み出す必要性が生じるものと思われる。

このような意味で、down stream 部門は今後 Majors の事業経営にとって新たな意義と重要性を付与されつつある。とくに down stream 部門の中心は消費国市場にあって産油国主権の及ばない点も、この場合無視し得ない要素となる。

このような状況の下で、 Majors は租税優遇措置適用の打切り（ないし修正）の事態にも備えつつ、当面まず操業のあらゆる段階における投下資本収益の最大化—原油部門におけるコスト増加の転嫁はもとより、down stream 各部門収益の向上・改善を志向しつつあると考えられる。前節に述べた諸動向は Majors のこのような志向の現われであろう。

down stream 部門収益は最終的には製品価格水準によって規定される。この点で Majors が製品価格引上げを通じてアメリカ、ヨーロッパ、日本などの消費国市場で容易に利益を増大させ得るか否かは今後の Majors の経営戦略上的大問題となろう。

2.3 エネルギー多角化の動向

§ 1. 多角化の概況

Majors のエネルギー多角化の動きは 1960 年代前半に始まり、60 年代後半より米国内で本格化した。1970 年時点で、すでに Majors の多くは石油、天然ガスに加えて、石炭、ウラン、オイル・シェール、タール・サンドに多角化していることはよく知られている。

しかし、その支配の程度—生産と埋蔵量の集中度はまだ十分明らかでないが、若干の資料¹⁾にもとづいて石炭とウランを中心にその概況を述べよう。

石炭については、Gulf が 1963 年 Pittsburgh & Midway Coal Mining Co. を買収したのが、 Majors によるものとしては最初の動きであるが、次いで 1969 年 Continental Oil が全米第 2 位の Consolidation Coal を買収した。これは競争企業の合併・取得を禁止した Clayton 法（1914 年）の建て前から問題化したが、司法省は「両者はそれぞれ別個の市場で営業し、有意な潜在的競争者でない」との見解を示し、これ以後、石油を中心とする他業種企業による石炭会社の買収・取得が本格化した。

非石炭企業の石炭への参入は主として大手石炭会社の合併という手段を通じて行なわれ、この結果、大手石炭企業の所有関係は大きく変動した。70 年末現在で石炭生産上位 20 社のうち、石炭に主たる事業基盤をもつ会社は 8 社で、その生産シェアは 20% 強に過ぎない。これに対し、石油グループは 4 社で 33.2% と最大のシェア（全生産量に対しては 20.0%）を占めるに至っている（第 2—6 表）。この 4 社は Continental Oil (生産第 2 位), Occidental Pet. Corp. (第 3 位), Standard Ohio (第 10 位), Gulf (第 13 位) である。石炭生産に関

1) エネルギー多角化の実態については下記文献を参照した。

① Federal Trade Commission; Concentration Levels and Trends in The Energy Sector of The U. S. Economy-A Staff Report to The FTC, March 1974, NTIS

② S. H. Ruttenberg and Associates; The American Oil Industry-A Failure of Anti-Trust Policy, Dec. 1973, M. E. B. A.

③ James Ridgeway; The Last Play-The Struggle to Monopolize the World's Energy Resources, 1973, E. P. Dutton & Co., Inc.

第2-6表 石炭生産の支配状況

産業部門	上位20社生産量		全生産量	
	企業数	生産シェア(%)	企業数	生産シェア(%)
石炭	8	21.5	3,944	46.9
石油	4	33.2	14	20.1
Captives(鉄鋼・電力)	4	13.2	27	14.9
その他非石炭企業	4	28.3	15	18.8

出所 : FTC; Concentration Levels & Trends in The Energy Sector of The U. S. Economy より,
以下特記しない限りみな同じ。

する石油企業はこの4社を含めて14社であるが、まだ生産に入っていないが、埋蔵量を取得している石油企業は30社に上る。すでに大手石炭会社の合併が一段落した段階で、石油企業の参入の形態は次第に埋蔵量の直接取得や政府の石炭リースの獲得へと移りつつある。

たとえば、現時点での生産量が120万tに過ぎないExxonは、その完全所有子会社Monterey Coalを通じて80億tの埋蔵量(埋蔵量第5

第2-7表 石炭埋蔵保有最大25社(1970年、米国)

会社	埋蔵量(10 ⁶ t)	位置	炭種
Burlington Northern	11,000	W	Low-sulfur
Union Pacific	10,000	W	50% low-sulfur
Kennecott Copper Corp. (Peabody Coal Co.)	8,680	(total)	Mostly steam
	3,800	M	Bituminous
	2,300	W	Low-sulfur
Continental Oil Co. (Consolidation Coal Co.)	7,731	(total)	74% steam
	964	M	
	3,400	W	Low-sulfur
Exxon Corp. (Monterey Coal Co.)	7,000	(total)	
	3,250	M	Bituminous
	3,000	W	
American Metal Climax (Ayrshire Coal)	4,000	E, M, W	50% low-sulfur
Occidental Petroleum (Island Creek Coal)	3,300	(total)	28% low-sulfur
	1,163	M	
	N. A.	W	
United States Steel	3,000	Mostly E	Metallurgical
Gulf Oil (Pittsburgh & Midway Coal)	2,600	(total)	8% low-sulfur
	278	M	
	2,000	W	
North American Coal	2,500	E, W	80% low-sulfur
Reynolds Metals Co. (72年 Texacoが取得)	2,100	W	95% low-sulfur
Bethlehem Steel	1,800		
Pacific Power & Light	1,600	W	Low-sulfur
American Electric Power	1,500		High-sulfur
Kerr-McGee	1,500		60% low-sulfur
Eastern Gas & Fuel Assoc.	1,468	E	33% low-sulfur
Norfolk & Western RR	1,400		99% low-sulfur
Utah Construction & Mining	1,300	W	94% low-sulfur
Westmoreland Coal	1,200	(total)	88% low-sulfur
	327	E	
Pittston Co.	1,000	E	Low-sulfur
Total	74,679		
石油企業	22,131(29.6%)		
(Reynolds Metalを含めた場合 24,231(32.4%))			

備考) 1. 位置 E—東部, M—中部, W—西部
Low sulphur-sulphur 含有率1%以下 High sulphur-sulphur 含有率1%以上
2. Exxonの73年Annual Reportによれば、その保有埋蔵量は80億t。

位) を支配している。同じく Gulf は 700 万 t に対し 26 億 t (第 9 位), また Texaco は最近 Reynolds Metal の所有する 21 億 t (第 11 位) を取得している (第 2-7 表)。これら Int'l Majors のケースを含めて石油企業の場合, 生産シェアよりも支配埋蔵量シェアが優位にあり, Majors の生産集中度は将来さらに上昇することは明らかであろう。

これは, Majors の石炭進出の狙いが, 当面の生産量支配よりも, むしろ将来の石炭ガス化・液化の実用化を見込んでの埋蔵量支配に重点が置かれていることを示すものであろう。 Majors の取得埋蔵量の多くは未開発の西部 L. S 炭であり, その開発のテンポは環境規制の動向とガス化・液化の技術開発いかんに大きく影響されることになる。 Majors はこのため石炭のガス化・液化の技術開発を連邦政府の資金援助の下に, 単独または共同で積極的に進めている。 Majors の埋蔵量集中度は明確ではないが, 埋蔵量の多い上位 20 社総量中のシェアを一つの目安とすれば, 70 年現在で 29.6% であり, その後の Texaco の Reynolds Metal よりの得分を加えれば, 32.4% に達する (第 2-7 表)。

核燃料分野でも, 67 年 Gulf の General Atomics 買収, Atlantic Richfield (Arco) の Nuclear Material 買収, 68 年 Getty Oil の Nuclear Fuel Service の買収など, やはり 60 年代後半から Int'l Majors と Minor Majors の進出や合併企業設立が顕著となっている。

Majors によるウラン採掘および埋蔵量支配については十分なデータがないが, AEC の発表によれば 70 年時点での 17 の石油会社がウランの採鉱・生産に進出し掘削の 56%, 既知低

コスト埋蔵量 (8\$/lb 以下) の 41% を支配している。また, AEC 委員 C. E. Larson の議会証言によれば, 71 年時点で低コストのウラン埋蔵量の 70% が上位 7 社¹⁾ に, 同じく 90% が上位 17 社に支配されているが, 上位 7 社には Exxon, Gulf, Getty, Kerr-McGee の石油 4 社が, これに次ぐ 10 社には Continental が入っている。

製錬段階では, 18 企業が操業しているが, このうち石油会社は Kerr-McGee, Exxon, Continental, Pioneer Natural Gas, Getty の 5 社で, それぞれ単独または共同でプラントを所有している。また, Sohio/Researve Oil & Mineral Corp. の合併企業が, Gulf との供給契約の下で 1,000 t/日のプラントを建設中である。この段階でも, 石油グループがウラン専業や金属グループを抜いて 38.4% と最大のシェアを占めている (第 2-8 表参照)。

転換段階では Kerr-McGee が 5,000 t/年 UF₆ のプラントを操業し, 現在 1 万 t/日へ拡張中であり, また Allied Chemical/Gulf の合併企業 (Allied Gulf Nuclear Service) がプラントを建設中であるが, Arco は子会社 Numec を Babcock & Wilcox に譲り, この分野から撤退を予定している。

濃縮では, Exxon が, AEC 三工場につづく第 4 工場建設をめざして GE との提携の下で遠心分離の研究開発を進めている (Cengex 計画)。これと対抗するガス拡散法による UEA グループ (WH/Union Carbide/Bechtel) が資金難から難航が伝えられるなかで Exxon/GE グループは Exxon の豊富な資金力もあってき

1) ウラン埋蔵量保有上位 7 社のうちには, 石油 4 社のはかに, Anaconda Co., United Nuclear Co., Utah Int'l, Inc. の 3 社がある。

第 2-8 表 U_3O_8 製鍊能力の支配状況

産業部門	操業会社	U_3O_8 Capacity (Tons of ore per day)	U_3O_8 Capacity as a percent of total capacity
<u>Petroleum</u>	Kerr-McGee Corp.	7,750	
	Exxon Corp.	2,000	
	Continental Oil Co.	899	
	Pioneer Natural Gas Co.	851	
	Getty Oil Co.	750	
		12,250	38.4
<u>Uranium</u>	United Nuclear	2,450	
	Atlas Corp.	1,500	
	Cotter Corp.	450	
	Homestake Mining Co.	1,050	
	Federal Resources Corp.	570	
	American Nuclear Corp.	380	
		6,400	20.1
<u>Primary Metals</u>	Anaconda Co.	3,000	
	Phelps Dodge Corp.	1,200	
		4,200	13.2
<u>Metal Mining</u>	Utah International, Inc.	2,400	
	Newmont Mining Co.	500	
	Rio Algom Corp.	500	
		3,400	10.7
<u>Other</u>	Susquehanna Corp.	2,650	
	Union Carbide Corp.	3,000	
		5,650	17.7
	Total	31,900	100.0

わめて有力である¹⁾。とくに両者の提携は Rockefeller 集団と Morgan 集団の提携の点で、今後注目されるところである。

成型加工段階には、Gulf (GA), Exxon, Kerr-McGee が進出しており、再処理は GE 以外はすべて石油企業で Getty, Gulf (Allied Gulf Nuclear Service), Exxon がプラントを所有し石油グループのシェアはもっとも高い。

原子炉では周知のように Gulf が General Atomics を取得して HTGR の開発を進め、米国市場で GE, WH に次ぐ第 3 位の地位をめざしており、最近 R. D. Shell と提携²⁾してヨーロッパ、日本市場へも進出しここでいるのが注目される。

原子力産業一とくに核燃料部門はまだ発展の

初期段階にあり、石油をはじめ、電機・化学・金属などの各産業からの提携／合弁による新規参入がさかんであり、状況は他燃料部門に比べ

- GE はその後 feasibility study を終了した後、74 年 10 月、(i)投下資本が大きい、(ii)資本回収の時間がかかる、(iii)景気後退に伴う資金事情の悪化を理由に Cengex 計画からの脱退を表明した。UEA グループでも同様の理由から W. H. と Union Carbide の脱退が発表されており、第 4 濃縮工場をめぐる動きは急速に流動的になっている。なお、Exxon は引きつづき計画推進の方針を明確にしている。
- この提携は Gulf の HTGR 技術と Shell の国際的販売力との結合であるが、このような相互補完的提携は両社の間でクウェイト原油の長期販売をめぐって、すでに 1947 年以来行なわれていた。この提携は、原油過剰のポジションにあった Gulf が、クウェイトの埋蔵量持分の 1/4 を 22 年以上の長期にわたって Shell に販売するもので、双方がクウェイト原油を使ってそれぞれの市場を奪ったり、価格切下げを行なわないという条件で Shell は当該原油の輸送・精製・販売から得た利潤を折半することを決めたカルテル協定であった。両社の提携は原油販売から原子力までの広範な分野にまで及ぶことになったのである。

てきわめて流動的である。しかし、Majors はすでに埋蔵量支配、採掘、製錬、再処理の各段階で有力な地歩を固めている。Majors のなかでは、Kerr-McGee, Getty, Conoco, Arco など、一部 Minor Majors の動きが顕著であるが、R. D. Shell との合併で NSSS 部門を握る Gulf、および GE との提携で濃縮を抑えようとする Exxon が、核燃料サイクルのほぼ全分野を垂直統合しつつある点で、やはり抜きん出ているといえよう。

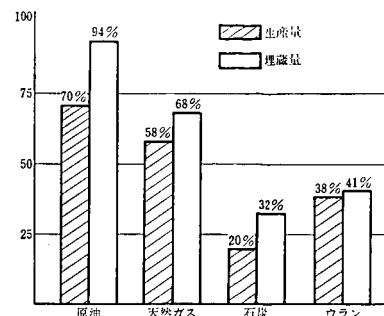
原子力の地位はまだ 71 年の米国エネルギー消費の 0.6% に過ぎないが、今後 85 年 10%、2000 年 26% とその役割を高めるにつれ、総合エネルギー需給に占める Majors の地位はさらに強力なものになるであろう。

Majors のなかでは、Exxon, Gulf, Conoco, Sohio などが、原子力を含む総合エネルギー化にもっとも積極的な動きを見せている。Conoco は Morgan 集団の唯一の石油企業であり、Morgan の金融力を背景にしている点で、また Sohio は、70 年、BP に 25% 相当の equity を譲渡し¹⁾、かつアラスカの Prudhoe Bay の発見により北アメリカ地域生産量 24 位に対し、同保有埋蔵量第 3 位に躍進し、石油総合一貫企業としてもその地位を飛躍的に高めているのが注目される。Texaco, Socal, Mobil は現在までのところ石炭、オイル・シェール、タール・サンドなど炭化水素系燃料への多角化を中心としている。しかし、昨年来の石油危機の中で、代替エネルギー開発が本格化し、国家的にも巨額の研究開発費が投入されるにつれて、豊富な資金力をもつ Int'l Majors は今後多様な提携や買収によってエネルギー多角化にいっそう積極的な動きを展開しよう²⁾。

§ 2. エネルギー多角化の意味

Majors の石炭・核燃料への進出状況は前節で述べたが、Majors は云うまでもなく、原油

第 2-3 図 Majors による米国における競合エネルギーの支配状況



備考) 1. 原油、石炭、ウランは米国内のみ、天然ガスは資料の関係上米国・カナダにおける集中度。

2. ウラン生産量は製錬能力のシェアをとり、石炭埋蔵量は上位 20 社におけるシェアをとった。本文および付表参照。

1) 1970 年 1 月、BP は Sohio の特別株 100 株を取得（普通株の 25% に相当）し、合衆国における子会社 BP Oil Corporation と Sohio の合併を行なった。アラスカにおける原油生産の増大とともに、Sohio における BP 持分は最大 54% まで拡大されることになっていく。

2) さらに、一部の Majors はエネルギー多角化と併行して、非エネルギー部門への事業多角化を進めている。Gulf と Exxon はその資本力、経営能力、用地取得の経験を生かして不動産・土地開発に進出し、アメリカおよびヨーロッパですでに積極的な活動を展開しているが、これ以外の分野では Gulf と Mobil が注目すべき動きを示している。

Gulf はその資金調達力を強化するため、73 年末、シカゴに本社を置く金融・保険会社 CNA Financial Corporation (生保契約残高 157 億ドル、資産 44 億ドル) の買収を試みた。CNA は、生命保険や財産責任保険の大手である Continental Casualty と Continental Assurance を有する持株会社で、投資信託、消費者金融、不動産業、核燃料リース業、旅行・レクリエーションサービスなど、Gulf の事業多角化と一部共通する分野へも進出している。Gulf は 8 億 5,000 万ドルに相当するその社債と convertible preferred を CNA の普通株・優先株と交換することを提案したが、この買収は不調に終ったと伝えられる (Business Week Oct. 13, 1973)。また、Mobil は 74 年 8 月、全米第 5 位の小売会社 Montgomery Ward と全米第 1 位のコンテナー・メーカー Container Corp. の 2 社を傘下にもつ持株会社 Marcor Inc. の株式 51% に対する Take Over Bid (総額 8 億ドル) を行ない、46% プレミアムを付けたこともあって取得に成功した。Mobil は海外活動に比べて、米国内での操業が停滞的であり、国内事業活動強化の一環として、このような非エネルギー部門への事業多角化を求めたといわれる (大阪証券経済研究所: 証券リポート 74.7.29)。

と天然ガスに対しても、もっとも強力な資源支配を行なっている。当面、多くの消費分野でますます相互に代替性を増している原油、天然ガス、石炭、ウランの4燃料に対する Majors の現時点での支配をおおつかみに総括したのが第2—3図である。

Int'l Majors 5社を含む米国石油企業上位20社はすでに米国における原油生産量の70%，埋蔵量の94%を支配し、また米国・カナダにおける天然ガスのそれぞれ57.6%，68.1%を支配している¹⁾。それぞれ埋蔵量集中度が生産量のそれより優越している点、また米国における今後の有望な産油地帯といわれる沖合大陸棚およびアラスカの連邦リースの大部分をこれら Majors が獲得している点（第2—9表）からみて、上述の集中度は将来にわたっていっそう増大することになろう。石炭は生産量の20%，埋蔵量の30%，ウランは埋蔵量と製錬能力のほぼ40%程度を支配していると推定できる。石炭およびウランの集中度は石油・天然ガスの場合より劣るが、エネルギー教書以後の代替エ

第2—9表 沖合およびアラスカ・ノース・ストップにおける連邦・石油・ガスリース取得状況（1967～70）

	取得入札額の%			
	Offshore (1967)	Santa Barbara (1968)	Alaskan North Slope (1969)	Offshore (1970)
単独企業				
Majors	50.8	34.8	5.7	42.7
Independents	2.7	0.0	0.0	1.9
小計	53.5	34.8	5.7	44.6
合併企業				
Majors 間	28.5	46.6	58.5	6.8
Independents 間	12.6	0.0	5.5	28.4
Majors/ Independents 間	5.4	18.6	30.3	20.1
小計	46.5	65.2	94.3	55.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0
取得入札額総計 (10 ⁶ \$)	510.1	602.7	900.0	845.8

原油資源支配構造の変動と International Majors の新動向エネルギー開発の積極化とその後の Majors の動向からみて、他産業企業の新規参入を見込んで、今後いっそう上昇する見込みが強い。

このような多角化を将来の原油調達力の不安から推進する企業もある。たとえば、原油生産・埋蔵順位で上位20位に入らない Occidental の石炭の場合、また、同じく Kerr-McGee の核燃料進出のケースなどがこれである。

しかし、エネルギー多角化の真の意味と効果は、なによりもエネルギー競合そのものの支配にあると思われる。

今後、中東原油価格を最終的に規定するものは、米国における代替エネルギー源の価格であろう。Int'l Majors は中東以外の原油、さらに天然ガス、石炭、オイル・シェール、タール・サンド、原子力などの代替エネルギーの資源と技術を支配することにより、代替エネルギー価格の決定権を握り、これによって産油国の原油価格決定権の行使をもコントロールすることができるし、また、アメリカをはじめとする消費国のエネルギー価格をも支配することができる。産油国主権の下で石油資源に対する新たな形態での支配をより確固たるものにするためにも、他の代替エネルギーの支配が不可欠であり、この面からも総合エネルギー会社化が促進されることになる。

Int'l Majors による石油産業の垂直的統合および競合エネルギーの水平統合は、エネルギー価格に対するエネルギー競合による低下圧力を

1) 原油は前掲 FTC; Investigation of The Petroleum Industry, 天然ガスは前掲 FTC; Concentration Levels and Trends in The Energy Sector of The U.S. Economy による。

原油と天然ガスは併産される場合が多いため、20社中18社までが両者共通しており、また生産量と埋蔵量の上位20社リストも1,2の例外を除いてほぼ共通しているので、Majors の集中度の目安として、ここではそれぞれ上位20社の数字をそのまま使った。付表参照。

弱め、競合の人为的誘導による価格の高位安定へと進む。各エネルギーの生産量、価格、技術開発は、もっぱら各エネルギー部門に展開した Int'l Majors の総合的収益性に対する考慮によって規定されるようになろう。もちろん、このような状況の現出には、石炭・ウランにおける Majors の集中度のいっそうの上昇、この分野における化学・電機・鉄鋼などの資本との関係の推移、さらにアメリカ政府と議会の反トラスト規制の動向など、まだ未確定な多くの要因の展開をまたねばならない。しかし、エネルギー競合自体の支配にまで進むことが Majors の事業経営の論理上の帰結であることは明らかであろう。

Majors のエネルギー多角化の動きはまだ端緒に過ぎず、70 年代後半から 80 年代にかけて、いっそう本格化することになろう。炭化水素系資源の場合は、Majors には豊かな資金に加えて、豊かな経験と技術があり、また後述する資源取得を容易にする諸制度がある。しかし、原子力の場合は事態はそれほど容易ではない。この分野では、Gulf の General Atomics の買収や Exxon の GE との提携に見られるように Int'l Majors と電機や化学資本との多様な提携や買収が問題化せざるを得ず、これが中東地域の工業化・オイルドラー吸収をめざすアメリカ資本の多様な進出とも相まってアメリカ金融・企業集団の新たな再編成をはらみつつ進行することになろう。

付 地下資源取得のための資金調達

Majors はエネルギー多角化の一環として原油はもとより石炭、ウランなどの競合エネルギーの資源取得を積極的に推進してきたことは前述したとおりである。その資源取得のために巨額の資金を必要とするが、アメリカで行

なわれているその資金調達の方は独特なものであるので、その概要を説明しよう。

アメリカでは地下資源はその土地の所有者に属するのが原則である。したがって、地下資源を利用して鉱業事業を営むためには、土地そのものを購入するか借地（リース）をするか、いずれかの形態をとらなければならないのであるが、実際には、借地（リース）の形をとるのが通常である。すなわち地表面積と切り離して、地下鉱物埋蔵のみを売買することが通常である。地下資源を不動産商品としてみると、厳密には上に述べたように借地（リース）権が取引の対象となる。

リース権の取引において、このリース権を担保として、取得資金を借り入れることができる。このとき担保の主な形態をなすのは、production payment とよばれるものである。それはリースにもとづく鉱物の生産によって貸付資金と利子の返済を受け取るものである。また production payment によって受け取る債権者の利益には、資源税制上の優遇措置である減耗控除の適用があることは、この種の資金供与を有利なものにしている。production payment により資金調達を行ない、鉱物埋蔵資産を取得するという取引のもっとも基本的なものが、俗にいう「ABC 取引（transaction）」である。ABC 取引において、A はリース権、すなわち鉱物埋蔵資産の原所有者、B は資産の買手で、鉱業事業を営むものであり、C は第 3 者で資金提供者である。この取引はつぎの 2 つから成り立っている。（1）リース権すなわち鉱物資源に対する権利が A から B に売却されるが、ここで B は通常、少額の頭金を支払うにすぎず、A は production payment を伴なう権利を留保する。（2）次に A はこの権利を C に売渡す。この

場合 A の行なう二つの売買は資本的資産の売買とみなされる（したがってそこから生じる利益は資本利得として扱われる）。この二つの売買によって A の資源についての権利関係はなくなり、以後は B から資金提供者 C に production payment が支払われることになる。

この取引形態の概略を図示すれば第 2-4 図のとおりである。

ABC 取引によって買い手は比較的少ない手元資金で地下資源入手することができるだけでなく、減耗控除が利用できるので、その資金調達をより容易に行なえるのである。

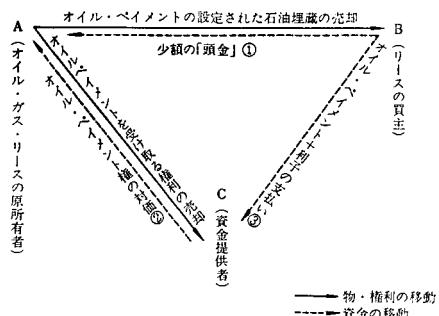
このような形態は石油鉱業において最も発達してきたのであるが、原理的には石炭、ウラン、その他減耗控除の適用可能な鉱物資源取引きすべてに可能な資金調達・取引形態である。

付 1 表 上位 20 社の国内原油生産量シェア
(1969 および 60 年)

生産順位	1969	1960
1...Standard (New Jersey)	9.76	6.53
2...Texaco	8.47	8.93
3...Gulf	6.78	5.13
4...Shell	6.08	4.78
5...Standard (California)	5.31	4.75
6...ARCO	5.11	5.92
7...Standard (Indiana)	5.09	4.30
8...Mobil	3.94	3.42
9...Getty	3.38	2.92
10...Union	2.88	2.32
11...Sun	2.47	2.65
12...Continental	2.21	2.54
13...Marathon	1.64	1.38
14...Phillips	1.55	1.79
15...Cities Service	1.28	1.29
16...Amerada Hess	1.04	1.22
17...Tenneco99	NA
18...Skelly88	.94
19...Superior47	1.39
20...Louisiana Land & Exploration Co61	.45
上位 4 社	31.09	26.51
上位 8 社	50.54	43.76
上位 20 社	70.21	63.02

出所 FTC: Investigation of The Pet. Industry

第 2-4 図 ABC 取引きの基本形態



1. A は ① + ② を全部の対価を回収する。
2. C は ③ を受け取るが ③ - ② だけ利息収入があり、この収入に減耗控除が適用される。
3. B は ① + ② を一度に支払うことなく、③ の形式で石油の生産額にスライドして延べ払いができる。

事実、石油会社が石炭資源を取得した際にもこの形態が用いられている。たとえば Conoco が Consolidation Coal Co. を買収したケース

付 2 表 上位 20 社の国内保有原油埋蔵量シェア
(1970 年)

順位	確認埋蔵量シェア
1...Standard (N. J.)	9.92
2...Texaco	9.31
3...Gulf	8.97
4...Standard (Calif.)	8.46
5...Standard (Ind)	8.46
6...ARCO	7.48
7...Shell	3.90
8...Mobil	4.57
9...Getty	3.85
10...Phillips	3.55
11...Signal	3.28
12...Union	3.18
13...Continental	2.77
14...Sun	2.67
15...Amerada Hess	2.49
16...Cities Service	2.49
17...Marathon	2.37
18...Skelly	1.09
19...Superior	1.03
20...Tenneco90
上位 4 社	37.17
" 8 社	63.88
" 20 社	93.55

出所 付 1 表と同じ。

もそうである。Conoco は約 6387 万 5,000 ドルの頭金を Consolidation Coal に支払うと同時に 4 億 6,000 万ドルの production payment を設定することに同意した。さらに Conoco は利子費用の相当分として、2 億 3,500 万ドル払うことを約束している。他方、Consolidation は 4 億 600 万ドルの production payment と 2 億 3,500 万ドルの利子受取りの権利を、第 3 者に売却した。ここでの実質的な資金提供者は First National City Bank を主メンバーにする金融機関グループであったが、ニューヨーク州

銀行法の制約があるので銀行は表面に出ないので形式上 William Coal Corp. という会社が production payment を買い取ったことになっている。また、この時点では Consolidation Coal は解散し、その資産は株主に配分されたが、他方、新しい Consolidation Coal が Conoco の子会社として設立されている。

このような地下資源取引・資金調達形態およびその際の税制上の優遇措置が、Majors のエネルギー多角化のための資源取得をきわめて容易にしているといえよう。

付 3 表 上位 20 社の天然ガス生産量（アメリカおよびカナダ、1970 年）

生産順位	Natural gas Production (10 ⁶ cubic feet)	同%
1 Exxon Corp.	2,144,010	8.9
2 Texaco, Inc.	1,387,000	5.7
3 Standard Oil Co. Ind.	1,220,925	5.0
4 Gulf Oil Corp.	1,150,115	4.7
5 Mobil Oil Corp.	1,102,665	4.6
6 Shell Oil Co.	1,073,100	4.4
7 Atlantic Richfield Co.	750,440	3.1
8 Phillips Petroleum Co.	636,925	2.6
9 Standard Oil Co. Calif.	603,080	2.5
10 Union Oil Co. of Calif.	584,475	2.4
11 Sun Oil Co.	518,300	2.1
12 Getty Oil Co.	439,832	1.8
13 Continental Oil Co.	423,765	1.7
14 Superior Oil Co.	389,571	1.6
15 Cities Service Co.	378,177	1.6
16 Tenneco Corp.	334,158	1.4
17 El Paso Natural Gas Co.	219,730	0.9
18 Pennzoil United, Inc.	212,150	0.9
19 Amerada-Hess Corp.	191,512	0.8
20 Marathon Oil Co.	174,056	0.7
上位 20 社 小計	13,933,986	57.5
総販売生産量		
U. S. and Canada	24,215,920	100.0
集 中 度		
上位 4 社	24.4	
上位 8 社	39.1	
上位 20 社	57.5	

付 4 表 上位 20 社の天然ガス確認埋蔵量（アメリカおよびカナダ、1970 年）

埋蔵順位	生産順位	確認埋蔵量 (10 ⁹ cubic feet)	同%
1 Exxon Corp.	1	36,453	10.6
2 Gulf Oil	4	23,800	6.9
3 Texaco, Ind.	2	23,000	6.7
4 Phillips Petroleum Co.	8	20,000*	5.8
5 Standard Oil Co., Ind.	3	19,029	5.5
6 Atlantic Richfield Co.	7	15,400	4.5
7 Shell Oil Co.	6	12,900	3.7
8 Mobil Oil Corp.	5	11,581	3.4
9 Standard Oil Co., Calif.	9	9,500	2.8
10 El Paso Natural Gas Co.	17	8,000*	2.3
11 Union Oil Co. of Calif.	10	7,642	2.2
12 Standard Oil Co. Ohio	25	7,374	2.1
13 Continental Oil Co.	13	7,300	2.1
14 Sun Oil Co.	11	7,200	2.1
15 Cities Service Co.	15	5,900	1.7
16 Getty Oil Co.	12	5,137	1.5
17 Tenneco	16	4,567	1.3
18 Superior Oil Co.	14	4,250	1.2
19 Amerada-Hess Corp.	19	2,610	0.8
20 Marathon Oil Co.	20	2,600	0.8
上位 20 社 小計		234,243	68.1
合計 U. S. and Canada		344,122	100.0
集 中 度			
上位 4 社	30.0		
上位 8 社	47.1		
上位 20 社	68.1		

備考) * 合衆国のみ

2.4 消費国との関係における Majors

Majors の多国籍的事業活動をめぐる環境の質的変化が 1973 年石油危機を契機として、消費国において顕在化したと考えられる実例がベルギーと西ドイツにおいてみられる。

§ 1. ベルギーのケース

ベルギーも、西ドイツを除く他のヨーロッパ大陸消費国の例にもれず、国内での石油製品価格の引上げについて政府の許可が必要となっている。ベルギー国内の精製能力の 81% は、BP, Exxon, Socal, Texaco, Shell などの 100% 子会社の製油所であり、そのほか、Minor Majors であるアメリカの Continental Oil や、フランスの CFP も、製油所はもたないがマーケットを保有している。これら各社は、1974 年 1 月 1 日からの OPEC 決定による中東原油の大巾値上りを理由にこれをベルギー市場での製品価格に転嫁しようとして、ベルギー石油連盟を通じて、政府に石油製品価格引上げの申請を行なったが、1 月中にベルギー内閣総辞職など政変がからんで値上げ認可が一向に決定されなかつた。そこでこれら各社は、ベルギー市場への製品供給拒否 (Continental Oil, CFP) あるいは、ベルギー国内の自社製油所の操業ストップもしくは原油輸入停止 (BP, Esso Belgie) の措置にてた (Socal は新規顧客拒絶を行なった)。とくに BP と Esso のケースを手短かに紹介する。

<BP のケース>

ベルギーにおける大手の精製・販売会社の 1 つである BP は、政府に製品価格の引上げ許可を申請し、許可されない場合は製品の供給を停止すると発表した。BP のベルギー子会社である BP ベルギー S.A. (資本金 5 億ベルギーフ

原油資源支配構造の変動と International Majors の新動向

ラン=約 38 億円) の定款によれば、損失が資本金の 50% に達した時、生産を停止することになっている。同社は、1 月 1 日の OPEC の価格引上げ以後の 7 週間で 4 億ベルギーフランの損失を蒙っていると主張し、さらに価格引上げ申請が許可されなければ、製品の供給停止のみならず、1,200 人のベルギー人従業員の生活も脅かされることになると、政府に通告したといわれている。

<Esso Belgie のケース>

Esso Belgie の場合は、2 月 25 日、政府に對して製品価格引上げが許可されないので、同社のアントワープ製油所 (95,000 b/d) への原油輸入を停止すると通告した。同社の発表によれば、

- 同社は、原油値上り以前に輸入した原油の在庫が 15 日分であるので、15 日以内に価格引上げが許可されない場合は、製油所操業を停止する。

- 強制備蓄原油 (Strategic Crude Stocks) 65 日分について、その処理が許可されれば製油所操業を続けることになる。

- 同社は、相当規模の損失を蒙ることなく、ベルギー国内で精製販売が可能な価格で原油を取得することが現在の世界市場では困難である。

このような精製・販売会社の動きに対して、ベルギー新内閣は 1974 年 3 月末に値上げを認めたが、会社側の納得を得られず、5 月始めに再度石油製品価格の引上げを認可した。

§ 2. 西ドイツのケース

74 年 3 月 22 日に、ドイツ連邦カルテル庁 (Bundeskartellamt) は経済省の要請に応じて、国内の石油会社 5 社から、その石油価格政策についての公聴会を開いた。これら 6 社のうち、

4社はいわゆる Majors のドイツ子会社で、 Texaco, BP, Shell, Esso である。

公聴会の趣旨は、これら4社を含む5社が、1月に行なったガソリン価格の一斉かつ大巾な値上げが、これら各社の市場支配的地位の乱用に当るというカルテル庁の主張をめぐってであった。周知のように、西ドイツは1973年8月に、競争制限防止法 (Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen) の大改正を実施し、寡占的諸企業の相互的協調行動と市場支配的企業およびその形成行為とを規制する規定を強化している。これらの4社は少くとも、多国籍企業としての Majors の100% 子会社であり、5社全部のガソリン市場占拠率は 70~80% に達する点で、カルテル庁はこれらの寡占的企業群を市場支配的企業の範疇とらえ、それらが OPEC による原油値上げに続いて行なったガソリン価格一斉引上げを、改正法上の市場支配的地位の乱用としてとらえたのである¹⁾。

西ドイツは、ヨーロッパ大陸諸国中、石油製品価格についての国内規制法令をもっていない唯一の国である。したがって、原理的には、Majors は (ベルギーのケースと異り) OPEC による原油価格上昇分を、ドイツ国内の自己の精製会社に「転嫁」(Pass on) し、その精製会社はさらにその原油引取価格上昇分を国内市場価格へ自由に pass on できるはずである。そして、西ドイツにおいては国内製品市場において、このような値上げが行なわれたことは事実であり、また、カルテル庁も、こうした値上げそれ 자체を問題にしたのでないことは上述したことおりである。

カルテル庁の問題としたところは、伝えられるところによれば、およそ以下の通りである。

上記 Majors 4 社が中心となって人為的価格

操作を行なった結果の価格上昇は、市場支配的地位の乱用 (der Missbrauch marktbeherrschender Stellungen) に当るものであり、軽質燃料油、揮発油・軽油の不当な価格上昇分の引下げの必要のほか、とくにこれらが多国籍企業たる Majors の子会社である点に注目して、カルテル庁は次のように述べている。

「石油産業に関する紛争処理における最大の問題は、世界的な活動を行なっている多国籍企業を、しばしばその捜査管轄権 (Ermittlungsbefugnis) の限界に基づからざるを得ない国内官庁がコントロールすることが可能か、ということである」²⁾。

これでみても、西ドイツのケースは明らかに Majors の多国籍的利益シフト機能を十分認識していたものと考えることができよう。さて、このようにして西ドイツの場合、カルテル庁は上の5社に対して行政命令として、価格引下げを勧告したが、BP はこれを不服として法廷で争い、5月20日に、ベルリン高等裁判所は BP 勝訴の判決を下した上、8月に入ってから、カルテル庁は5社に対する市場支配的地位に基づく価格決定を違法とする審判手続きを撤回した。その理由として同庁は、ロッテルダムと西ドイツにおけるガソリン価格の実勢軟化を挙げている³⁾。

§ 3. 両ケースの意味

これら2つのケースは、1975年の10月戦争に端を発した、Majors の原油コストの高騰(つまり OPEC による公示価格の一斉大巾引上げ)

1) 正田彰「西独にみる独禁政策の新動向」、東洋経済 49 年7月6日号 p. 48 以下、および小原喜雄「『寡占』に挑む西独政府」、エコノミスト、48年10月9日号 p. 23 以下を参照。

2) Bundeskartellamt, Presseinformation Nr. 32/74 (4. April 1974) S. 3

3) Platts' Oilgram, 5~21, 8~8, 1974.

を、当の Majors がどのように処理しようとしたかという問題としてとらえるならば、同一の事実に起因するものということができる。さらに、いずれのケースにおいても、問題となった消費国内の精製業者の中心が Majors の 100% 子会社であった（この点が日本の状況と最大の相違点のひとつ）ということも共通した事実である。

ただ異なる点は、ベルギーのケースにおいてはベルギー政府による国内価格規制のため Majors の製品価格引上げができなかつたのに対して、西ドイツのケースは、製品・価格引上げは自由にできたがそのやり方が法的に問擬された（西独競争制限防止法上）と理解することができる。いずれにしても、前述した、国際的一貫操業企業である Majors の慣行的行動様式が、「資源支配構造」の変動を契機として、今後、消費国市場においてどのように現われてくるかということは注目に値する事柄である。

ただし、ここで再び言及しておかなくてはならないことは、日本の国内石油市場には、石油業法その他の制約もあって、ヨーロッパ市場のような Majors の 100% 所有にかかる精製部門が存在しない、という国際的石油消費市場の中できわめて特異な形態を保っていることである（最大の消費市場たる合衆国内の精製市場が Majors の 100% 所有精製部門によって大半が占められていることはいうまでもない）。したがって、上の 2 つのケースは直ちにわが国におけるケースの先例として類推することはできないのであるが、少くとも今後の消費国市場に対して Majors が原油を主たる商品として考えると、あるいは製品を主たる商品として考えてくるか、ということは注目しておくべき問題となるのではなかろうか。この場合に重要な視点の

原油資源支配構造の変動と International Majors の新動向ひとつは、Majors の多国籍企業性に着目することである。このことは、ヨーロッパと日本において重要であるのみならず、合衆国においても重要な問題となっていることは、上院外交委員会に多国籍企業小委員会が設けられ、集中的に Majors の多国籍的行動と、合衆国政府とのかかわりあいが調査されていることは周知の事実であり、そのヒアリングは 74 年 2 月から現在にいたるもなおつづいている。その中で、Exxon の Piercy 副社長の行なった証言はきわめて象徴的である。

「今後の中東情勢に影響を与える複雑な問題は商業的企業の枠外の問題であり、より一層の合衆国政府の介入が必要となる」（1973 年 2 月 1 日のヒアリング）¹⁾。

同小委員会に提出された資料として伝えられるところによれば、1953 年の國務・内務両省の合同レポートに、Majors はアメリカ外交の道具である、と述べられているといわれている²⁾。

このような問題点からみるならば、中東を中心とする「石油資源支配」の変動が惹起しつつある Majors の消費国における多国籍的行動様式の変化は、合衆国政府の経済外交政策と切り離して考えることはできないであろう。

上に述べた、ベルギーや西ドイツのケース、とりわけ西ドイツのケースは、今後の消費国と Majors の関係について、消費国からのアプローチのひとつの限界を示したものとみることができるのであり、その限界自体が国際政治上の背景を含むことが認識されなければならない。そして、消費国と Majors の関係は究極的には、国連においても問題とされているように、

1) Platt's Oilgram, 2~4, 1974.

2) 朝日新聞、昭和 49 年 8 月 27 日号。

多国籍企業に関する国際的規制の動向一般および IEA を通じる消費国間協力全般の枠組みの中で考察されなければならないのである。

3. 財務面からみた International Majors の動向

本章は International Majors の動向を財務面から扱う。ここでは主としてその収益および投資の実態について分析する。International Majors の投資動向は、企業戦略を反映するものであり、将来の石油需給を左右する要因となるものである。また利益の動向が投資に対して影響を与えることは当然であるが、それはまた投資資金の一つの重要な源泉でもある。一般論として、企業の業績が順調に伸びてきているとき、投資は活発になるであろう。また投資資金を調達するために利益の大きな部分を留保して再投資に用いるように努めるであろうといわれている。しかし現実にはそれらの関係は様々の

かたちをとっており、International Majors についての特徴は以下で分析するとおりである。

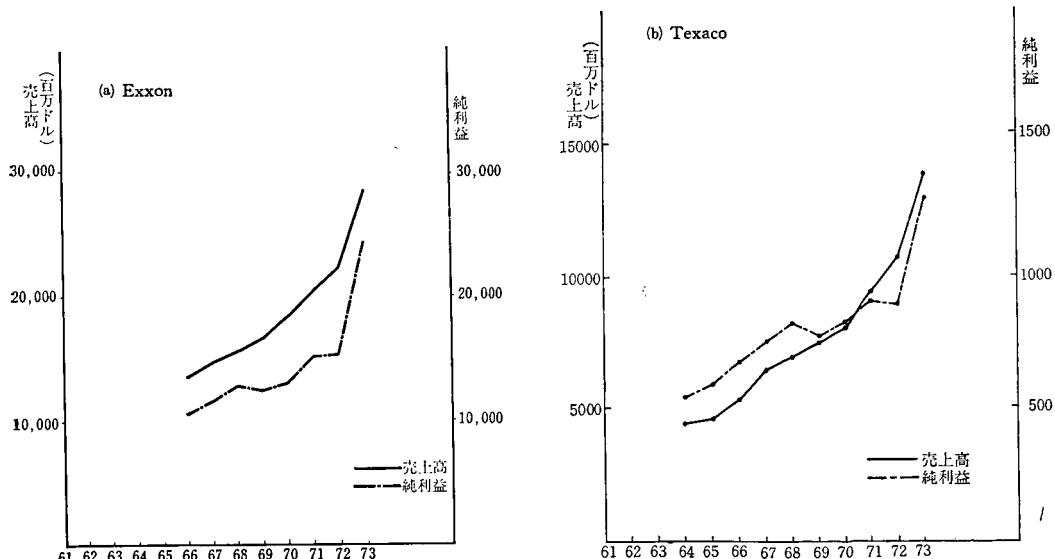
3.1 International Majors の業績動向

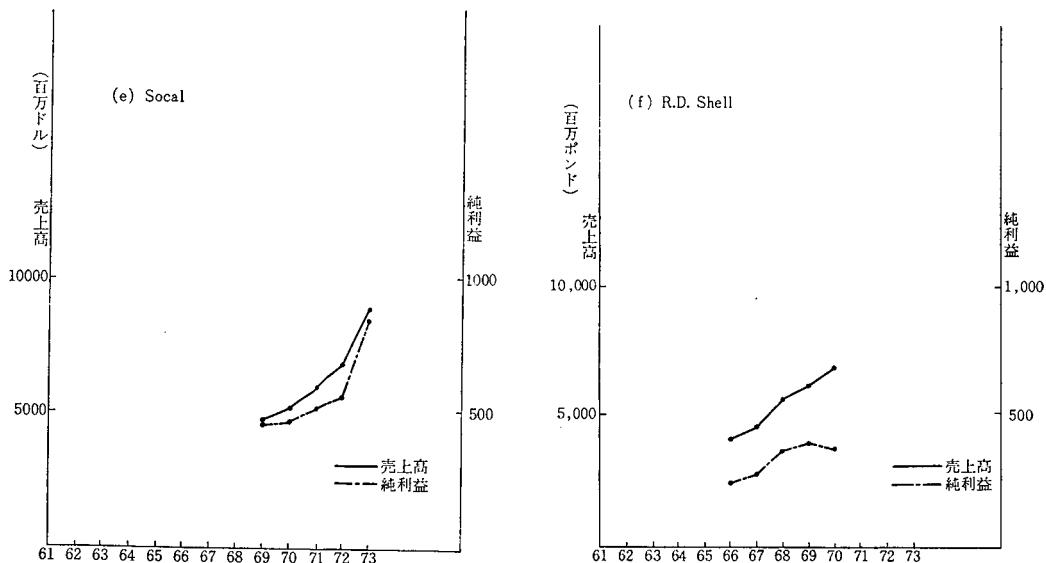
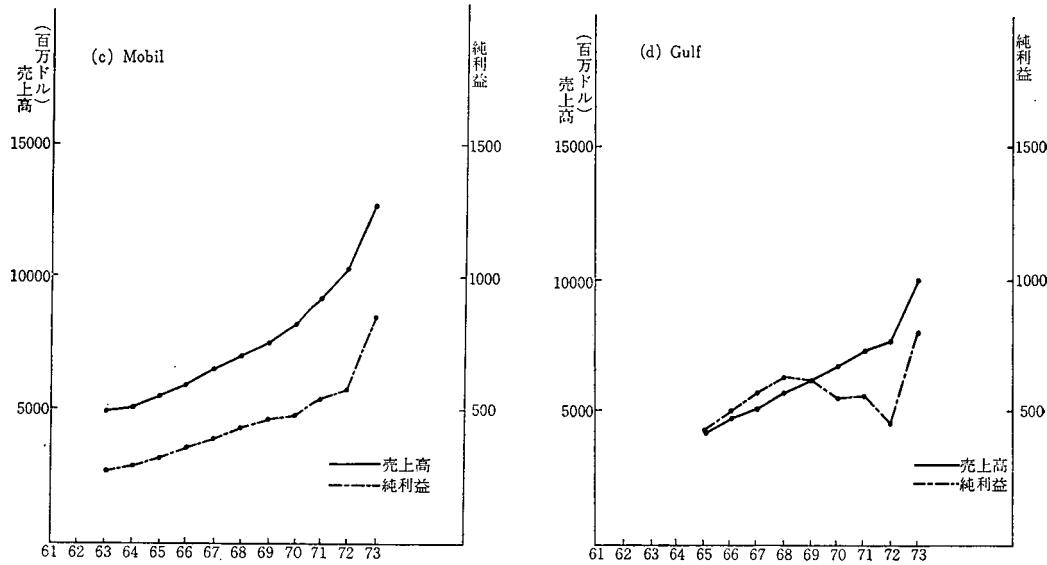
国際石油資本の業績の動向を、総収入および利益について眺めよう。第 3-1 図 a ~ g は、各社別の総収入および純利益の年々動向を示している。

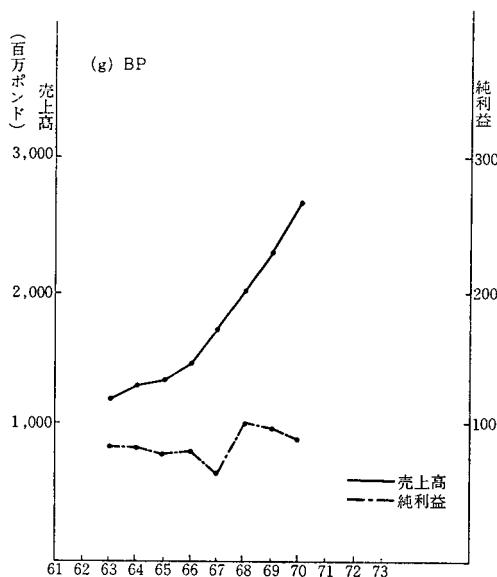
International Majors の総収入が各社とも着実に成長していることは図に示されているとおりである。たとえば、1972 年の米系各社の総収入は 1967 年のそれにくらべて 50% から 70% 近くまで増加している。また 1973 年には各社の総収入は、1967 年の約 2 倍になっている（第 3-1 表参照）。

とくに 1973 年には各社の総収入は前年比で約 30% も増加したので、International Majors の総収入は 6 年間でほぼ 2 倍に増加しているが、このような売上高の成長は、同じ期間における世界最大の企業の General Motor の売上

第 3-1 図 各社の業績動向







。 3-1 表 International Majors の収入および純利益の動向 (1967=100)

	Exxon	Texaco	Mobil	Gulf	Socal	R. D. Shell	BP
純利益 1973	211	172	220	140	216		
1972	133	118	149	78	134	100	97
総収入 1973	193	215	197	195			
1972	152	167	159	151			
1973年の対前年比利益および収入							
純 利 益	159	145	155	178	154		
総 収 入	127	129	123	129	132		

高の 1.77 倍の成長や、General Electric のそれの 1.49 倍の成長にくらべて著しいものである。

1973 年についてみると、アメリカの鉱工業会社上位 500 社の売上高の対前年比の増加率は史上最大の 19.6% であったが、米系の International Majors の総収入の伸びはこれをはるかに上回っている。

利益面についても、米国系の International Majors のうち 3 社（いずれも Standard 系）は、1973 年には 6 年前の 2 倍を超える利益を稼得した。同じ期間に GM の利益が 1.46 倍、GE が 1.62 倍に増加しているのとくらべて、

これらの会社の利益の伸びは大きい。とくに 1973 年には米系各社は最高 78%，最低でも 45% の前年比増益を実現している。これは、1973 年における上位 500 社の合計利益が前年比で 39% の大きな伸びを示しているのとくらべても著しく大きいものである。また、1973 年は、Exxon の純益がはじめて、世界最大の企業である GM のそれを上回って、利益面で世界最大の企業になった特記すべき年であった。

International Majors 各社の利益の動向は、第 3-1 図において、総収入の動向とならべて見ることができる。各社の総収入が同じような推移を示しているのに対して、利益の動向は各

社によって異っている。しかし各社における利益の動向についても共通している点もないわけではない。

それは第1に、1950年代後半から72年にいたる時期におけるInternational Majorsの利益の成長率は、それ以前にくらべて低く、ときには利益額そのものが減少する企業もあったということである〔International Majorsのうち、この期間に（前年比で）利益の減少を一度も経験しなかったのはMobil OilとStandard Oil of California(Socal)のみである〕。第2に、1973年には、それを一気に取戻すかのように、各社の利益が急増したことである。米系5社については、Gulf Oil Corp.の増益率が78%で最高、Texaco Inc.が45%で最低であり、その他の会社は50%台の増益となっている。

International Majorsの利益の動向が各社において異なるのは、それぞれの立つ経営基盤、とくにそれらの操業部門における比重の相違や、経営戦略の展開の仕方の相違や、その他の要因に起因していると思われるが、その分析は各論において行なわれる¹⁾。

利益の動向において注目されるのは、利益が着実に成長しつづけている会社と、利益の変動が大きく利益率が不安定である会社とに、かなり明確に区別されることである。

前者のグループにはExxon、Mobil、Socalが含まれ、後者には、Gulf、British Petroleumが含まれる。TexacoおよびRoyal Dutch Shellはこれらの中間にある。利益が安定して成長した会社はいずれもStandard系の会社であった。たとえば、Mobilは1960年代前半には米系5社の中で利益がもっとも低かったが、その後の利益の成長は著しく、1973年の利益

原油資源支配構造の変動とInternational Majorsの新動向は67年のそれの2.2倍に達し、その増加率はもっとも大きい。

利益の成長が安定的でなかったのは、Standard系以外のアメリカ企業2社と、アメリカ系以外の会社であり、いずれも1960年代以降に、利益額の減少を経験している。このうち、アメリカ国籍のTexacoおよびGulfの売上高に対する利益率は過去において著しく高く、税引後で10%をこえるものであったが、Gulfは1969年以後、またTexacoは1971年以後、利益率が10%を下廻るようになった。これらの企業は利益率の低下のみでない。利益額においてもTexacoは1969年および1972年にそれぞれ減益を経験し、Gulfの利益は1969年以降3回の減益があったのみでなく、68年水準の利益額をはじめて回復できたのは1973年になつてからである。

アメリカ以外のRoyal Dutch ShellおよびBPについても同様に1960年代後半以降に利益額が落ちてきているが、その時期はBPにおいてやや早く、1964年にはすでに減益の傾向が始っており、その後における増減はあるが長期にわたって利益額は横這いを続けている。Royal Dutch Shellはこれより数年遅く、1970年にはじめて減益をみた。

このようにStandard系の3社にくらべて、これらの会社の利益は不安定であったとはいえる、各社においてかなり様相が異っている。Royal Dutch Shell、Texacoは利益の落ち込みも比較的小さく、その期間も短い。GulfおよびBPの利益は、これよりも一層不安定な動向を示しており、減益の幅もより大きく、期間

1) 「原油資源支配構造の変動とInternational Majorsの新動向」(電研経済内部資料No.7406 昭49.9.20)の第II部各論参照。

も長くなっている。

International Majors 各社において企業活動の成果である利益の動向が、このように異なってきている理由を十分に説明するだけの分析をここで行なうことはできないし、そのために必要な資料も十分利用することができない。しかし大づかみの傾向としては、近年における利益の成長がもっとも着実に行なわれたのは Standard 系の Exxon, Mobil, SOCAL の 3 社であったことの他に、つぎの点を指摘することもできるであろう。すなわち上記 3 社以外の International Majors において、利益の動向が比較的順調であった Royal Dutch Shell および Texaco は規模が大きく、Gulf, BP にくらべて下流部門が充実していて、上流部門と下流部門とのバランスが比較的良好とれている。業績面で不安定であった Gulf および BP は、これらにくらべると規模がやや小さく、上流部門に比重が傾いている経営体質をもっている。もちろんこのような事実は、International Majors 各社の業績の動向のちがいを生み出す要因となりうるであろう。しかしその他にも考慮すべき多くの要因がある筈である。たとえば、経営戦略面の相異をその一つにあげることができる。たとえば Gulf は、経営多角化に積極的であり、企業買収などを通してこれを行なってきておりが、将来の展望に立った投資も少なくなく、その成果はまだ業績面に反映される迄には至っていない¹⁾。

以上のように国際石油会社の業績は、1960 年代後半以降、総収入の成長にくらべて利益が伸び悩むという一般的の傾向があった。しかし 1973 年には総収入の急増とそれを上廻わる利益の増加によって、それまでの利益率の低下傾向に歯止めをし、その埋合わせをして余りある程の利

益のめざましい回復を示した。

最後に International Majors の地域別の利益動向について述べよう。第 3-2 表と第 3-3 表は、資料が公表されている米系 4 社の利益および資産の地域別分布と地域別の利益率を示したものである。各社のデータには精粗の差などがあるが、それらは大づかみの傾向を知る上で役立つものである。

International Majors の経営活動は全世界にまたがっているが、このうち、とくに Exxon, Texaco, および Mobil は東西両半球からそれぞれ相当の利益を稼得している。これにくらべて Gulf は利益の大半を西半球に依存している。

利益の源泉の地域別分布における最近の変化は、Gulf を除くこれら 3 社に共通の傾向がある。すなわち、これら 3 社は東西半球のそれぞれから相当大きな利益を得ているが、その比重は次第に西半球から東半球に移ってきている。たとえば、Mobil は、1968 年には東半球と西半球の利益の比は 4 対 6 であったが 1973 年には 6 : 4 に逆転している。このような傾向は他社においても共通してみられるものである。西半球の利益の中でアメリカ国内からのそれは大きな比重を占めているが、その利益の伸び悩みは西半球の比重の低下に反映されている。

これと関連してこれら各社の地域別の総資産

1) たとえば、1973 年に Gulf の原子力部門は 1 億 3,200 万ドルの赤字であり、もしこの赤字がなかったならば、同年の Gulf の税引後純利益は、実績の 8 億ドルを更に大きく上廻わることになったであろう。1967~69 年の 3 年間はアメリカにおいて第 3 次合併運動とよばれる程合併の動きが活発な時期であった。とくに、異業種企業間のいわゆるコングロマリット合併がさかんに行なわれ、これにより多角化と成長を進めることが流行のようにもてはやされた。しかしそのようななかたちの企業或長は、まもなく挫折し、不採算部門の整理などの調整をしいられるケースが多くみられた。Gulf の業績低下のなかに、このような要因がいく分働いていたことも考えられる。

第3-2表 各社の総資産・純利益の地域別構成

地域別分布	1968	1969	1970	1971	1972	1973	地域別分布	1968	1969	1970	1971	1972	1973
Exxon							Mobil						
純利益							純利益						
1. アメリカ	(52)	(48)	(44)	(47)			1. アメリカ	(55)	(56)	(51)	(43)	(42)	(32)
2. その他西半球	(29)	(29)	(29)	(18)			2. その他西半球	(5)	(5)	(8)	(9)	(5)	(8)
3. 西半球	81	77	73	65			3. 西半球	60	61	59	52	67	40
4. 東半球	19	23	27	35			4. 東半球	40	39	41	48	53	60
5. 合計	100	100	100	100			5. 合計	100	100	100	100	100	100
総資産							総資産						
1. アメリカ	(42)	(42)	(41)	(40)			1. アメリカ	(58)	(55)	(55)	(53)	(52)	(48)
2. その他西半球	(19)	(19)	(18)	(17)			2. その他西半球	(7)	(8)	(7)	(6)	(4)	(3)
3. 西半球	61	61	59	57			3. 西半球	65	63	62	39	56	51
4. 東半球	39	39	41	43			4. 東半球	35	37	38	41	44	49
5. 合計	100	100	100	100			5. 合計	100	100	100	100	100	100
Texaco							Gulf						
純利益							純利益						
1. アメリカ	(65)	(54)					1. アメリカ						
2. その他西半球	(10)	(16)					2. その他西半球						
3. 西半球	75	70	67	63	47		3. 西半球	79	77	79	71	79	72
4. 東半球	25	30	33	37	53		4. 東半球	21	23	21	29	21	
5. 合計	100	100	100	100	100		5. 合計						
総資産							総資産						
1. アメリカ	(58)		(53)	(52)	(50)		1. アメリカ						
2. その他西半球	(17)		(18)	(17)	(16)		2. その他西半球						
3. 西半球	75	75	71	69	66		3. 西半球	77	80	78	77	78	56
4. 東半球	25	25	29	31	34		4. 東半球	23	20	22	23	22	44
5. 合計	100	100	100	100	100		5. 合計	100	100	100	100	100	100

第3-3表 各社の地域別利益率

総資産利益率	1968	1969	1970	1971	1972	1973	純資産利益率	1968	1969	1970	1971	1972	1973
Exxon							Mobil						
1. アメリカ	(8.7)	(7.7)	(8.1)	(8.3)			1. アメリカ	(10.1)	(10.8)	(9.8)	(9.2)	(9.0)	(9.9)
2. その他西半球	(10.9)	(10.8)	(11.8)	(7.5)			2. その他西半球	(6.6)	(7.0)	(11.9)	(16.9)	(15.6)	(39.6)
3. 西半球	9.4	8.7	9.2	8.1			3. 西半球	9.6	10.3	10.1	10.0	9.4	11.5
4. 東半球	3.5	3.9	5.0	5.8			4. 東半球	12.1	11.1	11.6	12.8	13.3	18.4
5. 合計	7.1	6.8	7.5	7.1	10.5		5. 合計	10.5	10.6	10.6	11.2	11.2	14.9
Texaco							Gulf						
1. アメリカ	(7.7)		(7.6)	(7.0)	(6.6)		1. アメリカ						
2. その他西半球	(7.7)		(8.2)	(5.9)	(6.7)		2. その他西半球						
3. 西半球	9.6	7.7	7.7	6.7	6.6		3. 西半球	13.4	11.7	10.5	9.4	8.5	22.2
4. 東半球	9.6	9.6	9.6	8.9	15.2		4. 東半球	12.4	13.9	10.1	12.6	7.6	
5. 合計	9.6	8.3	8.3	7.4	8.5		5. 合計	12.5	10.7	10.4	8.2	14.6	

利益率(又は純資産利益率)の動向にも共通点が見出される。それは東半球における総資産利益率(又は純資産利益率)は最近数年にわたって上昇する傾向がみられたが、西半球における

それは1972年まで逆に低下しつづけたということである。利益率そのものは会社によって異っており、Exxonは西半球の利益率の方がつねに大きいが、TexacoおよびMobilでは東

半球の利益率がより高いという相違はあるが、いずれにしても両半球の利益率の変化の傾向は、3社については共通している。

このような利益率の変化は、後でみるように投資動向にも反映され、最近、東半球への投資が活発化してきている。その結果、資産の分布についても東半球の比重が増してきていることは前掲表（第3—2表）に示されているとおりである。

ただし、Gulfについては上記3社とは異った傾向を示している。Gulfの利益率は、東西半球ともに1972年までほぼ低下しつづけていた。その結果、他社におけるよう純資産利益率は両半球間の利益バランスの変化はみられず、Gulfの利益は主として西半球に依存するという傾向が続いている。また資産についてもその8割近くは西半球にある。

しかし、International Majors 3社においてはこの間に東半球で利益率が上昇し、それに伴なって東半球への投資が活発に行なわれた。また利益の源泉も西半球（とりわけアメリカ国内）から東半球へと比重が移っていった。

また、1973年のMajors各社の利益の増加は主として海外から生じたものであり、アメリカ国内からの利益が貢献した部分は小さいとされている。たとえば、Texacoでは4億300万ドルの利益増加のうちアメリカ国内のそれは1,600万ドルで、増益全体の4%を占めるにすぎない。またMobilは2億7,500万ドル中3,600万ドルで14%である。またGulfについては全体としては3億5,300万ドルの増益でありながら、アメリカ国内では逆に9,500万ドルの減益になっている。

このように利益源泉の両半球のバランスにおいて、西半球（とくにアメリカ国内）から東半

球へと比重が移行したことは事実である。しかし他方、1973年にはアメリカ国内での利益率は回復しており、後に述べるように投資もアメリカ国内で次第に活発化してきていることは注目すべきことである。

3.2 International Majors の投資動向

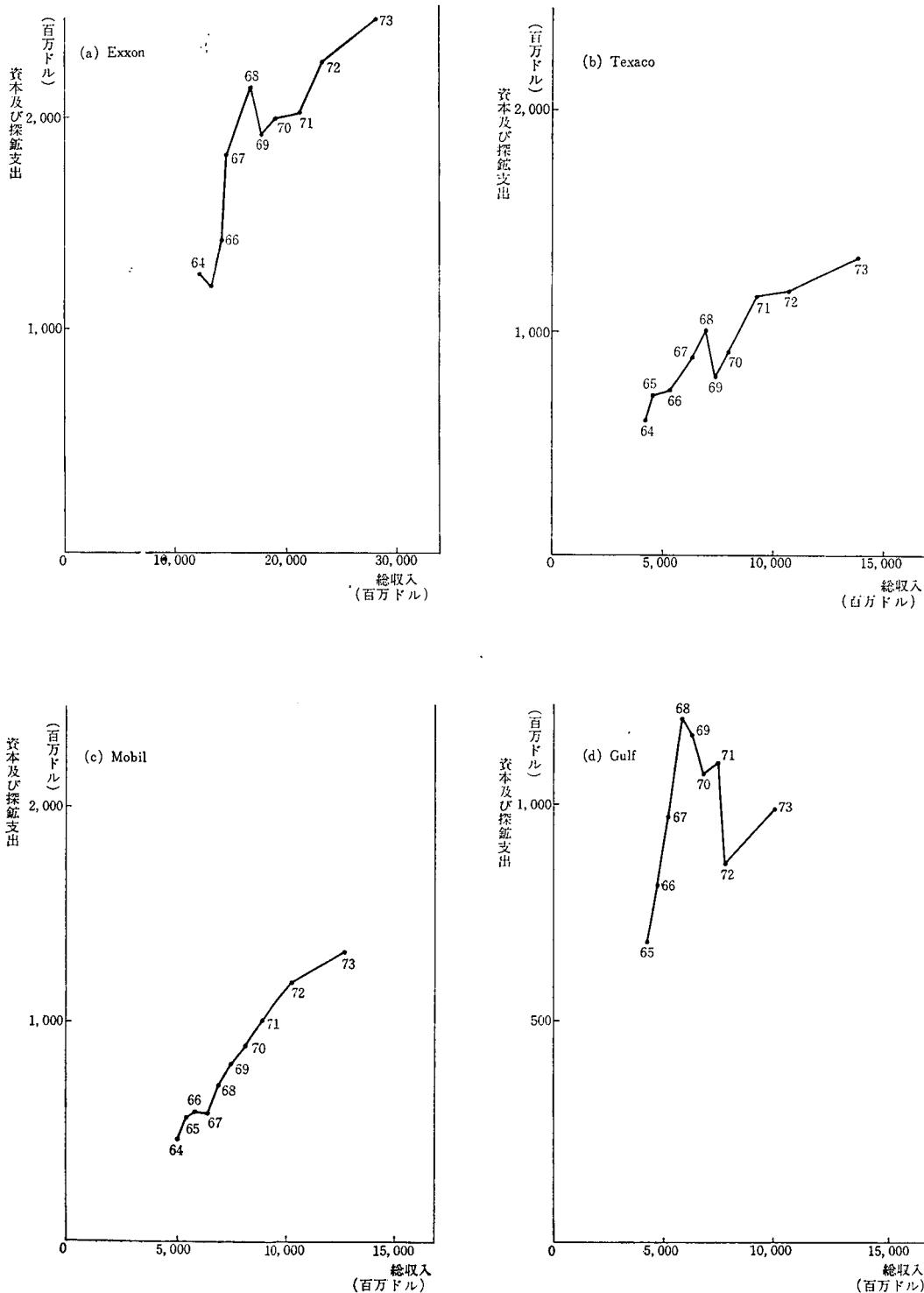
International Majorsは、業績の伸び悩みの中でも大きな投資支出を続けてきた。各社の年々の資本および探鉱支出は、それぞれの純利益額をつねに上廻っており、つねに少くとも年々の総収入の10%を上廻っている。

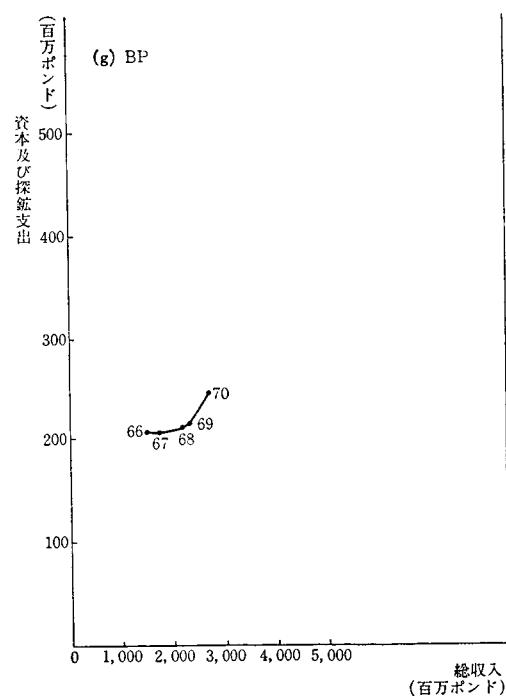
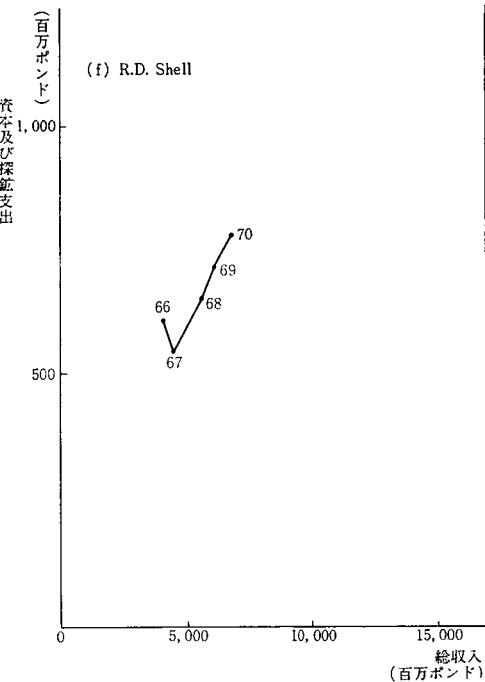
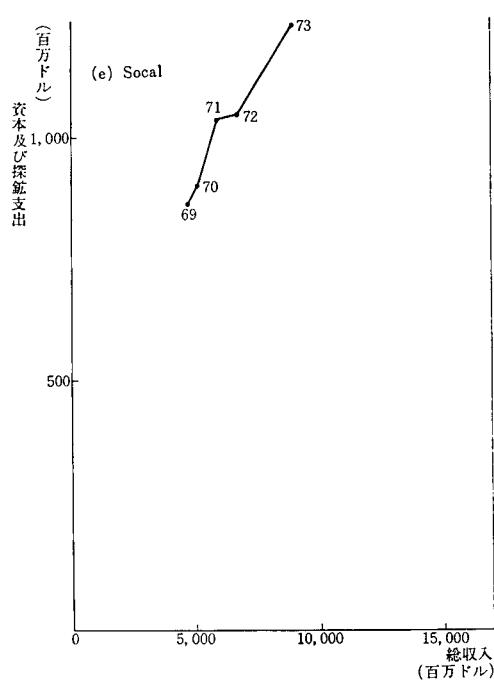
資本および探鉱支出の推移をみると、それは純利益の変動よりもむしろ、総収入と強い相関があることが観察されるであろう。もちろん例外はあるが、投資支出の成長は総収入の成長に平行しているとみなすことができる。このことは各社の投資支出の変動と総収入の変動との関係を比較した第3—2図によって示すことができるであろう。各社の投資支出が総収入に対して占める比率は比較的安定していて、たとえ利益が伸び悩んでいる場合でも、会社は必要な投資を続けてきているというのが、International Majorsにおける投資行動に特徴的な一つのパターンである。

長期的にみれば、全体の傾向として、投資支出の総収入に対する割合はいく分低下気味であるが、その低下の程度は利益率のそれにくらべるとはるかに小さく、石油会社は業績低下のなかでも高い水準で投資を続けてきたといえる。

利益と投資支出の動向におけるこのようなギャップは、資金調達の面にしわよせられたものと思われる。優良であるとされているInternational Majorsの資本構成にわずかずつながら変化が生じてきている。このことはバランスシ

第3—2図 各社の総収入と資本・採鉱支出の関係





ートにおける長期借入金の増大や自己資本比率の低下となって反映されている。比較的変動の小さい Exxon を例にとっても、自己資本比率は 1967 年の 61.7% から 73 年の 54.7% に低下している。また Texaco の場合、1965 年までは 70% 台であった自己資本比率は、1973 年には 58.8% に下っている。同様に、Gulf についても、自己資本比率は 1965 年の 73% から 1973 年の 55% へ 18% も低下している。これらの事実から、投資需要と資金調達のギャップが Majors 各社にとってかなりきびしかったことが窺われるであろう。

資金調達面の困難さを反映するものとして配当性向の動向も注目される。少しでも多くの資金需要を充たすために、利益のうち現金配当として支払う部分を抑え、できるだけ内部留保をする方法がある。この方法を採ることができるのは、業績が安定していて利益が順調に成長している会社に限られるので、すべての企業において配当性向が低下しているとはいえない¹⁾。配当性向が小さくなってきている会社として Exxon がある。その業績が順調に推移してきているため、利益の中から配当に支払う部分を圧える努力が結実し、Exxon 社においては配当性向が次第に低下してきている。

Majors の投資動向の大づかみな傾向とその財務面への影響は以上のとおりであるが、1973 年の“石油危機”による急速な業績の好転は、投資動向に対してどのような影響をもたらすであろうか。1973 年の各社の投資支出額に関してはまだその影響は、はっきりとは認められない。1973 年にも各社の投資額は前年より増加しているが、その増加率は総収入の伸びにくらべると遙かに小さく、10% を少々上回る程度の伸びに過ぎない。収入および利益の急激な増

原油資源支配構造の変動と International Majors の新動向

加に見合う投資支出の増加は、1974 年にもちこされているようである。これは各社の Annual Report のなかにおいても示唆されているが、Moody 社の調査によれば、アメリカの主要石油会社 10 社の 1974 年の計画投資額は前年実績の 94% 増であるとされている（第 3-4 表）。

第 3-4 表 主要石油会社の投資計画

会 社	1973	1974	(百万ドル)
			増加分
Atlantic Richfield.....	\$ 550.0	\$ 1,100.0	100.0
Exxon.....	3,500.0	6,100.0	74.3
Getty.....	270.0	272.6	0.9
Gulf.....	1,500.0	2,000.0	33.3
Marathon.....	166.0	265.0	59.6
Murphy.....	NA	172.0	NA
Skelly.....	NA	140.1	NA
Standard Oil Co. of California.....	1,200.0	1,600.0	33.3
Standard Oil (Indiana).....	1,050.0	1,400.0	33.3
Standard Oil (Ohio).....	175.0	300.0	71.4
Sun.....	375.0	650.0	73.3
Texaco.....	1,600.0	1,800.0	12.5
Total	² 10,386.0	15,799.7	² 49.1

1. 1974. 1 月 22 日まで発表分

2. Murphy and Skelly. を除く

3. 資料 Moody's Industrial News Reports.

また、McGraw-Hill 社の調査によれば、アメリカ国内の石油産業の 1974 年における資本支出計画は、前年実績の 52% 増（82 億ドル）であるとされている。また同社によれば、この年の米系 Majors の資本支出は、全世界で 170 億ドルを超えると予想され、1975 年にもおそらく 190 億ドルという高い水準の投資がつづけられるであろうとされている（1973 の米系 5 社の資本支出の合計は 65 億 3,000 万ドルであった）。

石油会社が計画している 1974 年における投資支出は、相当大規模なもので、いずれにしても前年の総収入における大巾な増加率（おそらくはさらに大巾な増加率）を上回る伸びを示すであろう。

1) 配当政策の一般的な慣行から、多くの会社において、むしろ配当性向は上昇している。多くの場合、企業はその業績が下ってきても、配当を減じることは避けようとする傾向があるので、利益が伸び悩む時期には配当性向がかえって上昇するのが普通である。

Majors が計画している今後の大規模な投資支出において、原油生産部門への投資が大きな割合を占めていることは、Annual Report のなかでも示唆されている。またすでに最近 2, 3 年間において、これらの会社の投資支出の内容が変化してきており、その分析をすることによって、今後における投資の方向についてある程度推測することができるであろう。

まず探鉱支出（これは資本支出に含まれない）の動向は、資本支出の増加傾向が続いているなかで、長期にわたって同じ水準に停滞している。たとえば、Exxon の探鉱支出は 1975 年には 2 億 5,500 万ドルで、2 ~ 3 年前にくらべて 25% も大きいものであるが、それは 1960 年代中期の水準を回復したにすぎない。したがって総投資支出（資本支出および探鉱支出の合計）の中で占める探鉱支出の割合は 1965 年には 19% であったが、1973 年には 10% に過ぎない（他の会社についての状況も同様で、その詳細は付表において示すとおりである）。

探鉱費とは対照的に、資本支出の額は年々ほぼ増加の一途をたどってきたが、その支出の内容にはいくつかの注目すべき変化があった。最

近における資本支出の動向の特徴の一つに、原油生産部門への投資がふたたび大きな比重を占めるようになったことがある。

各社が公表した統計によると、1970 年を中心として、精製部門および販売部門への資本支出が大巾に増加し、またそれが資本支出全体に占める比重も大きくなった。この傾向はしばらくの期間見られ、各社によって異なるが大体 1971 ~ 2 年まで続いていた。その間、原油生産部門への投資は停滞気味で、資本支出における割合も減少している企業が多くいた。この傾向は各社の有形固定資産の構成にも変動をもたらす程の影響をもっていた。この間に、多くの企業の有形固定資産において、原油生産部門のそれの占める割合が小さくなり、かわって、精製・販売輸送などの部門の占める比重が増す傾向があった。

しかし 1972 年から 73 年にかけて、再び原油生産部門への投資意欲が回復してくる兆候があらわれはじめた。Socal を除く米系 4 社の生産部門への資本支出の合計は 1971 年の 16.1 億ドルに対して、1973 年には 26.6 億ドルに達している。またこれら 5 社の総資本支出の中

第 3-5 表 各社の資本支出と探鉱費

	資本支出	探鉱費	計	資本支出	探鉱費	計	資本支出	探鉱費	計	資本支出	探鉱費	計
	Exxon (百万ドル)			Texaco* (百万ドル)			Mobil (百万ドル)			Gulf** (百万ドル)		
73	2,235	255	2,490	1,272	61	1,333	1,186	148	1,334	823	156	979
72	1,984	265	2,249	1,138	54	1,192	1,030	150	1,180	718	141	859
71	1,811	193	2,004	1,103	59	1,162	911	127	1,038	983	113	1,096
70	1,794	205	1,999	826	80	906	755	124	879	958	109	1,067
69	1,691	213	1,904	730	61	791	683	117	800	1,033	123	1,156
	Socal (百万ドル)			Royal Dutch Shell (百万ポンド)			BP (百万ポンド)					
73		158										
72	654	135	789									
71	734	123	857									
70	674	114	788	670	112	782	244	244				
69	658	117	775	593	123	716	213					

各年 Annual Report より作成。

* Investment and advances を含む。

** business investment を含む。

第3-6表 Exxon 資本支出 単位百万ドル；()内%

	Producing	Manufac.	Marketing	Transportation	Other	Total
1973	821 (36.7)	579 (25.9)	263 (11.8)	490 (22.0)	81 (3.6)	2,235 (100.0)
1972	498 (25.0)	634 (32.0)	391 (19.7)	323 (16.3)	138 (7.0)	1,984 (100.0)
1971	492 (27.2)	340 (29.8)	428 (23.6)	232 (12.8)	119 (6.6)	1,811 (100.0)
1970	533 (29.4)	440 (24.3)	453 (25.2)	254 (14.0)	110 (6.1)	1,794 (100.0)
1969	521 (30.8)	443 (26.2)	379 (22.4)	265 (15.7)	83 (4.9)	1,691 (100.0)

Texaco 資本・探鉱支出*

	Producing	Manufac.	Marketing	Transportetion	Chemicals	Other	Total
1973	803 (61.8)	248 (19.0)	165 (12.7)	74 (5.7)	7 (0.5)	4 (0.3)	1,302
1972	713 (61.1)	194 (16.6)	149 (12.8)	81 (6.9)	23 (2.0)	7 (0.6)	1,167
1971	603 (54.5)	157 (14.2)	206 (18.6)	80 (7.2)	48 (4.3)	11 (1.0)	1,106
1970	584 (66.6)	96 (10.9)	127 (14.5)	47 (5.4)	16 (1.8)	7 (0.8)	877
1969	512 (67.9)	77 (10.2)	105 (13.9)	42 (5.6)	11 (1.5)	7 (0.9)	754

* 第3,4表の数値との差額は "Investment and advances" である。

Mobil 資本支出

	Exp. & Prod.	Market.	Refinery	Transp.	Chemicals	Natural Gas	Other	Total
1973	559(47.1)	215(18.1)	190(16.0)	160(13.5)	15 (1.3)	37 (3.1)	9 (0.8)	1,186
1972	361(35.0)	268(26.0)	252(24.5)	78 (7.6)	17 (1.7)	27 (2.6)	29 (2.8)	1,030
1971	266(29.2)	244(26.8)	256(28.1)	64 (7.0)	33 (3.6)	38 (4.2)	11 (1.2)	911
1970	244(32.3)	160(21.2)	226(29.9)	69 (6.5)	25 (3.3)	34 (4.5)	12 (2.3)	755
1969	296(43.3)	118(17.3)	187(27.4)	33 (4.8)	11 (1.6)	28 (4.1)	10 (1.5)	683

Gulf 資本支出

	Exp. & Prod.	Market.	Refinery	Transp.	Chemicals	Natural Gas	Other	Total
1973	479(61.1)	94(12.0)	63 (8.0)	84(10.7)	24 (3.1)	17 (2.2)	23 (2.9)	784
1972	357(52.7)	99(14.6)	85(12.5)	73(10.8)	19 (2.8)	19 (2.8)	26 (3.8)	678
1961	253(27.9)	122(13.4)	223(24.6)	123(13.5)	46 (5.1)	21 (2.3)	115(12.7)	908
1970	234(27.6)	146(16.9)	282(32.6)	48 (5.5)	76 (8.8)	24 (2.8)	50 (5.8)	965
1969	388	187	132	104	88	21	33	953

SoCal 資本支出

	1973	1972	1971	1970
EXPLORATION-DEVEL.	387 (49)	403 (51)	371 (43)	447 (56)
MANUFACTURING	180 (24)	180 (23)	468 (57)	342 (44)
MARKETING-TRANS.	208 (27)	205 (26)		
TOTAL	775	788	957	780

第3-7表 各社の有形固定資産 (Gross)

	Exxon					単位百万ドル, () 内は%
	Prod.	Mfg.	Markt	Trans.	Other	Total
1973	8,512(35.0)	6,560(27.6)	4,533(19.1)	3,214(13.5)	1,146(4.8)	23,765(100)
1972	7,724(33.6)	6,192(27.7)	4,576(20.5)	2,742(12.3)	1,093(4.9)	22,327(100)
1971	7,398(37.1)	5,427(27.2)	4,099(20.6)	2,223(11.1)	801(4.0)	19,948(100)
1970	7,523(35.8)	5,773(27.5)	4,371(20.8)	2,426(11.5)	918(4.4)	21,011(100)
1969	7,145(38.3)	5,059(27.1)	3,792(20.3)	1,981(10.6)	695(3.7)	18,672(100)

	Texaco					単位百万ドル, () 内は%	
	Prod.	Mfg.	Markt	Transportation	Chemicals	Other	Total
1973	7,043(56.0)	2,501(19.9)	1,933(15.4)	591(4.7)	390(3.1)	99(0.8)	12,557(100)
1972	6,735(56.9)	2,268(19.2)	1,825(15.4)	517(4.4)	387(3.3)	105(0.8)	11,836(100)
1971	6,288(56.8)	2,087(18.8)	1,738(15.7)	493(4.5)	369(3.3)	98(0.9)	11,073(100)
1970	5,993(58.0)	1,921(18.6)	1,565(15.2)	432(4.2)	329(3.2)	89(0.8)	10,329(100)
1969	5,663(57.8)	1,846(18.9)	1,491(15.2)	392(4.0)	313(3.2)	89(0.9)	9,794(100)

	Mobil								単位百万ドル, () 内は%
	Prod.	Refinery	Markt	Marine	P. Line	Chemi.	Other	Total	
1973	3,938(38.4)	2,315(22.6)	2,396(23.4)	637(6.2)	376(3.7)	434(4.2)	158(1.5)	10,254(100)	
1972	3,413(36.7)	2,163(23.2)	2,260(24.5)	476(5.1)	363(3.8)	451(4.8)	183(2.0)	9,309(100)	
1971	3,132(37.1)	1,908(22.6)	2,065(24.4)	404(4.8)	348(4.1)	430(5.1)	160(1.9)	8,446(100)	
1970	2,983(38.5)	1,688(21.8)	1,842(23.8)	359(4.6)	321(4.2)	427(5.5)	125(1.6)	7,744(100)	
1969	2,849(39.7)	1,554(21.7)	1,647(23.0)	315(4.4)	299(4.2)	398(5.5)	110(1.5)	7,173(100)	

	Gulf								単位百万ドル, () 内は%
	Ex. & Pro.	Refinery	Markt	Transp.	Chem.	N. Gas	Other	Total	
1973	5,340(48.0)	1,808(16.3)	1,803(16.2)	1,011(9.1)	616(5.5)	363(3.3)	182(1.6)	11,123(100)	
1972	5,106(47.0)	1,836(16.9)	1,757(16.2)	979(9.0)	615(5.7)	349(3.2)	220(2.0)	10,862(100)	
1971	4,723(42.8)	2,072(18.8)	1,890(17.1)	963(8.7)	648(5.9)	332(3.0)	407(3.7)	11,035(100)	
1970	4,587(44.9)	1,873(18.3)	1,687(16.5)	845(8.3)	614(6.0)	311(3.0)	295(2.9)	10,212(100)	
1969	4,480(46.7)	1,358(14.2)	1,776(18.5)	801(8.3)	568(5.9)	294(3.1)	318(3.3)	9,597(100)	

	SoCal								単位百万ドル, () 内は%
	Prod.	Mfg.	Mrktng	Marine	Pipe L.	Morter	Other	Total	
1973	4,303(44.6)	1,921(22.2)	1,405(16.2)	466(5.4)	320(3.7)	82(0.9)	149(1.7)	8,650(100)	
1972	4,100(51.1)	1,824(22.8)	1,220(15.2)	338(4.2)	306(3.8)	81(1.0)	146(1.8)	8,018(100)	

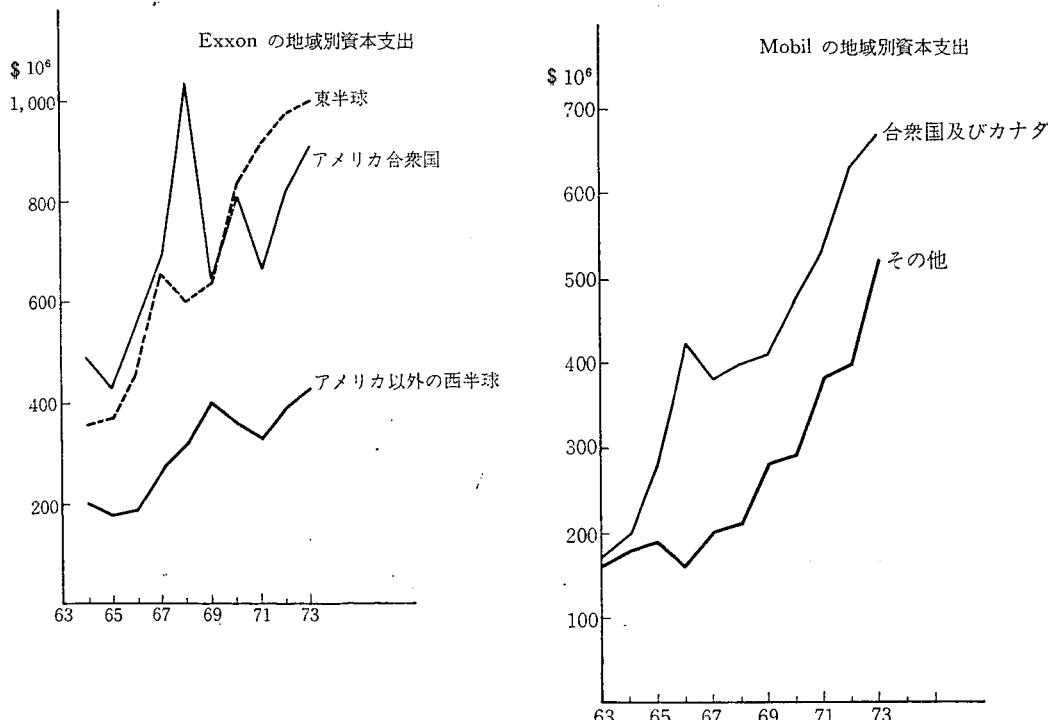
で原油生産部門への資本支出の占める割合も 1971 年の 33% から 1973 年の 40% へと高まっている。1970 年前後の期間の International Majors の投資支出における傾向は、上流部門よりも下流部門に比重をおいたものであり、投資のこの傾向はわずかずつとはいえ会社の設備構成のバランスを変えるものですからあった。しかし近年になってふたたび、原油生産部門への投資は活発化することになった。

International Majors の資本支出はその営業活動と同様、世界各地にまたがって行なわれているので、その地域別構成について検討が必要である。米系企業の資本支出の地域別動向を大づかみに特徴づけるならば、過去のかなりの長期間にわたって東半球を中心に外国において増加してきたが、最近になって長い間停滞気味であったアメリカ国内での資本支出がいちじるし

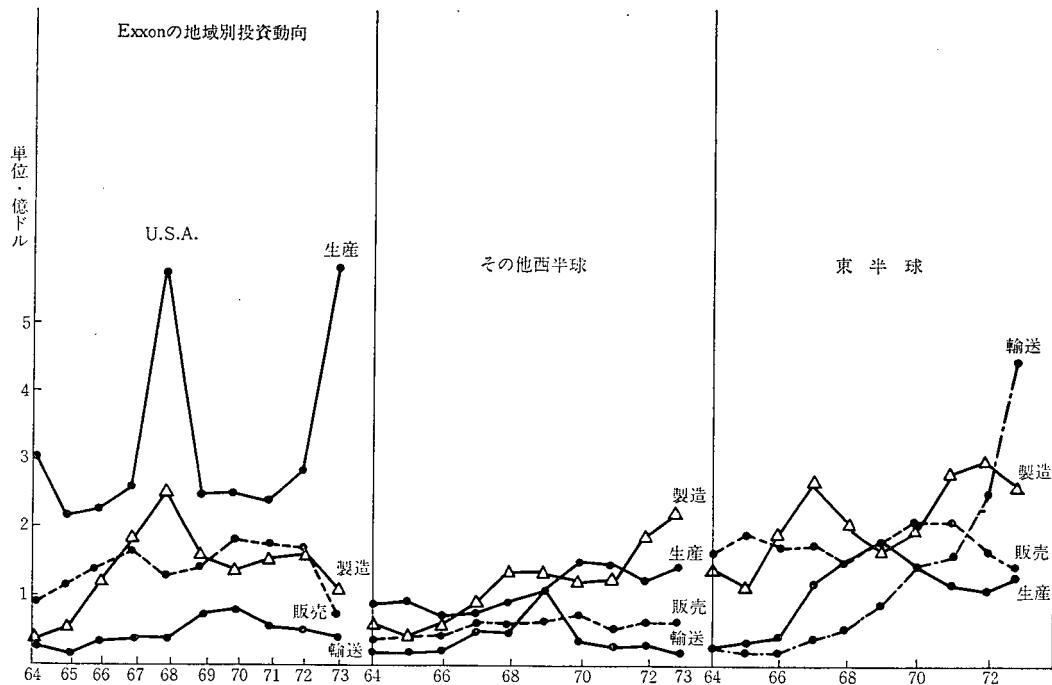
い伸びを示していることである（第 3-3 図）。

入手可能な資料からみた限りでは、アメリカ国内における投資の増加傾向は、原油生産部門における資本支出の増加と関連があると思われる。Exxon の資料によれば、アメリカ国内における原油生産部門への投資は 1971 年の 2.38 億ドルから 1973 年の 5.53 億ドルに增加了。同部門への国外での投資も、1971 年には 2.54 億ドル、1973 年には 2.68 億ドルと相当な額が行なわれているが、最近における原油生産部門への投資の増加は主としてアメリカ国内において行なわれたことは明らかである。Mobil についても、この傾向は一層はっきりとあらわれており、1973 年におけるアメリカ国内およびカナダでの原油生産部門への投資は 4.75 億ドルで、これは 1971 年の 3.4 倍である。なお、その他の地域における投資は総額では増したもの

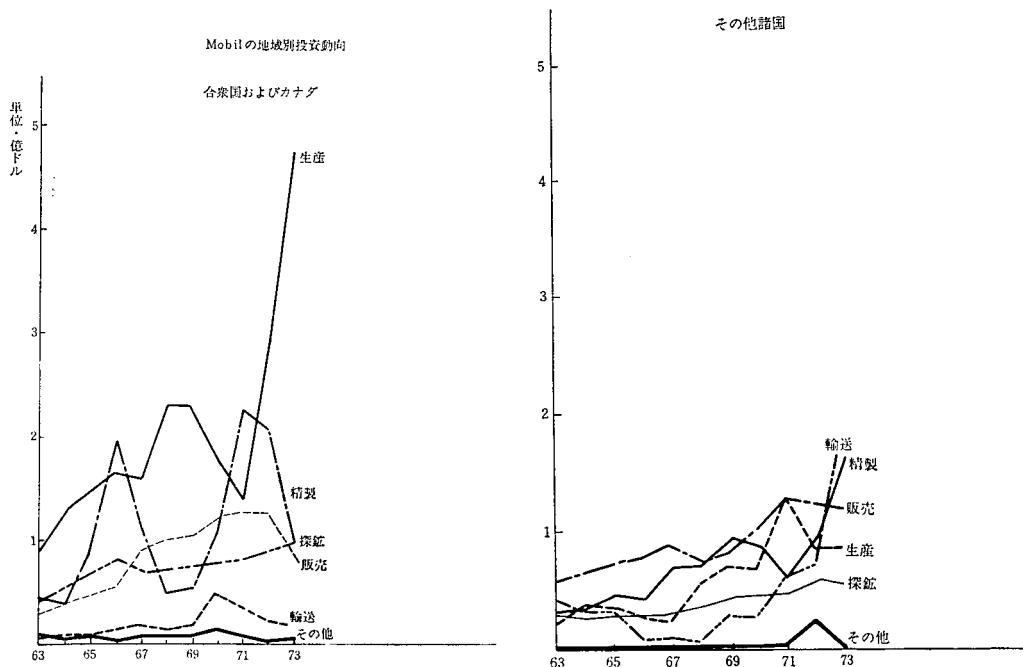
第 3-3 図



第3-4図(a) Exxonの地域別投資動向



第3-4図(b) Mobil



の、原油生産部門への資本支出は 1971 年の 1.28 億ドルから 1973 年には 0.84 億ドルに減少している。国外での投資は、下流部門の精製および輸送部門などで増加している。このように、原油生産部門に対する資本支出は、主としてアメリカ国内において活発化してきているといえるであろう。

他方、下流部門に対する投資は、アメリカ国内においてかなりの程度まで行なわれているが、国外においてより活発に行なわれている。現在までに利用可能な資料のある Exxon および Mobil における投資動向からこのことを裏付けることができる。たとえば Exxon の 1973 年における部門別の投資をみると、国外における投資の比重は、精製部門では 81%，販売部門では 74%，輸送部門では 91% を占める大きなものである。これとは逆に、原油生産部門への投資については国内投資の比率が大きく、その 67% を占めている（第 3-4 図）。

3.3 むすび

以上は International Majors の企業行動を財務面からとらえたものである。1960 年末以降 1972 年までの最近における International Majors の業績の動向をみると、各社とも売上高の順調な伸びにくらべて、利益は伸び悩んでいた。他方これらの企業の投資動向をみると、一般的な傾向として利益率の低下傾向にも拘わらず、売上高の伸びとともに投資はふえつづけている。利益の伸び悩みの下で、積極的な投資態度を保ちつづけた結果、各社の自己資本比率がいちじるしく低下するなどの財務体質の悪化すら生じることもあった。またこの時期における International Majors の投資態度は積極的なものであったとはいえ、その投資内容はいく

つかの特長を持っていた。

この時期における International Majors の投資のうち、精製・販売・輸送などの下流部門に向けられる部分が大きく、原油生産などの上流部門への投資は不活発であった。すでに述べたように、1971 年における米系 5 社の資本支出のうちで原油生産部門への支出は 30% にすぎなかった。この数値の意味はたとえば次の予測値とくらべると明らかになるであろう。The Chase Manhattan Bank の予測によれば、将来の石油需要をみたすために、1970 年から 1985 年の間に 8,100 億ドルの投資が必要であるとされている。そのうちの 4,500 億ドルは原油生産部門に投資すべき金額である。すなわち将来の需要を充たすためには投資の約 55% は原油生産部門に投ぜられるべきであると予測されている。したがって過去の 30% という数値はこれを大きく下回るものであり、原油生産部門への投資を今後大幅に増加することが考えられる。

しかしながら、1973 年には International Majors の業績は急速に伸び、売上高の急増とそれを上回る利益の増加をもたらした。この傾向は 1974 年にも引継がれ、Exxon がはじめて、売上高でも世界最大の企業となることになった。

このような業績の向上に支えられて、投資は活発化するきざしをみせているが、とくに原油生産部門への投資はすでに大幅な増加をみてきている。それは米系資本についても国内での投資に比重がおかれていることを特長としている。しかし、ともかく、石油危機をきっかけとした International Majors の業績の急速な向上によって、上流部門を含めて投資は活発化する方向にむかっている。以上のような事実から

も明らかであるとおり、1973 年の石油危機が International Majors の財務面に与えた影響は非常にいちじるしいものであったといえる。

4. おわりに

われわれはこれまでに 2 つの論文¹⁾において石油を中心に最近の国際エネルギー問題のさまざまな側面を分析してきたが、なお空白として残っている最大のものは消費国における石油問題の分析である。

1974 年 2 月のワシントンでの石油消費国會議において日本を含む 12 カ国からなるエネルギー調整グループが設立された。その具体的な成果として、11 月には石油緊急融通、消費抑制、代替エネルギー協力開発を含む「国際エネルギー計画」に関する協定が主要石油消費国 16 カ国によって署名され正式に発足することとなった。この計画は、基本的に、消費国會議を主催したアメリカ政府の構想にもとづくものであり、この計画にフランスを除く主要消費国を結集し得たことは、アメリカ政府の対消費国戦略の順調な展開を示すものであろう。

この協定によって設けられる国際エネルギー機関 (IEA) は OECD の一機関として、消費国への石油供給はもとより、産油国、および他の消費国間との関係、長期エネルギー協力などに采配をふるうことになる。

International Majors は主要消費国の石油供給市場において從来から大きな地歩を占めており、新しい消費国間の協力体制を運営する上でも実質的な役割を担うことになるであろう。したがってその分析なしには、国際的エネルギー体制がどのように運営されるかまたそれが当事国や、それに関係する産業などにどのような利害を与えるかを正しく理解することはできない

であろう。

本稿においてわれわれはすでに International Majors の経営動向についての全般的記述を行なったが、さらに消費国市場でその活動の実態について具体的に分析することが必要であろう。

すでに述べたように Majors の経営戦略は一方で強力な原油調達力を維持しつつ、他方では産油国主権の及ばない消費国市場部門の支配強化を指向している。第 1 に Majors 各社は、70 年代に入ってから操業・販売地域の再編、ヨーロッパ、アジアにおける精製・輸出センターの設立、アメリカ、ヨーロッパの販売部門の合理化・多角化など、国際的に down stream 操業の合理化に再編成を活発に展開してきた。これらはいずれも、down stream 部門の強化とその収益性の改善をめざす動きである。第 2 に Majors はアメリカを中心として企業の買収・合併ないし提携によるエネルギー多角化への動きを示している。米国市場では、石炭及びウランに対する埋蔵量集中度はすでにかなりの水準に達し、今後の動向によってはエネルギー競合自体の支配を通じてエネルギー価格の高位安定へと進むことも可能である。

Majors の消費国における活動は、その企業戦略にとって今後、重要な意味をもっているに止らない。

それは同時に消費国市場への石油供給システムの新しい枠組をきめた国際エネルギー体制を実際に運営し機能させる役割を果すものである。したがって国際的新エネルギー体制の意味を理解するには、アメリカ政府の対外政策における多国籍企業の役割という側面についての洞

1) 山田恒彦、松井豊「アメリカのエネルギー危機と石油戦略」電力中央研究所内部資料および本稿。

察をもってこれを観察することが必要であろう。のちに示唆するようにわれわれはこの問題に関する基礎的研究の計画をもっているが、当面つぎのことを検討する予定である。

1. 国際エネルギー計画を軸とする消費国とのエネルギー協力体制についての吟味。
2. Majors の消費国における市場支配を含む経営活動の実態の把握。
3. これに対する各国政府による規制の実態と消費国間協力の関係についての検討などである。

多国籍企業としての Majors の経営については、各国における子会社管理の実態やそのための管理技術を究明することによっていっそう具体的な理解がえられるであろう。またエネルギー多角化は巨額な資金と技術の投入を必要としていることから、企業集団の再編成を促す要因となるであろう。Majors をめぐる金融・企業集団の動向分析は、エネルギー多角化競争の国際的影響の理解にとって欠かせない問題である。

これらの研究調査の基礎として、アメリカの国家安全保障政策と多国籍企業としての Majors の活動との関連についての実証的研究を行なう計画をわれわれは持っている。これは、イランおよびサウジアラビアにおける歴史的事例によって、アメリカ政府の対外政策の展開とその中の Majors の行動を具体的に分析

原油資源支配構造の変動と International Majors の新動向

するものである。そのための資料としてアメリカ議会における公聴会議事録を用いる。これは従来明らかにされることの少なかった部分に分析の光を当てるものであり、石油をめぐる国際的政治・経済の構造についての歴史的事実認識を深めるのに役立つであろう。

消費国間の国際的エネルギー体制に関する、上述のような諸側面からの分析なしには、わが国における石油・エネルギー供給問題の国際政治・経済的側面を適確に理解することは困難であろう。それは単に当面の石油供給に限らず、石炭および原子力を含めたエネルギーの長期的な供給全体を含んでおり、国家の政策と総合エネルギー企業を指向する多国籍企業としての Majors の経営の動向、さらに日米関係をめぐる諸要因が相互に影響しあって形づくられて行くものである。もちろんわが国に特有の事情についての検討も必要である。たとえば、他の主要消費国とちがってわが国では石油精製業に外国資本の 100% 子会社は存在していないが、こうした非連結子会社ないし関連会社部門を Majors がその総合一貫経営のなかで、どう位置づけ運営して行くかなどの問題である。

国際的なエネルギー協定のかたちで枠組がつくられつつある消費国問題についての理解を深めながら、わが国のエネルギー政策のあり方を評価し批判することがわれわれの今後の課題であると考えている。

やまだ つねひこ・技術経済部 はつかで よしろう・電力経済部 まつい ゆたか・こせき しん・
日本石油社長室三課